

二

茶會はその席上使用するところの「茶數種類」によつて十種茶、五十數茶などいはれしと共に、會日の定めによつて旬茶、月次茶の如き別あり。年頭初度の茶會は「茶始」の稱を以て呼ばれたりき。祇園執行日記を按ずるに、

(1) 茶始 良仙頭 五反略下 (觀應元年正月二十六日條)

(2) 月次茶 義頭 四反 (同年二月三日條)

(3) 旬茶 白岩勤仕之茶四反(同月六日條)

(4) 參西大路月次茶也、茶二十五種、檀紙六帖取 (同年九月二十一日條)

(類例一々あげず)

以てその一般を窺ふに足るべし。かく盛に行はれたりし「茶會」は、多くその終了後他の遊興飲宴等を連續興行して恠しまざりしこと、前編に述べたれば、再び詳言せざれど、二三の實例をあぐべし。

(イ) 尊命殿來、純來合、茶勝負略中又酒出之 (觀應元年九月一日條)

(ロ) 純阿來、雙六茶 (同月二十六日條)

(ハ) 往黨來、茶雙六 (十一月九日條)

(ニ) 丹波守來、茶三反雙六等

是等みな當時の茶會が後世の茶道と其精神及方法を均しくせざりし結果ならずんばあらざるなり。(大正六、五、三一)



# 香道の成立とその發達について

## 序 說

本邦に於ける藝道發達史の考究は、一般風俗史を修むる者の忘るべからざる項目なりといふべし。殊に近古以降上下に涉れる雅遊としての茶、香、花の三種は、いづれも好個の研究問題たるを失はず。予既に茶道及花道の起源及推移の一端を説きたれば、進んで香道史の大概を窺はんとす。然れども此種の事業に臨んでは、實技の方面よりして推究を要する多くの點あり。従て我等の如き實際的素養を缺けるものゝ見解は、時に迂遠の嫌なきを得ざらん。是等は斯道の名士より批評と示教とを與へられんことを希望して已ます。

註

(1) 風俗研究七及十一歴史地理第三十卷五號

## 第一章 香道の成立年代

香道の源流は今すべて論ぜず。後世いふところの香道香會の行はるゝに至りし時代のみについて考へんとす。

案するに香會の行はれしは鎌倉の季世よりなるべし。「建武年間記」一に建武に、

口遊、去年八月二條河原落書云々 元年歟……

京鎌倉ヲコキマゼテ一座ソロハヌエセ連歌……茶、香、十、炷、ノ、寄、合、モ、鎌、倉、ノ

釣ニ有鹿ト 都ハイト、倍増ス云々

本文は明に右の事實を證して動すべからず。然れども當時香、寄、合、或は十、炷、寄、合と稱せられし者が如何なる形式の下に行はれたりしかは今より詳にしがたし。茶道の前後兩期に内容の大差あると均しく、恐らくは後世の香會よりも遙に自由なる遊興的集會なりしと考へらる。第二章 照また香、十、炷と別けて記せるも大に故あるべきを信ず。

香道の成立とその發達について



即ちいふところの「香」は香道家の所謂一炷聞 或はそれならずとも古風の者をいひ、十炷(この名稱については第二章にいふべし)とは新興の香遊を意味する者と思はる。後世に及び十炷香を十種香と同物となし、古くは「種」字を用ゐたりしを三條西實澄勅を奉じて「炷」字に改むとの傳説(2)あるも、その俗見に過ぎざること、前にあげたる落書の趣を以て知らるべければ、委しく辯ずるの要なからんか。而して當時十炷の寄合なる者は全く茶會の方法を範として行はれたりしが如し。

註

(1) 類從四百五十四所收、大日本史料第六編ノ一、——七六六頁にも引けり。

(2) 香道眞傳上に「古しへは十炷香を以て十種香といへり、されば榮松覺書曰……種とも炷とも書り、炷の字は後人の了簡と見ゆ……是古しへ種の字を用し證據なり……當時之香人皆十炷香に種の字を書るは古今世俗の誤と思へるは非なり……隆勝、西三條實澄公を以て……十種香之濫觴を内奏し給ひし比勅して、炷の字を賜ふ、是より初而十炷香とよぶ……其仔細知る人すくなし」云々といへるときは、その一例とすべし。今日もこれを信する人ありと覺し。(百科大辭典卷五、——五五頁參照)

(3) 第二章にその所以を述べたり。

香寄合の盛行するに伴ひ、いつとなく標準的型式慣例等の要求せらるゝことゝなりぬ。かくの如くにして成立せし者は最初に於ける香道なりとす。

當初に於ける香道の作法は、斷じて特に作られたる者にあらず。たゞ一定の類似性を以て並び行はれし香遊の諸風俗を綜合せし者に留るべし。然るに從來の諸家は多く足利義政及志野流の祖宗信を以て斯道の創始者となし、實隆をその指導者となす。試みに現今先進の説を窺はんに、

將軍足利義政此技の法を定めんと欲し……志野三郎左衛門宗信に命じて相阿彌珠光肖柏等と議し博識の聞え高き三條西實隆の決定を請ひ……一技を創立せり按ずるに此事ありし年代詳ならずと雖も義政東山に銀閣を建築し隱栖せし後なるべし義政の隱遁は文明十一年なり是年實隆二十四歳宗信三十八歳珠光五十七歳肖柏三十六歳なり相阿彌年齢詳ならずと雖も亦五十七歳前後なるべし唯々實隆の齡獨り若きに似たれど、義政薨去の歳は三十五歳なれば弱年ともいひ難く云々、かくの如きその一好例となるべし。

然れども當時の史料に基いて考ふるときは、此種の傳説の大に疑ふべきものあ



るを知るに足らん。(イ)義政の時代に於ける僧侶の記録にして世に傳はるもの少なからざれど、一も上の如き事實を告げず。(ロ)實隆公記に至ては香に關する記載多しといへども、宗信との往來または香道の談合を證すべきなし。(ハ)更に疑ふべきは組香の祖を實隆に歸する説なりとす。當時所謂「組香」の盛に行はれたりしこと政家尙通實隆諸公卿の記に徴して明かなれど、その方法を定めしことについては何等の傳へをも載せず。況んや古く建武の時代に於て同種の香遊の存在せし確證あるを如何にせん。これを要するに香道の淵原を義政時代にありとする舊説は全然信憑すべからざるなり。

想ふに香道の作法即ち香遊の標準的型式は自然の發達によりて南北朝の比既に存せし者といふべく、數奇將軍の趣味によつて、成立せしにはあらず。しかも一般に汎ねく彼を云々するは、五月兩日記にても知らるゝ如く日常香薰物合香合等を愛好せし事實と、後世に於ける香道の師家がその傳統の基くところを得んとする希望と相俟つて、斯道の祖とやうにいひそめしたためなるべし。

以下少しく初期香道の内容を検して、香道の成立が決して義政の時を俟たざり

しを明かにせんとす。

註

- (1) 詳しくいふときは、その間にも少異なきにあらず。されどそれは今一々辯ぜず。
- (2) 今泉氏説、(百科大辭典卷二、四九一頁)
- (3) 香道の話第一に十種香など數多の香を組合せて聞くものにして「云々」といへり(御家流宗匠慈善舎主人の説)下文にも説くべし。
- (4) 同第十三、三條西内府の創意に出でたる組香は香合……一炷聞等に比すれば其式稍々複雑なるのみが勝負を争ふ方法を取りたるなど……既香中最も下品の技に屬すれども……却つて興味あり……その技の進むと共に倍々面白味を感じて倦むことなく「云々」といひ、禁中堂上より行はれせめし義政宗信より武家に傳はりし由を説けり。
- (5) 東山殿には茶室と共に「香座」敷るものありしと傳へ、その指圖も存す。されど圖の眞偽は更に考究の要あり。

## 第二章 初期香道の内容について

初期の香道には既に一炷聞、薰物合或は香合等いへる類のそれのみならず、後世香道

香道の成立とその發達について



家の「組香」をも含めりしことは前章にも述ぶるところの如し。予の想像にして誤なくんば二條河原の落書にいへる「十炷」寄合は組香の會をいひ「香」寄合は主に一炷聞等の會なるべし。然らば當時存在せし組香の種類及性質は如何。——それを證すべきもの有るか。これについては他の方面よりして考ふことを得ん。試みに香道の成立せし時代に於ける茶會の享樂方法を考ふるに、「遊學往來」卷上に茶會の諸方法をあげていはく。

十種茶、四種十返、三種四服、源氏茶……六色茶、系圖茶、合不合……一向可爲宗批判云々（卯月九日文書）

本書の著者は玄恵なりと傳へられ。（然らずとしても、新千載集延文四年の成れりし後、未だ新拾遺貞選進せられざる時代に書狀參考著はされしこと明かなりとす）右の一節は最もよく初期香道の内容を類推せしむる者の如し。

（イ）十種茶——十種香 十種茶は十品の茶を飲用識別せし者なるべく、香にいふ十種もその意かと思はる。そは別に六種香七種香などいへる名目あればなり。聞六種香

（政家公記明應十年二月二日條）

七種香合御興行……予俊量朝臣……此外女中被候（實隆公記文明七年三月六日條）  
六種香は遊學往來にいふ六色茶と比定さるべきならんと信ず。十炷香と十種香の異同に至ては古來の疑義なりといへども、室町時代の中世よりは兩字並用せらる。二三を例せんに、

今夜守庚申終夜聞十炷香（政家公記文正元年正月十七日條）

入夜聞十種香（同 明應四年二月廿四日條）

今夜守庚申……十種香源氏等聞之（同 明應十年八月十四日條）

去々月庚申夜聞十炷香其時之勝負余勝也（同 永正二年四月五日條）

予は同人の日記にかく書き別けあるより考へ、兩者は全然別義の者なるを信じ、それと共に十炷香もまた初期香道の一種たりしを疑はざるなり。

（ロ）源氏茶——源氏香 香道瀧之絲下古組香 源氏香條にいはいはく、  
香五種也 各五包ッ、以上二十五包なり云々

前文にいへる七種香及六種香の類なること知るべし。茶道のそれも恐らくは五種の茶を飲み分けしものならんか。（政家公記明應十年三月九日條に、入夜聞源

香道の成立とその發達について



氏香正月廿四日條などいへり。されど五種香と書きたる例は、未だ知るところなし。

(ハ)系圖茶——系圖香 系圖香は四種香なりといふ。下瀧之系 四種十返三種四服等に比すべき香の名は今考へず。香道眞傳上古十組香祕考等に載するところの最古の組香の名稱は左の如し。

十炷香	花、月、香	宇、治、山、香	小、と、り、香	郭、公、香	小、草、香
系圖香	源、平、香	鳥、香	十、炷、燒、合、香		

右の諸種の内に於て初期香道の内容をなせりし確證ある者は二種に留り、他は遙に後世の者ならざるべからず。第四章香道内容の推移を敘するところを參照。上述ぶるが如くなれば、所謂組香は實隆によりて創められし者にあらず。古く建武以降既に存せしこと疑を納るゝの餘地なかるべし。

註

(一) これについて十種を十炷の古稱なりとする説最も行はれ第一章三條實證はじめて炷字を用ふなどいへる由も既に説けり。しかれども建武年中既に十炷の名目あり。また文正中にもその稱あれば十種の轉じて十炷となれるにあらざること勿論なり。

(2) 當初に於ける十炷香の方法については、今考ふべき資料なけれど、恐らくは十度香をたきてその當否を争ふものにあらざりしが。——然りとすれば十種香との相違はたゞ用ゐるところの香が一は十種にして一は必しもその種数を限定せざるところにありといふべし。——更に按ずるに、前文茶香兩道の比定をなすの際、四種十服に當るべき香の法なきを説けり。されば十炷香が十度香の意味なること誤なしと假定するときは、十炷香は四種香を隨意に選擇して十度たきその香名を識別せしものならんと想像せらる。

(3) 所謂組香の成立古きもの十種を幽齋が集めしものなりと稱す。

(4) 香道の話(十三)に三條西内府の創意に出たる組香……恰も義政の時代にして上流には専ら奢侈の風盛んに行はれ……遊技に耽る折柄とて……忽にして是が流行を見るに至りぬ云云。とあれど採るに足らず。

組香は既に初期よりして存し、古式香道一炷四香合流に對し、新興香道の中心をなせりといへども、盤或は立物の類を用ゐしことなし、〇盤立物のこと大枝流芳はその著香道祕傳附録奥のしをり下。十組香之記考に、

源平香

源平香は立物ある組香の始なり、旗を始より盤に立おき、始一炷開當ざる人は

香道の成立とその發達について



旗をふさするなり當たるは其まゝ立おくなり云々。

といひて、幽齋の時代よりその風起れりとなす。これに關する私の考は第四章に至て述べし。

### 第三章 香道の發達と専門家の出現

香道の標準的型式はその發達に伴ひ、多くの人々の手によつて漸次制定せられし者なるべし。從て特に「祖」とすべき者ありとは見えぬ。然れども形式既に整ふに及んでは、初めてこれを翫はんとする者の特に師とすべき先輩を求めて、指導を得んと欲せしことまた疑を納れず。斯の如くにして斯道専門家の出現を見るに至れりしなり。

從來の傳説によれば慈照院殿義政を以て斯道に關する法式を作れる一人となし、十炷香の起源をもその際に置んとする者あり。香道蘭之園一巻には記して、

一、夫十炷香は組香の本元也、文龜の比室町家贈相國の時三々九葉に一花を加へてこれを十炷香とすもろくの組香は此十炷香を根とせり、云々

本文にいふが如き事實は、これを前章に記せしところと參照して、その信憑し難きを知るに苦しまざるべし。或はいふ、星合香は義政の創意に出づと、さりながらこれはた余等の否認せんとするところなり。蘭之園にいはいはく、六巻

東山殿流

星合香 盤〇なし

一待思逢三契別四一包つゝ、外に試あり六牽牛織女七一包つゝ、試なし

此七種十炷香の札にての折やう習ひあり、此香傳授の香也

東山殿流

星合香 盤〇物

牽牛織女二包つゝ、外に試あり天川一包試なし

二星〇の人形〇ニ盤〇に天〇の川〇あり

此香傳授之香也

香道の成立とその發達について



右之二組慈照院殿祕事になされしより、志野三郎衛門相阿彌等別に組を立て世上へ流布することとなりぬ(下略)

本書は果して如何なる典據によつてかゝる事實を記せしか、恐らくはたゞ師家に傳へられし舊説をあげしに留れるならむ。「五月兩日記」によれば義政の行へるところは名香合の範圍を出でず。そのみならず、當時の書に彼と香道との特殊なる關係を説く者殆ど存せざるを如何せん。(強ていはず、蔭涼軒日録文正元年閏二月七日條に、「自公方以京極岩山爲使者……兵庫頭ニ被喚名香兩種、其一者曰中河……」自京極道譽所出之香也云々の逸事あれども、これとても將軍が新式香道の開拓者なりしとの證とはならざるべし)

註

- (1) 古樂園隨筆第三編に「香道は東山慈照院殿より始……名香二十種を左右に分て優劣を争ふ是を名香合と云、十種香競馬香花月源氏吳越等を始として凡六十三品之法有云々といひ、類説頗ぶる多し。(本書は尾州の士小寺廣路の撰)
- (2) 本書は菊岡氏の編全部七卷あり。
- (3) 群書類從三百五十九所收「文明十一年五月十二於東山殿執行之」といへる六番香合及同十年

十一月十六日の六種薰物合のことをあぐ。

殊に盤立物の類が當時存在せしこと未だその證を得ず。實隆公記の如きも香遊の興について記せし條はあれど、香具に關していふところ殆どなし。文明十八年三月四日條に、

十炷香簡十具親王御方仰也書之、同禁裏五具染筆了、依兼日之仰、

本文は僅にその一例とすべきか。(五月兩日記にも香具の圖を載すれど、盤立物の類に及ばず)。されば義政と香道との關係は彼が古式香道の一種なる名香合に興味を有せしとの點。これも五月兩日記を信すべし以外には特に何等の考ふべきものあらず。

かくて義政と共に斯道の祖先視せらるゝ人物に相阿彌、宗信等あり。古樂園隨筆の著者が、

香道は東山慈照院殿より始……又法に相阿彌流志野流之二流有也、  
といへる、蘭之園一巻に、  
試ありの十炷香を相阿彌流試なしの十炷香を志野流といふ也

香道の成立とその發達について



かゝる傳へを記せるみなその例なりとす。而して香道祕傳卷上に收むる「志野宗信筆記」の奥書にいはく、

右之條々事、自若年之時數十年三條殿江依致懇望被仰聞……

文龜元年九月日

本文にして信すべくば、宗信は斯道の指南を逍遙院實隆より受けしこと明にして實隆が香道史上に於ける地位の重大なるを察すべし、しかれども少しく右の奥書を考究するときは、その妄作に出づる事を知らる。——公卿補任によれば、文龜元年に於ける卿の年齢は四十七歳に過ぎず、從て數十年前より宗信の師たるが如きことあるべくも覺えず。——また雪月花集の奥書にも宗信の署名ありて、正天三霜月日正西三條内府より借寫すと傳ふるも、本書も香道祕傳上に收むそのころ西三條家に内府たりし者あらず。實隆六十四は亞相に留る。その内府に任せられしは七年正月二十日にして、所勞危篤に陥りし際なり。されば本書の傳來も疑ふべく、志野流の起源に關する舊説は殆ど一顧を値せざるが如し。

右に述べ來れるところを以てすれば、香道専門家の始祖に擬せらるゝ義政、實隆、宗信の三者はいづれも特に斯道の祖先視さるべき所以を知らず。實隆は香道を

知れる人なりしかど、そはたゞ貴人の間に行はれし雅遊の一なりしがためなるべし。また義政はむしろ古式香道の愛好者として見るべく、組香式方法の發達に貢獻せしが如き證ある事なし。況むや志野宗信に至ては、確實なる史料に絶えて現はれず。後世より彼に附會せし傳説についても、破綻多くして直に事實視するを得ざる者のみなりとす。忌憚なくいへば、宗信なる人物の存否疑ふべきものあり。(香道反魂集に「大名也、依爲亂世身を花洛に逃れて義政公に近仕す」といふ類は愈々出て徒らに疑を深くするに留る。)然らば相阿彌と斯道の關係は如何。彼を香道開拓者の一人となす説は、他の三者を云々する如く多からずといへども、蘭之園等にみゆ。(第一章をも參見すべし。)

そのころ沙彌真相志野宗信牡丹花宵柏一流を發し、組香二十餘品あり、(卷一)相阿彌は、花道の達人にて、著作「花傳」一卷は山城慈照寺に存し、佛敎の立脚地より立花を説明せるもの余もその影寫本を閲せしが信すべき者なり。宗信の如く存否確ならざる者と同じからず。その事蹟は蔭涼軒日録にも散見すれば、他の諸説に比し、信憑し得べき點多しといふべし。然れどもこれは後世彼を祖とせし一流ありといふ他に、積極



的徴證あることなければ、蘭之園所收の説は容易に信すべからず。たゞ否定すべき反證も存せざるを以て香道規式の形成に多少の功ありし人と目するも可ならんのみ。

要するに香道の標準的型式は自然の推移によつてなれるものと認むべし、特に二三達人の手によりて創作せられしにはあらず。

註

- (1) 同書第三編之四、
- (2) 香道秘傳の編者大枝流芳は本書を評して「萬代香道の龜鑑なるものなり甚貴賞すべし」となす、内容の上よりしていへるが、はた傳來のことくしきに謬られしか知られど、笑ふべし。
- (3) 名香の名を集めしものなり。
- (4) 香道の話五に「志野流と云ふは茶道志野三郎左衛門宗信を以て祖とす……義政の命により三條西内府に就て香道を學び後之れを男彌三郎宗温、孫彌二郎省巴に傳へ……遂に一流を成したりとみゆ。内閣文庫に藏する香道至要集三卷一册本の首尾に載せたる同書の傳來によれば、宗温の子は宗甫と見え、省巴なる者あらず。更に後考を期すべしといへども、志野家の傳統なるものは大に疑はしき節多きを憾む。

- (5) 反魂集卷五、本書は享保十九年仲冬に成る。
- (6) これについては鷲尾順敬氏より種々垂示を得たり。

### 第四章 香道の普及

香道の汎く上下に賞翫せられ、童稚の輩までもその會合に参加することくなれるは恐らく室町季世以降ならむ。それと共に遊興的要素の添加せらるゝことまた漸く多かりき。

試みに當時の目錄類を考ふるに、室町中世よりして香道は社會の各階級に行はれしを知るべし。元長卿記甘露寺、文龜二年二月十七日條に、

有〇十〇姓〇香〇火〇下〇予〇勤〇之〇御〇人〇數〇式〇部〇卿〇宮〇不〇遠〇院〇宮〇 御連上〇藤〇二〇位〇殿〇 舊院上三〇位〇殿〇 舊院新大納言典侍大〇納〇言〇典〇侍〇、新〇大〇納〇言〇典〇侍〇、新〇典〇侍〇、勾〇當〇内〇侍〇、賢〇房〇朝〇臣〇至〇予〇十〇二〇人〇也〇 略下

などいへるをはじめ前章既に引ける諸書を併せ考ふるときは、禁中及公家階級に於ける趣味の普及いはずして明なり、武家階級にも斯道の行はれるたりしは、尙通公記に見えし左の一條にても察せらる。

香道の成立とその發達について



右京兆所望香圖付名書遺了、相副一首短

さきかへて其名もしるき百草の

花の色香は君ぞわくべき

(永正十三年九月二十七日條)

これのみならず、禪林僧家の間にも多く行はれしが如し。少しく後世の例なれども、鹿苑日録に散見するところ頗ぶる多ければ、その二三を擧げんとす。

桃短檠虎公佐公兩童將棊、互爭道者也、於西寮及深更十炷香云々予傾枕聽之而

已 (天正十九年正月十五日條)

晚來於富春十炷香巡會 (同年十一月五日條)

殊に江戸初世に及んでは斯道の普及著しきを加へぬ。戦亂の氣漸く收れるの際なれば、さるありぬべし。隔葉記にいはいはく、

(イ) 於中井勝千代公之寮有十炷香、予亦被招香後酌西水有夜食(寛永十二年十月十一日條)

(ロ) 今日甲子○中 待甲子有十種香二編日ニモミユ (同 十三年正月十八日條)

(ハ) 自聖門主十炷香之具拜僧也○十月廿五日ニモ 十炷香ノコトアリ (同 十四年十月朔日條)

(ニ) 今宵催十炷香○中二組而開香○中 人數十四人也 (同 十五年正月七日條)

(ホ) 今夜催十炷香開之也 (正保元年四月三日條)

(ヘ) 行一座頭來也、善哉餅一重○中贈松鷗軒也○中 今宵於松鷗軒少年客人有十炷香之由 (正保五年正月廿二日條)

右掲の實例を以て僧家の間に汎ねく行はれしこと及童幼の輩もこれに参加せしを明にすべし。更に少しく坊間の人々についてその趣味の存否を探ぐらんか、これはまた到るところに同好の人ありしを知らる。隔葉記にいはいはく、

今日小坊相公之曰、長兵衛爲稽古内々十種香開度之望也……予曰幸香之爲包

有之……則催十種香也一篇有之云々 (寛永十六年正月二十九日條)

今晚催十炷香也、吉權、西瀬、小作而已 (正保元年正月九日條)

(本書寛永十二年十月十七日條にも吉權宅にて十炷香のことみ

ゆ。

想ふに室町以降當時に至るまでは花茶香の三道、即ち視、味、臭三感に關するの藝術か音樂(聽覺)のそれと共に各階級に互り、併び行はれ、斯道が比較的上流に限らる

香道の成立とその發達について



に至れりしは江戸季世以降のことなりとす。

### 第五章 近世香道の新氣運と盤及立物の創案

香道趣味の普及は當然の結果として開催せらるべき機会を多くすると共に、参加人員の多數なるを豫想せしむるに至れり。殊に童幼もそれに列すること少なからざりしが如き事實は、泰平の氣運と相俟ち、左の如き新傾向を生せしめぬ。

(イ)参加者の團結的對抗——即ち單に個人としての優勝を争ふに留らずして、その組を分ち各人の成績を通算して彼我の勝敗を定むる風。

(ロ)雅致に富める設備を以て兩軍の成績を雙方の参加者に示し、以て興を助くるの風——即ち盤、立物等の出現。

前者については前文既に寛永十五年の實例あげたれば、以下盤、立物等の出現期につき私見を述べんとす。

元和寛永の宮闈に於て頗ぶる多數の参加者を以て行はれし香會あり。泰重卿記にいへる左の例の如きはその適證とするに足る。

酉刻伺公○中略主上女院曇華院殿○中略予、章西堂鹿苑寺、光豐庵第各車座相竝居御香燒之、以本は萬里小路入道也、七炷之衆實有卿、嗣良朝臣、章西堂也、予三炷也、三人御懸物取也○中略其以後事外大御酒也 (元和七年二月二日條)

二十人に近き參列者が圓形にその席を配して、十炷香を行へる状見るべし、かくの如き會衆の座席にして二行東西或は南北に配列せらるることあらば、直に何人も同列者を團結して對抗するの新方法に想ひ至るべし。されば團結對抗法の案出者が何人なるかは別として、多人數を以てする香會合の連續は自然にその風を生むに至るべきなり。かくて團結對抗の法既に實施せらるゝや、雙方の優劣が最後に至るまで参加者に知られざる古式の法よりも、時々刻々その状を示して各々の努力と興味とを多大ならしむるやうに新意匠の企てられしもまた自然ならむ。盤及立物發生の意義は全く茲に存すといふべし(從て予は兩者の出現を室町時代となす舊説に従はず)。左に少しく兩者の如何なるものなるかを説明せん。

盤は勝負を争ふ場面にして、立物の多くは絶えず變化する優劣の勢を示すの具なり。稀に單に飾るのみ品あれど而して立物の運動はすべて炷香識別の當否による者とす。







一、雙方はやく向へ行著たるを勝とす……東福門院様の御作なり。(外盤十組香) 香の名に源氏朧月夜などあるは、香木の本稱にはあらず。その際使用する香にまで今や行はれんとする組香の名にふさはしきを擇び命せし假名なるべし——源平香後に名所香と改むとの説ありには紅白旗の立物あり。競馬香の騎者、馬及勝負の樹、矢數香の矢及金銀磨などその相違と運用法とは一々記すべくもあらず。

註

(一) 運用方法時代流派等により變遷あり。香道流之系下の趣には本文に見えざる點少なからず。参照のため左にあぐ。

楓賀方連中の聞中につればかざしの紅葉をぬき菊にさしかゆるなり。花宴方連中にて聞中につれば雲に月の輪の扇を持すべし勝負の場に早く至り付し方勝なり。源氏方勝は朧月の扇を取、朧月方勝は源氏のかざしの紅葉を取べし是にて盤の勝負は終なり、香はあとまでも聞べし。

人形雙方のはこひは……たとへは絶賀方五炷的中數、花宴方三炷ナイフならは絶賀方より二間進むべし、又花宴方八炷香絶賀方四炷ならは花宴方人形四間すゝむべし雙方持ならは雙方とも一間つゝ進むべし云々。

「十組香の説にては源氏朧月夜の人形と樂器とはたゞかさり斗也としるべしといへり。孰れか舊風なるか知られず。(十組香の説も女院の御意匠を後に改めし者の由なれば直に古式なりとはいひがたし。)

## 第六章 近世式香道の隆盛と反動

盤及立物の出現が近世泰平の期に入てよりのことなるべきは前文既に説きたり。かくて此種の新興風俗は常時公武上流の歡迎するところとなり、流布極めて速なりしが如し。殊に宮中に於ては後水尾院東福門院等は親しくさまぐの御意匠ありと傳へ、後西院帝は系圖香の札の圖様をば改め給へりと稱す。門院は殊に米川常伯を召して斯道のことを尋ねさせられしかば徳川家の大奥及諸藩の奥向にては多く米川流を用ゐたりしといふ。香道師家の傳ふるところに従へば、常伯は京師の商人にして小紅屋三左衛門と稱せしが、相國寺の僧松軒に學んで遂に一家を成す。慈善舎主人香道の話十五 地方豪族或は諸藩侯の家庭に香道の翫はるゝに至れるも古きことにして、戰國亂離の際流寓の雲客等よりその趣味を受けしもあるべく、



洛滯入留の結果より得たる者もあらん。彼の細川家の名物として知らるゝ「白菊」は寛永三年交趾より渡來せし香木に銘せしもの細川家譜忠興同年七月四日伊達家にても十炷香會あり。貞山公治家記録

元和寛永の比、後水尾の皇女院の御所相とも、此道をふかくふませ給ひ、此御宇に至て萬國より優種を奉りて奇品滿てり、其御代にこそあまたの組合香をなさしめ給ふとなり、凡そ一百餘品といへども、日々夜々の御遊なりしかば、その際限あらざるに、その中に勅作あり、院作あり、或は博陸大尉の組まれ玉ひし香あり、月卿雲客こゝろくに作せられ、折にふれ節にしたがひ、叡覽に備へられしより多くの組香世にひろまりしとぞ云々（蘭之園 卷一）

註

(1) 「近世風俗史の上より見たる東福門院」といへる別稿にもいふべし。

(2) 博物館本、三十組年代?系圖香條に、

源氏香同……圖の繪様々ありといへ共後四院様御改の圖左のごとし（圖省之）

(3) 香道の話六香道諸流の事條による。「今此一流の宗匠はありやなしやこれを詳にせず京阪

地方に於ては昔より御家流及志野流の兩派最も盛んなりきといへり。

斯道の風潮右の如くなりしとはいへ從來の十炷香等が行はれざるにはあらず。そののみならず一炷聞に類する古風の聞香も依然として存せしなり。

今日上皇日章長老十炷香上手之由被聞召也、二十五日參内可仕之由……承者

也、各酌酉水御兒吉丸被鬪舞袖也云々（廿八日條 隔莢記 正保五年閏正月廿日條）

秉燭時分被始十炷香。御香之御人數天子仙洞其外十六人也、三組也、非御懸物

香也（同書二月二十八日條）

かくて世の推移に伴ひ、新案の組香續々現はれて斯界を賑はすと共に、その反動も生じ來れり。想ふに香道の主旨たる要するに香氣(匂)を賞し、雅致風韻を味ふにあるべければ、近世式のそれが或は盤立物の新案に溺れ懸物競拔の末を樂しむる事とするに嫌焉たる風潮は、一部の香道家間より起りぬ。或は嘲ていふ、  
或人余に間、組香は香道の要なるものか、否、香道の要別に有組香は女童を聞な  
ら、は、し、め、初、心、を、導、ん、と、す、る、筈、跡、に、し、て、……香の歌舞妓なるものなり何ぞ要  
とせむ云々（香道千代の秋）



彼等の意氣想ふべし。(局外者の立脚地より冷靜に考へても、近世の香道が聞香の本意と離れて娛樂的修飾をのみ重せんとする嫌あるを覺ゆ。)

かくの如き反動の氣運は爾來幕末に至るまで徐々としてその歩を進めたりしが如し。然れどもそはたゞ江戸初世——中世に於ける如くに甚しき娛樂的意匠の續出を見ることなからしめし功あるに留れるに似たり。されど幕末の紛亂と維新の變動とは殆ど狂風の勢を以て史的文物を破壊し盡さんとし、新興の貴族は多く文化的教養に乏しく、舊來の貴族とても世風に迫害せられて典雅なる趣味の保存を主張し得ざることとなりしかば斯道の凌遲またいふべからざる有様となりき。

明治の中年より反省的氣運の現はるゝに伴ひ、漸く有志の間に懷古的動機の下に——純粹なる藝術的翫賞とは異なりて——「香道の復活し來らんとするあり。」さりながらそは一部の貴人或は特志者の間に限られて今日に及びぬ。

註

(1) 隔葉記正保三年八月五日條に「午時於北寺招慈照翁雲興翁……歸書院名香數種燒之各聞香」

云々といへり。

(2) 隔葉記寛永十三年正月十日條及廿年十一月廿七日條等。

(3) 本書は享保十七年壬子に成る。大枝流芳の跋に右の一節あり。

(4) これについては予多く知らず。「香道の話」下五、十六に少しく記されたり。

近年識者の間に「聞香」の價値を説く者いで(淺井醫學博士醫學上より見たる 香道東(京日々大正四、四六)の如き)また松浦家にて外人に斯道の粹を示さるゝあり。京都名古屋地方に於ては青年史家等の間にまで、研究者の出で來らんとするあり。本編はたゞ試みに私見の一端を録するに留れるも、本邦風俗史の一節に對し多少の新事實を提供し得たらんには、望外の幸なりといふべし。(大正七、九五)



## 御湯殿之上日記について

「御湯殿之上日記」はその完本と稱すべきもの未だ世に出でず(1)と雖も、遠く室町の時代より近く維新の際に渉れる者にして(2)宮廷風俗の考究には缺くべからざる史料なりとす。予の閲せしところは僅に室町の初年及その中世以降慶長末年に至る間に留れども、一般世人の知るところに比すれば、少しく多くの内容を窺へる者なるべければ、左に管見の一端を録して風俗史考究者の好資料たるを告げんとす。

註

(1) 群書類従收むるところは慶長初年に留り、九牛の一毛といふべし。

(2) 秘府に藏せらる。世に寫傳する者は内閣文庫及上野圖書館本(特別書)を以て最も完備せる

者とすべし。室町の中世より江戸時代の初期に及ぶ。

本書の性質たるや女官の公務日記にして、個人としての筆録にあらず。然れども文體は殆ど統一せられたる宮廷式現代文擬古文にあらずを以て記さる。御内儀の語彙を研究せんとする者は必ず熟讀を要すべし。

或はいふ、女官の筆にあらずして宸記なりと、小寺氏廣路の古樂園隨筆第三編之七にいはいはく、

御湯殿の記は天子直にあそばし給ひし御日記なり、雑々の事を宸筆に染らるゝもつゝしみあれば、内侍の書るやう遊せし記なり。數十卷有と也。同一の傳説は他にもこれを載する者あり、按ずるに一部宸筆を交ふるといはし、信じ得べき理由あれど(1)、全く聖上の御筆に出づとなすが如きは採るに足らざるを信ず。また御ゆとのゝうへ(2)の日記といふべく、御ゆとのゝ記と稱するは正しからず。

本編に於ては服飾、歳時、遊興の三項につきてのみ數例を摘示するに留めたりといへども、原書を通看せんには學者の得るところ極めて多からん。



註

(1) 女房奉書は主上の仰を奉じて女官の認むべきものなるは萬人の風に知れるが如し。然るに朝家衰へ給ひてより、往々宸筆の奉書を見るに及びぬ。二三の例を示さば、薩戒記應永三十二年十月九日條に、午尅自院以女房奉書勅筆也。被仰云政則僧都云々といひ、(正長二年二月十五日條併見)公儀日記天文八年十二月二十五日條にも攝津守元造朝臣の祖父元親が修理太夫に任ぜられしことを記して、其時之女房奉書後花園院宸筆也井口宣を進覽すといへるにても知るべし。

(2) 本書弘治三年十月二十七日條におゆどの、いうへ云々とみゆ。永祿六年十二月十六日條等併見。

—

服飾史料として見らるべき方面について考へんに、本書は婦女の手に成れるためか男子の装束に關してはさまでの事實を傳へざるが如し。——それに反して女装の状態を考へしむべき記載は乏しからざるなり。——但二三のいふべきものあれどそは他日を期せんとす。

室町時代の中世に於ける女官の風姿を考ふるに、掛袴を以て禮装とし、五きぬを用ふる如きは稀有の例なりけん。文明九年十月一日條に「五きぬなどふくなるゆへなし」の句あり。

ひんかし山とのより御花たて一つ……御かくもん所にて御かちの葉あそはし内侍きぬ(1)にてまぬらるゝ(延徳元年七月七日條)

〔ふく〕とのみあるも表のことか。「けふの御さんたい八の時分ほど也。女中ふくにて御はい

せん(永祿十三年三月二日條)とみえ他にも例あらん。後考を俟つ。

掛を省くは略装なるべし。明應四年三月六日條にいはく、

御けづりくし、新ないし、大すはかまにて。文に「大す」とあるは垂髪の様式をいへる者と考へらる

袴は紅に限らず、白きも用ゐらる。將軍家の夫人より女官に「白袴」を贈れること本書にみゆ。(女房大すへ一日みだいよりしろきはかまとも參らるゝよろこひ事を御てうしにて御申なる一節延徳元年七月十八日條にいづ。)

註

(1) 「きぬ」とのみありて五きぬと覺しきもあり。今は概言するのみ。



戦國亂離の世となりては、朝紳の生活窮乏を極めしかば、新任女官の参内に際しても、五衣を着用せざる者あるに及ぶ。元龜二年十二月二十八日條をよむに、

こよひはすけの御いまいり有、御はくろは御つけ候へとも、いまたかもし御かけ候はぬとてかみあけはなし五きぬなくて御ひとへなり 云々

(天正三年六月十五日條には命婦新参のことにて、牽盤所に「きぬ」を着する趣にいへり。これも掛袴ならんか。

以て他の事情を推すべし、天正三年元旦朝餉御膳の儀に臨み、勾當内侍禮装なくして、勤仕するを得ざりしことさへありき。(同日條)

女官服飾の月令ともいふべき者も本書によりて微證し得る事項の一なりとす。

即ち

春 女中けふは雪の下のいしやうめし候、

(文祿四年正月三日條)

夏 女中こよひよりしろき衣裳めす、

(慶長四年五月五日條)

秋 女中すゝしうらを二つゑりこよひよりめす云々

(同 五年九月九日條)

冬 けさより衣かへにて女中御なか入めす

(同 年十月一日條)

こよいより女中衆あかきいしやうめす

(同 十一月十三日條)

右はたゞ一斑を列ねたるまでなれば、特にかゝる調査を試みんには委細に涉りて得るところ多かるべし。

備考

室町季世以降女官が夏期の正装を所有せざりしことは諸書(1)に證あり。本書に於ても、

供御に御なをしめさしまして清涼殿より大はん所へならせおはしまし、長橋御しとれしかるすけとのきぬ……夏のきぬなくして、かけおびも(夏にも)いれ参らせらるゝ

(天正十九年六月二十九日條)

また一例となすに足れり。

服飾に關して叙述すべき事實は頗ぶる多方面に涉り、僅かなる一節にあげ盡さん、思ひもよらざれば、他日別稿(2)に於て補述するところあるべし。

註

(1) 後法興院政家公記近衛氏文明十四年四月一日條に内侍所御神樂舊冬延引、可被行來月之處、依無夏服無行幸……女中(典侍内侍)……又夏衣不具候

後人これを讀んで如何の感がある。かくの如きは實に室町中世以降に於ける偽らざる事實たりしなり。他にもあれど總て省く。



(2) 女官服飾史室町時代の章をみよ。

二

禁中遊興の様を述べたる條々また多し。新春の節宮人集りて内庭に羽子の遊  
びをなすこと、毎年の儀ならんも、多くは記されず。

御所の末のもの、御ったの御所のすへのもの新大輔殿あちやあちやの御女房……くろとの御庭  
にてこぎのこつく。(天正三年正月四日條)

當時汎ねく行はれし双六は盤面に對して勝負を争ふそれなりしと思はるれど、  
別に繪双六といふものありき。慶長四年七月十七日條に、

女御より御ふるまひにて皆々ひしくと参る。ふ、双六など御うちありて御口取有……めてた  
しく

双六の發達については別に記すの時あらんが、紙双六の起原は從來詳ならずと  
せらる。還魂紙料卷六これ等も古き者の一なるべし。具合と香道とは最も普通の  
興なりきと覺しく、立花のことは見物の例多けれど、その技を實演せし記事を缺く。

—— 所見の未だ汎ねからざるためか。 ——

(イ) 御所くなりて女中など十種香御かきあらします。(天文十五年十月二十三日條)

(ロ) 御所く女中けいづ香御かきあらします。(同二十年十一月二日條)

(ハ) 輔房花たつる花の立やうのふ本四辻大納言季遠に仰らるるけふかきてまいる。

(永祿二年十二月十三日條)

(ニ) 御がいあそばす御人數わか宮の御った竹内との四つじ大納言……女中大すけとのめくすけ

との十人(同四年間閏三月十五日條)

(ホ) 女中みなく御がいあそばし候若宮の御方もあそばし候(同九年三月四日條)

かゝる證例一々あぐるも煩はしければこれにて留むべし。

外出して祭禮を見ること(天正四年六月十四日條等) 夷昇の達人にその藝能を盡さしめて觀覽

せしが如きことも見ゆ。

菊亭よりめいじんのふひすがき参りて小御所にてまわせらるゝ七番仕……萬里小路より参り  
たるにもおとらぬめいじん見事に……おもしろくおぼしめす三百正下さるゝ

(文祿四年三月二十三日條)

女舞蛛舞などについては別にいはんとす。

御湯殿之日記について



三

宮中に於ける歳事の状況は後水尾院の宸撰ありてより廷臣女官の所記多く成れりしを以て江戸時代のそれは推移沿革の大概を知り得べし。然れども少しく遡て足利氏の勢力地に落ちんとする比より近世泰平の初期に到るまでの事を考へんには、公武の書いづれも備はらざる以て本書の貴重すべきは言を俟たず。次にその一二を述べれば、

(一) 閏正月の作法

本邦に於て維新初年まで襲用せし曆法は、閏月の存在を認むるが故に、歳事の執行に當て疑惑を來せしこと古來多くの例ありとす。(今日も閏月の名あれど、僅に一日の差なれば、古の三十日を加ふると同視すべからざるなり。)殊に正月の如きさまざまの習俗ある時期に於ては一きはのことなるべし。本書天正十一年閏正月一日條に、

世上には正月もちいもとの松などたて下々にはみないはひ候よし申候へどもこの御所には二

月などの一日のごとく御盃もいつものごとく二献參也

とみゆ。宮闈の制が民間に異なるに惟しむに足らねど、毎度かくの如くなりしか否か、類證を求むる要あるべし。(關白の如き四方拜おこなはれてよく御座候はんと上申せりしといふ。然れども後醍醐御代の例により年始の儀は反覆するに及ばずと定められぬ。)

(ロ) 七夕花使

近世花扇使を稱するは近衛家に限られたる七夕花献上の風俗なれども、古くは一般諸家のみな行へりしところなりき。本書に載する事例一二をあげんに、

注

(一) むろまちどのよりは、ないつものごとく參るくわきんのぬん權大納言御たいの御がたよりもはな參る。(文明九年七月七日條)

(六日條にも御臺より。室町將軍のせんおかけ、仙翁花參る宰相中將どのより草はな參るとあり。)

(二) 花ともはうらふより參る。庭田よりすいき參る。(延徳元年七月六日條)

(三) 花とも參る。(明應七年七月七日條)

御湯殿之日記について



従て近衛家よりもこれを献上せしこと同家の記録(2)に出づ。献上のときは花瓶に入る、あり、筒を用ゐるもみえ、諸氏の意匠一致するところなかりき。扇形に結束して参らするは即ち陽明家の風流なるべし。——花扇の形状などにも沿革あらんが、そは今考へず。

註

(1) 花扇使及其の起原考(考古學雜誌(一之十二)にいへり。

(2) 同考所引尙通公記等

(ハ)月見の慣例

近世袖留の祝に際し、ツキミとて萩箸を以て饅頭を穿ちその穴よりして月を窺ふ(1)の風ありしは、別編にこれを叙しまたその起原にも論及せり。(2)八月十五日の觀月に茄子を萩箸にて穿つの風古く行はれしは、

明月の御さかつき……御盤のなすはきの御はしにて穴あけて清涼殿かいの間○階之間なるべしに御座しかれて月おかせらるゝ(天正十六年八月十五日條)

本書の記すところはこれのみなれど、後水尾院年中行事には、

名月御盃常の御所にて参る。まづいも次に茄子を供すなすびをとらせましゝて萩のはしにて穴をあけ……三度はしをとほされて御手にもたせらる……清涼殿……にて月を御覽あり彼の茄子の穴より御覽して御願あり是らも專世俗に流布の事なり禁中にはいつの比より始れる事に

これによれば袖留の奇習は全く八月觀月の俗を附會し變化せしめし者なることを知る。

註

(1) 定靜朝臣記文政三年六月十六日條に、息女鹿壽姫の月見を記して、

小弘蓋敷薄様只用奉其上居月形饅頭中央以赤丹爲點萩箸一雙(以萩技作之)……今夜天陰成

廻斗満月忽顯之間取萩箸……突饅頭赤點之所開穴……向月從件穴望之畢仰陪膳令切饅頭

(數十六切之予以下食之(下略)

これにて月見の慣例を知るべく茄子の穴より月を望む習俗とを對稱すべし。

(2) 「風俗の史的生命及各時期の特徴について」(考古學雜誌三之二所載參着)

本書の内容にして紹介を要すべきもの尙きはめて多し。今は僅かに一斑を録せしのみ。(八月十日稿)



# 麴塵御袍考

麴塵袍は古くより主上の御服と定められ、近習の恩賜品を服用することある他は、絶えて人臣の著せざりしものと傳へらる。然れども、少しく遡てこれを考ふるときは、それに反する多くの事實を見るべし。

想ふに麴塵の袍もその始めは汎ねく用ゐられしが如く、主上に限り著御あるべきものと定められしは、後世のことなるに似たり。

—

「麴塵」の名義については、今しばらく説かず。こゝにはたゞその稱呼が色彩を現はすのみにして織紋上に於ける何等の制約をも含まざることを述ぶるに留むべし。

し。即ち、

(1)菅家文章一、賦得折柳曲一首

佳人芳意苦楊柳先攀折、應手麴塵輕。○下

(2)同書六、賦新煙催柳色應製○中染陶隨手麴塵黃、因風次第任抽繹。○下

また類聚句題抄に收めたる藤有聲の詩句にいはいはく

蘭依媚景添青彩、柳待和氣散麴塵。

これ等にいふところは若葉の色を指すならむ。されば、仲資王説承元元年四月十六日條書にも

雨降、今日賀茂祭也、近衛使、右少將實嗣○中手振、麴塵褐……

など見えて麴塵色の褐衣を服せし者あること知らる。賀茂祭は晴儀なれども、かゝる下級の官人さへ此種の色を用ふるを以て推すれば、卿相の著服にはさまで稀有の物ならざりしかと考へらる。殊に武人の服飾にも用ゐられしは、建久元年十月二月右大將頼朝の従士にその例あり。吾妻鏡十卷に、同月二日彼が參院して隨身兵仗を賜はることを記し



次扈從人々、左兵衛督○中略、次御調度懸前右馬允時經騎馬、負御入洛、日御箭、着麴塵、水干袴、立烏帽子、かくの如き事實も、恐らく稀有ならざりしならむ。

二

皇族が麴塵袍を著用せしことは、西宮記臨時九、一世源氏元服、天慶四年八月二十四日の例によりて明なり。同書にいふ、

爲明源氏加冠○中略、源氏出、服麴塵袍、結髮

本文によれば、麴塵袍が主上の服御に限らざりし事實は動すべからず。更に人臣のこれを服せし確證をあぐれば、

(一)西宮抄三、所引九記承平七年二月廿八日條

有殿上賭弓、前後各十人、前、櫻色下襲、後、各着麴塵袍。

(二)西宮抄三、應和二年三月二十日○九記の文、有殿上賭射事前方麴塵袍、櫻色下襲、○中略、他にもあるべけれど、これのみにて上の論旨を證するに餘あらむ。さりながら、そ

はたゞ或る特殊の場合に限りし慣例に過ぎずと認むる人もあるべければ、左にそ

の反證をあげ置んとす。即ち、助無智秘抄に、

ケチエンノ時、御袂垣下、五節預、御佛名堂童等カナラズキルベシ、又御齋會内論、義、仁王會季御讀經、御佛名行事コレヲチャクスベシ(掲焉ノトキ麴塵袍ヲキル事條)

既に述べ來れるところにして誤なくんば、當初に於ける慣例に於て、麴塵袍なるものは、主上も著御せらるゝ者なりしに留る。秘抄著者の指定せし公事以外にも、諸臣がこれを服せしこと多きは左の諸證にて知らる。

(イ)西宮記臨時四

延喜十八年十月十九日幸北野○中略、應、飼兼茂朝臣、伊衡、言行已上着麴塵、雲雁畫褌衣

(ロ)河海抄初音、所引李部王記、

延長七年踏歌人裝束、垂纓冠麴塵關腋袍、白下襲、著深沓持白杖○中略、高巾子○下

(ハ)親信卿記、天祿三年四月十三日條

故兵部卿親王孫王國清入學、仍參堂、即學生等相共、到堀川院、於西對南廂、西廂儲、饗等○中略、今日依例着麴塵、是故實也○下



されば麴塵色なるものは平安朝に於て多くの人々に愛好せられ、袍、褐衣等に應用されしを確め得べく、鎌倉時代に及んでも褐衣、水干の類に同色のものありしなり。

三

麴塵色袍が上下に着装せられしは前項によりて知らるべきが、次で考ふべきことは當時主上著御の同袍には臣下のそれ、及後世の御物と比較し何等かの特色ありしかの點なるべし。これについては未だ充分なる史料を得ず、たゞ少くも御袍の御紋が後世の如く定型化し居らざりしと思はるゝ傍證あるのみ。

堂上家の服飾及車輿に附せらるゝ家紋は本來たゞ臨事の意匠に過ぎずして、後世漸次各氏の獨占する固定模様となれりしこと恐らく識者の異議なきところならむ。而してまた近代主上の御袍に附せるべき固定的紋様としては、桐竹鳳凰及麟を主とすることも人の知るところなるべし。右の如き豫備知識を保持しつゝ、麴て服飾に關する文獻を披閱するとき、次の事實を認め得らる。即ち當時に於て

は模様構成の内容定らざりしことこれなり。

飾抄上には竹桐鳳凰麟とあれど、禁祕抄上御裝束事條には、文竹鳳とあるのみ、西三條裝束抄にも、桐竹鳳凰として麟を缺く。(唯心抄には麟あり)此種の異同は著者の略記、或は誤謬に出でしものもあるべけれど、余はむしろ圖形の未だ確定せざりし結果なりと解せんとす。(熱田神宮に傳へらるゝ足利時代推定の御袍にも麟形なきよしは宮地文學博士の親しく語られしところなり)古く延喜式にはこれに關する記載を缺き、權記長保二年七月四日條に、

參院竝左府召采女正巨勢廣貴仰圖之靈鳳桐畫樣可給織部司之由略下

などいへるは、——本文を御袍關係の織紋とすれば——皇室御料の服飾紋様に鳳桐等の應用を示す最古の記事なりとす。而して右の假定に従ひ、廣貴の下書を麴塵袍、黃楮染袍等に關するものとすれば、當時のそれには麟形なかりしと見ざるべからず。(古代御袍の紋章に麟形なかりしならむとの私見は、往年「黃楮染袍考」神會社からす。)神會社 雜誌十三卷八所收にも述べたり。

右の事實と共に觀過すべからざるものは御袍の定色に關することにして、青色袍



と麴塵袍との關係如何の問題なりとす。

「青色袍」の名稱は既に西宮記臨時四に見え、西三條裝束抄の如きは

麴塵或號青色。

と明言せり。よりに汎ねく古書を考ふるに、麴塵と青色と併記するものなく、麴塵とあるべきところに青色と記せるはあり。然れども、これのみに基き直に兩者を同一視すべきにあらず。青色が「青白橡」のことなるは、東進記正治元年十一月二十七日條に、天皇後鳥羽上皇に謁し給へるを記し、

上皇青白橡御袍謂青色也。

といへるにて知らる。さりながら、これを麴塵なりと解すべき證あらず。(西三條裝束抄は麴塵を青色の一名とせし結果、青白橡は即ち麴塵なるべきを認む。)

これについての斷案は、染色の實驗により、兩者の異同を探ぐるの他なけれど、染料とその處置にして全く復原的ならざる以上は、實驗の効果も多く信憑し難き憂へあり。よりに左に一種の私見を述べて世の教を請はんとす。

四

中古及近古の服飾史料に留意するときは、青麴塵なる染色ありしことを知り得べし、想ふに麴塵と青色との關係はこれによりて解すべきにあらざるか。

(一)西宮記臨時四女裝束

采女略中旬日及尋常服青麴塵唐衣裳比禮等也、

五節舞姫略中青麴塵長袂袷比禮云々

(二)園太曆貞和三年正月二十一日東宮御書始代々服裝勘例、

承曆二年以次第青麴塵闕腋略下

即ち、青麴塵とは麴塵よりも少しく青色の度を加へしものなるべし。

(天正十、十二、初旬訂正)

附記 今日傳存の江次第は缺本あるためか、園太曆所引の記事見えざるも、西宮記によりて青麴塵なる色目の存在は動かすべからず。



## 山科家の装束抄について

山科家は本来御装束調進のことを掌り、高倉家の衣紋奉仕と相並んで朝に仕へたりしが如きも室町時代の中世よりは兩家いづれも衣紋の技に候することゝなりぬ。

かくて明治四年に及ぶまで高倉氏が多くの装束書類を斯道に提供せしに引かへ、山科家には殆んどその事あらず。或は口傳を專にせしがためならんも他に半面の理由なかるべからざるなり。

按ずるに山科家の装束抄にして現存するものは絶えて觸目せず。たゞこれを文獻に徴するに、左の二書ありしことは確實なりとす。

## (イ) 由 隨 抄

## (ロ) 轡 抄

前者は兼香公記一條元文二年三月九日條にみえ、二百枚計一冊といへり。また後者は言成卿記天保十三年十月十八日條に、

文化十四年調進女房衣色目紋等忽論度々如當家々例家御秘轡抄調進來云々とあるにて證すべし。然れども不幸にして兩書共に傳本なく、——山科家の秘庫にあるか——その内容に關しては何事をも窺ふべからず。

近世に於ける兩家の實勢力は高倉家の方遙に強かりしこと、家祿の差を以ても明なるべく、その原因たるや山科家々傳の學業技術みな荒廢せしによるべし。橋本經亮記していはく、

山科家衣紋の事、言繼卿の記には度々みえて高倉山科かたみに御前装束御衣紋等出つとめられて兩家の差別なかりし也、山科家は近比まで絶て衣紋のさたなかりしを寶永二三年の比より又御衣紋に參らるゝことになりたるよし、ある亞相の御物語せさせ給ふこの事たがひあるべからず(拾葉筆記卷一)世人の見るところかくの如しとすれば、門流の士もまた高倉家に比して多から



ざりしを疑はず。

當家に於て衣紋會の開催せらるゝ例は幕末に至るまでかはることなく、堂上地下の士來りてその技を受けしこと家の日記に委しくみゆ。然れどもこれを高倉家のそれと比せんには、必ず彼に數歩を譲れるなるべし。

地下之會、中河瀬平、和田半四郎兩人參候木工出候而一反宛有之候也(延享元年正月十六日條)

西洞院少納言名時爲門弟入被參候、同道平松三位、狩衣着候而逢申候、吸物酒肴出候(同十九日條)

高倉家の衣紋會のことは萬里小路植房卿記などに多くみゆ。(今あげず)

また雜調進のことも毎代普通の例なりき。しかも世人絶えて「山科雜」の名をいふものなく、高倉雜の稱は維新後に至るも未だ忘れず。言成卿記、文久元年十二月二十八日條に。(一例をあぐるに過ぎず)

少將昨日參番。來春三月節句迄御慰雜雄雌裝束内々當家え調進被仰出—  
—雜たけ二尺一寸計云々人形胴體は他にて被仰付、衣裳計自當家内々可調進

云々頗祕事云々(慶應二年正月十日條參見)

兩家の運命にかくの如き相違を來せしも、その來るところを察すれば、家門に於ける祖業繼承者の努力が高倉家に於ては積極的、山科家方に於ては消極的なりいためなるべし。

本編は入洛東歸後の急稿に係り殆んど公にすべきものにあらざるも、僅に以て責をふさぐのみ。



## 服飾に現はれたる室町時代の社會的傾向

室町時代の服飾界を觀察する時は著しき三様の特徴あるを知るべし。一は服飾構成の慣例及服飾に關しての趣味に公武の混融とその中間的發達を見しことにして二は、服制上に現れたる著しき下剋上の風なり。後者は前者と共に一般社會の傾向が如何ばかり斯界に多大の影響を及ぼせるかを想はしむ。而して三は前期まで未だその機微を示さざりし近代の特徴の發現にして、例せば江戸時代に於ける武家町家にも公卿の間に行はれし上下の制及羽織袴の慣例(後者は今日も生命を有す)または女子の掛姿カキヅリの如き(これまた現に特定の場合に限り行はる)みな當代に於て成立せし服飾形式ならざるはなし。かゝれば單にこれを服飾史上より見るも、室町時代文化の意義は頗る重大なるものありといひつべし。以下少しく本

題に關する私見を陳べんと欲す。

## 一

平安朝の武人は社會的方面に於て未だ公然獨立の地歩を占めんとするの意志なかりしと均しく、その文化風俗の如きも敢て異を立て新を求むるの風あらざりき。有力なる武家の範とするところは即ち多少低下されたる公家風のみ。其中稀に武人本來の風尚を捨てざるものありしに似たれど、それは寧ろその保守的觀念よりせるものにて、敢て公家文化の形式を超脱せんとする自覺ありしと認むるを得ず。平相國一門の能度の如きも亦此種の好例として見るべし。

然るに鎌倉の世に至ては事情大にこれと均しからず。その實力を自覺せし有爲の武家人士は、單に經濟武備の如き物質的方面に止らず、汎ねく諸方面に涉つて特殊の立脚地を建議發展せしめんことを期するに至れり。北條氏の如きは殊に遺憾なく此種の傾向を發揮して憚らず。將來實驗の趣味性がその周圍に容れられざりしもの故なしとせざるなり。



然れども當時の武人は皆かくの如く公家式文明の嫌惡者なりしかといふに、必ずしも然にあらず。男衾三郎繪詞に見えたる兄弟の如く、京洛に於ける貴族的文化に憧憬する者と、京人の批評嘲笑等に顧慮せずして着々武家の使命の開拓につとむる者との對立及衝突ありしは論なきなり。況むや京洛に於ける公家の人々は、實際的窮迫に驅られて已むなき時に至らぬ限、その傳承的文化と風俗とを尊重せしこと明なれば、當時京様、鎌倉様、即ち公武兩様の風俗が併存して互に相挑めりしも自然の結果ならんか。書札作法抄の著者いはく、

昔ハ公家武家京鎌倉禪道家ナド、テ皆少シク、立分アリシナリ(中略)昔ハ武家ノ消息ニハ法性寺殿當家ノ二流ヲ大略本ニセラレシ(中略)今ハ此二流稽古ノ人ハ更ニ見ズ。

單に文書の法のみならず、服飾界の如きもまた多くこれと異ならざる傾向を有したりき。

註

(1) 左經記長元四年正月廿八日條に地方武人の家臣にして服飾に衣冠を用ゐし例を記していはく大和守頼親、耶等、散位、宣孝、朝臣、依打彼國住僧道覺之下手、公家有召(中略)今日檢非使等向

頼親宅、請宣孝衣冠乘馬云々、かゝる類一々は擧げず。

(2) 古事談卷四(勇士)に、丹後守保昌下向任國時ヨサムノ山ニ白鬚ノ武士一騎逢タルガ(中略)國司耶等云、此老翁何不下馬哉、奇怪也、可告下云々、國司云、一人當千ト云馬立様也(中略)不可告ト制シテ打過之間(中略)左衛門尉致經引卒數多之兵逢之(中略)致經云、コ、ニ老者ヤ一人奉逢ツラシ、致經愚父平五大夫候、同ノ田舎人ニテ不知子細、定令現無禮歟云々、といへる一節は粗野都風に習はざる武人の状を示して餘あるべし。源頼光の耶等、貞道、李武公時の三名が女車に乗つて紫野見物に赴きし時の失敗談(今昔物語語卷廿八頼光耶等紫野見物語第二)なども、都會文明に慣れず、また慣れんことを欲せざる武人の面目を想はしむる者あり。

建武中興の世となり、次で足利氏持明院の皇統を擁するに及んでは、公武の對立は變じて公武の混融とならんとす。二條河原落書に喝破せるが如く、京鎌倉ヲコキマゼたりしは實に當時の世相なり。而して此現象は、公家階級の武家的文化に對する寛容讓歩と、政争上の成功に基ける武家勢力の異常なる向上、及從來多く公家文明に培はれざる地方武人の京洛文化に對する好奇的耽溺との三要素によつて成れりといふを得べく、鎌倉の季世よりしてその漸をなし、一部公家階級中の硬骨漢をして、特に關東を憎惡する情を高からしめ、従つて政界に於ける公武交渉を

服飾に現はれたる室町時代の社會的傾向



不穩ならしむる一傍因をも成せしにはあらざるか。

さはいへ今日よりして見れば、鎌倉の世に於ける公武混融の性質は主として公家本位なりしを想はしむるも、建武以降の公武混融に至ては全く武家本位なりしなり。書札作法抄にいはいはく、

建武曆應以來武家御在洛ノ後ハ、公家武家僧家ノ書札皆同シヤウニ書事多シ、  
またいふ、

抑京都ノ小路ヲ人ノモトヘノ狀ニ書事モ秘文ノ下也、コレハ公家ノ消息ヨリ書出シタル下也、建武曆應以後公家武家混合シタル事ドモアリ、關東先代ニハ如此事(中略)禁制アリシ也、著者が建武以降に於ける公武混和の俗を指摘せしところはこれのみならず、今一々あけず)

然れども、本書に見ゆるが如き公家風によりて武家様の修正せられし事例は稀有にして、上下多くは武家の好尚を摸せしこと、二條河原の落書にも巧に諷刺せられたり。當時京洛人士が如何に鎌倉—關東—の風物を憧憬し居たりしかは、園太曆延文二年三月十九日條に、

今日南庭渡栽櫻樹、殊絶美花也、號鎌倉櫻云々、

といへる一例にても知らるべし。本文に見えたる櫻もその花の美しきが故に「鎌倉」の名を與へられしなり。吾人親しく土人の言を聴くに、鎌倉の地は櫻樹に適せず、他より移植するも多く凋衰すといへり。古今地味の變化も或はあるべからんも所謂「鎌倉櫻」が關東より移されしにあらざるは論なかるべしと信ず。  
建武中興の際名和氏の名聲世俗に汎ねく一門の風姿がまた庶人に摸せられたりし、と同じき理由によりて、持明院統の宮廷及朝臣の家庭に足利氏風の趣味好尚が流行せしこと疑ふべからず。かくの如くにして漸次その成立を見し公武風俗の混融が武家本位なりしことは自然の勢なりとす。

註

(一) 鎌倉營中の女裝の如きその著しき例なるべし。

(二) 齒長寺文書(奥書に「至徳三年丙寅十一月八日 齒長寺沙門宗證録」とあり)に伯耆守長年於一

條大宮被討(中略)權門第一上下萬人恐之中略(直垂衣文烏帽子折様以伯耆様諸人賞翫之と見

ふ、名和氏一族の聲望想ふべし。

室町幕府の世に於ける中心服飾は「直垂」に他ならずして、武人はいふまでもなく

服飾に現はれたる室町時代の社會的傾向



廷臣といへども特殊の禮典に列せざる限り、みなこれを用ゐて憚らざりき。試みにその古き例をあげんに、

大外記、眞賢來、召前雜談、著直垂參、近代之作法、歟、可謂比興、(荒曆永徳二年十一月廿日條)

三條中納言、公雅來、予謁之、參北山殿、退出便路云々、著直垂(布淺黃)近年風儀、歟、(同書應永十三年七月十七日條)

當時主人は狩衣を着用せしなるべし。「比興」と貶するも、敢て責むる事をなさず、近年風儀「近代作法」として認容するの他なかりし状を見るに至れり。更に建内記嘉吉元年六月八日條には、

參伏見宮、申入江殿御事了、有御對面、直垂之體、有恐、

「有恐」とは思ひつゝも、直垂を以て竹園に參入する者ありしを知るべし。また將軍が直垂姿にて參内し、主上の悦び給はざりしとの事は、

是日武家參内(中略)堅固内々直垂ニテ小御所被參、(中略)今度直垂ニテ參内事、主上無御庶幾云々、(後法興院政家公記文龜四年閏三月四日條)

按ずるに參内の途上直垂を用ゐるは遙に古くよりして例ありといへども(装束

所に於て裝を改め拜謁する定めなりき)かくの如き事實は空前の事なりしならむ。以て當時服飾界に於ける直垂の勢力を察すべし。

註

(1) 親長卿記延徳三年六月廿六日條に、今日大樹始而有參内、申牛剋許御參内、(御輿御直垂、於長橋局被着御裝束云々)とみゆ。

(2) 拾芥記同日條にも、路輿次御直垂御烏帽子也、於長橋局御束帶……など見ゆ。

直垂の名は西宮記(卷廿三臨時十一)に收めたる寛和二年五月十七日着駄勘文に日佐吉助、臙物、單袴一腰、柳色合指貫一腰、菱袖直垂一領と見ゆ。に始めて見え鎌倉以降公武に流行せしも、その中心的服飾と認められ、一轉して更に禮服化せんとす。に至れるは當代の現象にして風俗史上看過すべからざる事實なりとす。

二

次に當代の服制上に現はれたる下剋上の事實を考へんに、服飾界の現象に對して、下剋上なる名稱を用ゐるは敢て吾人の好奇的創造に出でたる語にあらず。「白

服飾に現はれたる室町時代の社會的傾向



石紳書九にいはいはく、

今世の衣裳の上衣(上カ)の下に下袴をかきされて着せるを、下カ、上カの衣裳とて嫌ふよし也、(蓮響録(紀宗直)卷上をも参着すべし)

本文は近世式服飾の構成についていへる者に過ぎざれど、吾人は室町時代の服飾界に於ける左の現象をも同じく下剋上と呼ばんと欲す。

(1) 服制上に於ける下級服飾の向上

(2) 服飾構成上に於ける下級單位の發展

服制の上に於ける下級服飾の向上とは、從來僅に私服視せられしごとき種類の服飾が勢力を得て、禮服を驅逐し、代つてその地位を占むるをいふ。前記「直垂」なる服飾の發展もその好例なりとす。

更にそれについて著しく勢力を服飾界にあらはし來れる者あり。即ち、(イ)素襖、(ロ)肩衣などの服飾にして足利氏覇政時代の中期以降汎ねく世に行はるゝに至れり。素襖は直垂と形式を同じくし、たゞ袖に結を入れず、菊綴のところには紋あるのみ。下に同色の袴を着す。名義及其の初見年代確ならず。明應の比は未だ比較

的略式——禮服としては——の者なりしが如し。例せば、

今日京兆出仕於武家、有大欲云々、(中略)觀世手者等祇候京兆スワウチヌグ。間、其外皆直垂等祝之云々、(後法興院政家公記明應十年九月九日條)

本文によりても當時は尙ほ地位勢力などの勝れし特殊の人物に限りて直垂に代用せしを知るべし、然れども、親俊日記天文八年正月四日條等には既に殿中御謠初(中略)スワウ、カタキヌ、ヌキアリなど見えて、一般に素襖の服制上に於ける地位、勢力の發展を示せり。

註

(1) 正しくいへば素襖はその下に着用する袴と共に同色なるを要す。然れどもその制に及んでは行はれず。「御對面記」續群書類相從六百六十一所收にも、

一、すあふ袴の色は、はりたるを、着候事、略儀にて、候肩衣袴同前也

と見えたり。(本書尾に、天正八年十一月十七日 伊勢因幡守貞知とあり)

(2) 素襖の素(スヒタ、レ)素直垂などのそれとは見えず。(御對面記次文に、「一、すひたいれと申は大口着候はて直垂斗着を申候略儀にて候の一節あり」)武家裝束鑑には上古京都ニテ輕ルキ人ノ裝束ニテ布ニテ拵ラヘ(中略)ツマトシタルモノユヘ素ト云フとあれどいかにあ

服飾に現はれたる室町時代の社會的傾向



らん。

肩衣の名稱は古く戰陣の際に散見するも、平時の禮服として用ゐらるゝに至れるは遙に後なりとす。これを實例に求むれば、政家公記延徳三年八月二十七日條に將軍出征のことを叙して、

次主人常烏帽子直垂クナチ業○中略武家衆或鎧直垂或カタギマ四ノハカマ小具足或帶甲冑、

などいひ、鎌倉年中行事にも金襴の肩衣小袴にて出陣に用ゐしこと見ゆ。明應八

年十二月二十七日條に、是日參禁裏、武家南御所入江殿等、爲歲末禮也、各有對面、大樹片衣小袴體也、爲陣中分歟と見えたり。

是等の事實を以て見れば、素襖が漸く一部の人々によりて直垂代として用ゐられんとしたる頃即ち禮服としての地位を得んとするの曙



光に浴せし時代に肩衣は未だ軍陣の略式禮裝たるに過ぎざりしを知るべし。

從來の傳説に明徳元年山名氏清の亂に際し、肩衣なる新形式發生すとなし、或は松永久秀を以てその創業者に擬するが如きは、いづれも採るに足らずしてその形式の起原は遙に古かるべきこと言を俟たず。(これについては別に記すべし。)また年代の推移に従ひ、多少形態上の變化を來ししことも明にして、室町時代に於けるカタギマと近世のそれとの間にも、その相違を認むべし。

古ノ肩衣ハヒダナシ今モ春日ノ社人ヒダナキ肩衣ヲ着ス今ノ富小路トノヒダトラマナ用ヒナレシ申樂ノ肩衣モヒダトラマ也(古記事袋廿一)

本文にいへる古式肩衣に襲なしとの説は、從前の學者汎く認めたる事實にして動すべからざるなり。眞如堂縁起畫卷下卷文明十二年御臺所御祈條に見えたる人物の肩衣袴は片身替カタミガヘリのそれにして、十四五マデ着用アルベク候といへる御供故實の説と符合するを知るべし。(また着用法に於ても形態の相違より來れる當然の差別を示せり。)

註

服飾に現はれたる室町時代の社會的傾向



(1) 是については別に記すべきも、土肥經平の春湊浪話上には、直垂の袖を切て義滿將軍に隨從せしに始るなどいへど云々といひ、本朝世事談綺一巻には、素襖の袖と裳をとりて事に従ふ……細川頼之の所爲也などいふの類一々あぐべからず。

(2) これには兩説あり。一は肩衣の形式を創めしとする者にして、他はそのヒダを作りそめしとなす者これなり。前説は普通の傳なれど、白石小品は後説を採れり。

(3) 本書は著者未考十代將軍の治世以後に成れるものゝ如し。  
 (4) 本書三卷その畫ける風俗を熟考するに、室町の初世より本書の成れる大永中に至る間の風俗を捉へて、記事の新古に従ひ逐次描出せし者と思はる。即ち上卷の風俗最古く、中卷はそれに次ぎ、下卷は畫家執筆當時のものなるべき。

(5) 文明十四年に成れるものにして伊勢貞藤の撰と稱す。

肩衣姿が軍陣の装として用ゐられし例は既にいへり。少年祇候の輩平時これを着することも御供故實縁起繪等の趣にて明なり。更にその一般的式服視せらるゝに至れる時代を考へんか。二水記大永七年正月七日條に、

早旦室町殿出仕令見物、道永以下悉以片衣小袴也。當時先無爲之間不可然之體也。併似招風歎之由各有沙汰誠以異樣事也。

本文に従へば當時武人の多くは肩衣袴を以て禮服視し居たるを知るべし。然れども當時は尙ほ一部世人の非難を免れ得ず、その素襖と相並んで服飾界に勢力を振ふに及べるは享祥天文以降なりといはざるべからず。(惟房公記天文十一年三月廿八日條光源院御元服記同十五年十二月十八日伊勢貞助記永祿三年六月十九日等) 而して服飾界に於ける肩衣姿の地位の向上せしことについて、併せ考ふべきは露頂の風習なりとす。

中古に於て冠帽の禮客威儀に缺くべからざるものたりしことは既に人のいふところの如し。然るに室町中期以降貴人にして往々是れを用ゐざる者あり。

政家公記明應三年十二月廿一日條に、

去夜武家元服儀俄延引是細河可着烏帽子事迷惑難儀中略種々令教訓遂以不承引問諸役人等空以退出(中略)平生一向不着烏帽子云々不可説々々、

文にいふ細川氏は政元にして、異常の性行ありし人なれば、特殊の病的作用のため露頂を好みしならんも知るべからず。然れども有力者のなすところは多く世人の範となるが故に、此種の事實が露頂の風を助長せしこと疑なし。更に二水記



永正十四年閏十月二日條に、

今日室町殿爲有間山温泉令下向攝州給依御中風氣也(中略)騎馬五人不着烏帽子持弓云々

貴人に隨從するが如き時も冠帽を用ゐざることありしを知らる。かくて漸々と式服に於ても露頂を以て非禮とせざる近世式の習慣は形成され來りしを見るべきなり。

三

更に考ふべきは服飾(特に女裝)構成上に於ける小袖の發達なりとす。小袖は從前僅に衣等の下に着用せられし補助服に過ぎざりしを鎌倉の季世より漸時表着としての地位を得んとするに至り室町の初世には純然たる服飾の中心の地位を占むこととなりぬ。かくの如きもまた所謂下剋上の一例といひつべし。左に二三の實證をあげんとす。  
禮服にいふところの小袖を除き補助服としてのヨソデの名稱は平安朝の季世に至てあらはれそめしが如く管見によれば左の二例は最も古き者なるべし。

(1) 兵範記久安五年十一月十一日條今日入道殿還御仁和寺(中略)長日御儀法漸廿日僧給布施各裝一具布施一鈍色厚衣小袖。

(2) 玉葉養和元年十二月五日條(皇嘉門院崩後のこと)先改御衣(中略)奉着替御小袖(中略)新御小袖。上置日來令懸給御袈裟并菩提子念珠(中略)件事等女房二人(洞院殿別當殿)役之。

當時の小袖は單色無地の者なりしこと殆ど疑ふべからずして鎌倉以降の繪卷に徴するも多くかはるところなきを知るべし。(花園院宸記元應三年六月廿九日條にも丑終許女房有叫喚聲(中略)掌侍帷子走來云有盜人其體白衣不着袴爲盜人被奪云々の一節見ゆ。本條の記事は女官の寢衣が白小袖なりしを示せり。)

註

(1) 「室町盛世に於ける女装の起源と竹向日記の服飾史的價值」考古學誌六之六所收をも參看すべし。

(2) 古く小袖の着用を圓融帝永觀以後となす者ありて先輩の中或はこれを認められたるも見ゆ。(史學雜誌第十一編之第十一號例會記事黒川眞道氏「中古女官服の話」條等)然れども本説は確據なく信憑を値せず。

(3) 本文と參考すべきは十訓抄第一可施人惠事條にいへる一節なりとす。その文には「法性服飾に現はれたる室町時代の社會的傾向



寺殿皇嘉門院を具し參らせて宇治へ入(中略)女房の事をあしくやりてうちかへしたる事ありけり(中略)女房或は小袖に袴をはきてぬけて落たり或は顔をつきかきなど(中略)あるにもあらぬ氣色なるに美作といふ人きぬきながら落ちて扇さしかくして云々(他書にも類例なほあるべき)

(4) 主として白色を用ゐる。稀に例外あれど(禁秘抄女房條等)今委しくせず。

然れども鎌倉幕府の營中などに於ては、文應年間既に「色々御小袖」の用ゐらるゝあり。また生小袖といひ、合小袖といふの類も見ゆ。地質については傳へたる者少なけれど、是れまた漸くその種類を増し來れるなるべし。吾妻鏡四十文應元年三月廿八日條に、和泉前司行方持參御息所御服月充注文於御所將軍家覽之といひ、次文に各月所用の服飾品を表記す、それに據て當時小袖の服飾的地位の向上を察すること難からざるなり。

室町初世の小袖に至てはその發達の著しき驚くべきものあり。八替十六替の織物小袖といふが如き華奢を極めし者さへ行はれぬ。永享九年十月行幸記を按ずるに、當時御臺所の服飾を叙していはく、

御台の御服、紅葉かきれの七御衣(中略)御小袖、唐織物、御地うす色御紋、菘盤(中略)うき織もの、

御小袖御紋龜の甲たすきにひあふきひしと龍膽に雪との十六かはり、紅の生衣御袴也(廿二日條)  
還幸之日也(中略)今日は御台白き浮織物之御小袖に御袴御まほり斗也(廿六日條)

また「女房達」へ公方よりの「引出物」を記していふ、

權大納言すけ殿 十かされ、

一かされ浮織物、紋ひかきに雪ふり竹と枯野に雪との八かはり(下略)

大納言すけ殿 十重、

一重浮織物、紋窟に霞とすなかしに十鳥との十六かはり(下略)

(御臺所よりも、右兩名及勾當内侍に十六かはり小袖を贈れること見ゆれど省略すべし)

以て一斑を知るべし。是等の華奢なる小袖は後に及んで更にその地位を一變じ、近世に於ける武家式女装の一部をなすカイドリ掛となれる者の如し。(下文にも説くべし)

註

(1) 當期に入りても、比較的古制を重んずべき際などに、白色小袖の行はれしは勿論にて、親長卿記文明三年正月廿日條。(前年十二月後花園院崩す)に、於院中女房拭眉着白色小袖といひ、三月十五日條にも、依召參内(中略)勾當内侍白綾小袖、萱草色袴也とあるの類皆是なり。(實隆公記長享二年五月十五日條にも見ゆ)

服飾に現はれたる室町時代の社會的傾向



(2)「竹向日記の服飾史的價值参照」

四

近世に於ける禮服としての上下及褂は、いづれも室町時代に行はれたりし服飾構成の一樣式を始祖と仰ぐ者なり。試みに少しくその發展の徑路を窺はん。上下なる名稱によつて示さるゝ意義には頗ぶる變遷あり。左にその大概をいはんに、

(イ)室町以前

(ロ)室町時代

(1)直垂袴

(2)素襖袴

(3)肩衣袴

室町以前にいふところの上下は指すところ時に従つて明確ならず。從來の諸家多くその説を立てたれども、歸決する者あらず。「何にても上下一具したる服(安

齋隨筆)となすが如き廣義説あり。またふるく上下といふはみな直垂の事(春湊浪語)と斷せしが如き狹義説も存す。然れども今はその當否を批評論議するの要なければ、たゞ室町以降の變遷について略言せん。

當代の初期にいふ上下は多く直垂をいふものゝ如く、尙通公記永正三年四月廿六日條に「今日讚州六郎移安富在所、六郎肩衣小袴、中略(後騎五騎、烏帽子上下)云々」なども、素襖とは見えず。次で素襖を呼ぶごとゝなれりしが、それは中期よりのことなるべし。(將軍が群臣を引見するに當て素襖を用ゐるは、明應(？)文龜の比よりして例となれるに似たり。是等も併せ考ふるの値あらんか。)

肩衣袴も天文永祿以降その稱多く見ゆ。初めは烏帽子を用ゐし例もあれど、後には全く露頂にして着用すべき禮服となり、近代的服飾の模範的形式は成立するに至れり。

註

(1) 政家公記文龜四年正月十日條に「細川右京大夫被召出常御所御櫛被下天盃云々(中略)折烏帽子着上下云々」と見ゆ。當時將軍の參内も衣冠或は直垂なりしが故に、政元の權勢を以てす

服飾に現はれたる室町時代の社會的傾向



とも素襖を着して拜謁するが如きことは無かるべしと信ず。

(2) 是については異論なきにあらず。風俗研究五所收室町時代の單物について參看。

(3) 宣胤卿記文龜二年正月十日條に「近年如此」といへり。

(4) 光源源院殿御元服記に「同月廿二日彈正少弼定頼旅館へ御成中略但裝束者烏帽子袴肩衣也」と見ゆ。(天文十五年十二月のこと)

最後に褂の發達を考ふるに、褂の前身が室町初世以降著しき發展を示せし表着の小袖なるべきは既に説けり。故にこれより少しく袴着用制度の頽廢を述べ併せて湯卷に及ぶべし。從來女子の服飾を完成せんがためには殆んど絶對に袴を省略し得ざりしこと、改めて言を俟たず。然るに鎌倉の中世より女官等も褻時はこれを用ゐざる風となりぬ、中務内侍日記に、

日くれぬ(中畧)思ひもよらぬほとに御幸ありとき(中畧)さほなる袴ひき落してきつ、やがて入らせおはしまして衣のかけやう思ひところあり(中畧)しつらひやさしなど御感にあづかる(弘安十一年十一月十七日條)

など見ゆるはその一證にして、時世の推移と共に漸次その範圍を擴大し來り、室町幕府の盛世には公席に於てさへ是を省く者あるに至りぬ。それに伴ひて、略式

の袴(?)を用ゐるの風また起れり。所謂「モバカマ」なる新形式の流行はその證といふべく、親俊日記天文八年正月五日條に、

御ハガタメ辰魁貴殿御ウラウチ(中畧)御中老モハカマ御著之由(下畧)

などいへるも一例とするに足るべし。加之袴の省略は自然に服飾着用法の變遷を促進し、下着の發達と相俟つて、表着小袖を單に打かけて裝ふにとゞむるの風をなせり。是れ小袖のみにして袴を省くときは、身邊餘に形式の變化乏しきがためなるべし。かくの如くにしてカイドリの形式を發生せし他に、近世公武の間に行はれし腰卷なる風もまた起れり。これはた衣及袴の省略せらるゝがために生じたる服飾形式の缺陷を補はんとする趣意に他ならざるなり。然れども室町時代を通じて腰卷の名稱は未だ行はれず。當時の記録にはすべて湯卷と記された

註

(1) 是については別に詳述すべし。

(2) モハカマなる名稱は果して正しき稱呼なるか、一部の俗稱なるか明ならず。公家方の記録

服飾に現はれたる室町時代の社會的傾向



には——少なくとも管見によれば——絶えて所見なきが如し。或は想ふ、是れ武家式故實家の術語に過ぎざるべしと。さはいへその形式に至つては公武のいづれにも實用せられしと見ゆ。

(3) 直垂の一種ウラウチヒタ、レと呼ぶ者をいふ。單、直、垂、に、對、す、る、語、に、し、て、滿、濟、准、後、日、記、永、享、五、年、二、月、十、二、日、條、に、御、樂、御、歌、百、首、(中略)將、軍、御、小、直、衣、(中略)武、家、裏、打、直、垂、と、い、ひ、三、月、廿、九、日、條、に、室、町、殿、今、日、蹴、鞠、御、會、在、之、仁、和、寺、一、品、親、王、(中略)爲、見、物、被、參、(中略)刀、者、單、直、垂、數、輩、な、ど、見、ゆ。

(4) 公家着用の例は葦子女王日記寛政三年七月十五日條、簾中備忘抄等に見え、武家方のそれは、紀州家の「御簾中様年中御衣服」六月十六日嘉定七月七日、八月朔日條等に見ゆ。

湯卷は鎌倉の中世女官等の往々用ゐるところなりしも、本來は御湯殿奉仕の節に限り衣服の濕損等を避くるの品にして、平時着用すべきものにあらず。まして公服にこれを使用するときには禮を缺けりといふべし。然れども外界の事情は、服飾としての地位を向上せしめ従て、逐次その地質色彩の發達を來し、南北争鬪の際に至つては既に公服の一部となり、實冬卿記永徳二年五月六日條參着、當時は多く夏期のみ用ゐられたりけん。室町の初世には、袴の地位を奪はんとするに及べ

り。(看聞御記等に例證多し。)されば戰國時代に於ける諸侯夫人の肖像等には湯卷着用の風姿を描けるものあり。

上に説くところ未だ全からずとはいへ、近代的男女装の代表的形式が當代にその起原を有する事實は略立證し得たりと信ず。

服飾史の範圍よりして室町時代の傾向性を指示するに足るべき事實は、以上の諸點に止らざるも、所説多岐に涉り徒に多くの餘白を汚さんことを恐れて、たゞ主なる項目を擧げたるのみ。若し其妥當を缺けるものあらば、博雅の垂示を俟ちて改むるに吝ならざるべし。(大正六十一・中旬)



## 維新後に於ける女官服飾の推移

本編は女官服飾史の一部として略叙せし者なれど、史料乏しければ、汎ねく諸同好の示教を得て、逐次補正するの機あるべし。

### 一

極東の宮闈に遠西文化の陰影を現はせしは、古く江戸時代の初期よりすといふべし。然れどもそは未だものめづらかなることとして、衣冠の人に認められしに留り、深く實際的にその趣味を動す者はあらざりき。共房卿記(?)に、

チランダ舟ノウツシ長サ四尺計ニシテ親王御方へ本願寺進上是ハ先年參候チランダ舟長サ百三十間有之ソレヲ兼ソリニシテ作也 (寛永二十年九月七日條)

本文に記されたる「蘭船雛形」の如き、陪觀の人人多かりけんも、進んで東西に於ける彼國の勢力を知らんと思へる者あらざるべし。南蠻漬物(1)南蠻漏刻(2)南蠻手拭(3)……とその名目は多く上流に知られたれど、南蠻に關する地理的想像を逞しくせし者ありとも覺えず。當時いさゝかにても西方文化の事情を知れる者は、天主教徒及直接「南蠻人」と交通する少數の輩に限られしならん。降て元祿寶永の世、次で寶曆明和の交に於てさへ貴顯の西方文物觀は好奇の域を離るゝことなし(4)文化文政の頃に至ては外來品の獻納によりて宮闈に入ること多く(5)海外の知識も種々の徑路を経て漸次衣冠の人にまで及ぶことゝなりぬ。——然れども當時禁中公家等の間に知られたる或る程度の知識は、西方文化の特長或は優勝を想像せしむる者ならずして、本邦中心の史的觀念を新事實により更に修飾するの結果を與へしのみ。

### 註

(1) 義演准后日記元和元年八月十五日條に、日本部兵右衛門留主ニ來、南蠻ノ漬物壺一進上白砂糖ニテ桃ノ花一葉ナルヲ漬タル物也、一段味甘シ奇妙ノ物ナリ、とみゆ。



- (2) 同書元和八年四月十七日條
- (3) 細川家記十三慶長八年四月忠興の文書に「一、かるきん一ツ 一、なんばん鏡一ツ 一、なんばん手のごひ三ツ云々などみゆ、」

(4) 「維新前後に於ける服飾界の動搖」歴史地理二十五卷六號第三節にいへり。

(5) 「上苑の西嵐」わが竹七卷十一號所收と題せし別編參着すべし。

ペルリの來朝と幕府の開港勅許請願とは、かくの如き背景の下に行はれたりしが故に容易に事の進捗を見ざりしは宜なりといふべし。單に公家階級のみならず、一般人士に於てさへ特殊の思想境遇等を有する者を除いては、——進んでこれに應せしにあらずして餘儀なく彼の求めに従へる實情ありしは疑ふべからざる事實なりき。されば外人來朝條約成立とやうに解放的氣運の進捗する半面、著しく反動的努力(1)の現はれ來れるを觀るべし。米蘭魯英の四ヶ國と通商條約締結せられし翌翌年九月十九日秋月藩の布令にいはいはく、攘夷高鍋藩實錄卷六に載す。異風之筒袖異樣之冠物不相成候旨被仰出候旨被仰出置條處近來密々相用候由に付以後心得違無之様……

かくの如きもその一例なるべし。然れども時世は遂に逆轉せず、慶應二年十一

月洋式を加味せし戒服令の制定となり、(2)次て宮闈に外人の姿を見ることいふべし。 (3)明治五年末に及び、大禮服、通常禮服等の新制を定め、(4)六年正月の「新聞」(5)に服制圖解の發表を見るまでその間僅に四年有餘のみ。かくの如きは邦人の長所か短所か知るべからずとはいへ、當時に遇へる人々の啞然として言ふことを知らざりし者も少なからざるべし。然れども御内儀の服飾に至ては、さまでに速かなる變遷をなさず、徐々として推移の運にむかへること下文いふところの如し。

註

(1) 「維新前後に於ける服飾界の動搖」歴史地理二十五卷之六

(2) 同上

(3) 慶應四年二月三十日南殿にて外國公使天顏を拜す。委しくは山科言成卿の雅俗日薄及嵯峨實愛卿手記に見ゆ。當日主上は御引直衣なりしこと忘るべからず。

(4) これについては下にも記すべし。

(5) 日々新聞一月十三日二百六十一號附録等。

服制改定に先ち一般に服飾制度に關する意見を徵せしことは、太政官日誌三十

維新後に於ける女官服飾の推移



に見え、山科高倉兩家は四年八月を限り御服調進の事を停められたりしなり。(1)

衣服制度ニ付被仰出書寫

衣服之制寒喧稱身體裁適宜上下之分ナ明ニシ内外ノ別ヲ殊ニスル所以ナリ然ルニ近世其制一ナラズ人其服ヲ異ニシ上下混淆國體何ヲ以テ立ツコトヲ得ン故ニ古今ノ沿革ヲ考ヘ時宜ヲ權リ公議ヲ探リ一定ノ御制度被爲立度思召ニ付各見込之儀書取ヲ以テ來ル二十五日限上言有可之様御沙汰候事

六月〇明治元年

(日誌所載)

「明治四年」は政治上よりして永く忘るべからざる歳なるに留らず、風俗史上に於てもさまざまの追懷に我等の胸を悼しむる者といふべし。參朝の貴顯殆んど洋装となりしはその翌年にして、六年以降は舊風の僅に神事等に殘れるを見る。然れどもかくの如きは男子の範圍に限られ、女官乃至は一般貴族婦人は依然「國風の装」なりき。

今日紀元祭也仍辰斜着洋服參宮内省(明治七年二月十一日條)

今日天長節也仍門前建日章旗白地(紫地午前七時斗着禮服洋服參離宮(十一月三日條)

本文は橋本實麗卿の記されしところ、以て當時服制の狀を窺ふに足れりと信ず。

註

(1) 五年十一月十二日大禮服通常禮服制度を定め衣冠を祭服とす。(太政官日誌九十八所載)次で六年二月皇族の大禮服を定めらる。(別編に叙す)

(2) 後文參照

二

維新の世となりても、宮闈の服制は外廷の變化の如く速には推移せざりき。當時に於ける山科家の記録(1)より二三の例を示すべし。

(1) 大宮御方來二十一日御移徒後御祝儀ニ付御小掛御單等可調進(中略香之御小掛御好云々内藏頭申云女服香ハ珍敷於當家調進無之(中略御好之義不得止云々(二年二月一日條)本文いふところの御小掛は十七日條に大皇太后風子御衣裁縫出來云々と見え、御掛は五尺一寸袖二尺一寸御單は五尺二寸二尺五分なりしとぞ(十九日條)

(2) 中宮御方夏御衣御五衣以下御物具悉皆可調進云々(中略御色目御品等總而大宮御所御入内之節之通可心得云々(同年三月二十七日條)

かゝる類證頗ぶる多く一々を盡くすべからず。右はいづれも「女儀」の御事なれ

維新後に於ける女官服飾の推移



ど、主上の御服飾も同じく従来の御風姿にして、歐制を用ゐ給ふことなかりき。装束師高田氏等の東京に召さるべしとの風評さへあれば、言成卿記明治三年三月二十三日條に、高田茂自東京被召可令參向云々装束師黒川河井等茂被召云々装束師仲間評説諸臣服色變革爲調達云々などいへり何人も三年の後に洋式禮服の公定あらんことを豫想せざりしは宜なりといふべし。

本邦人の外來文物に對する反應頗ぶる過敏なるは既に上古よりして然り。然れどもその結果を觀察すれば、此種の國民的性格が果して本邦文化に利するところ多かりしか否か容易に判じ難きを想ふ。人或はいふ、

過渡期の如き觀ある状態は或はこれ同舊の状態なるやも計られない幾世紀の後西洋文明衰ふる時代に至らば吾等の子孫は洋服を捨て、此度はいづこの國の異裝を求めてこれに換はらるであらう。支那か土耳其か或は經濟的に衣服を要せざる中部亞非利加か(2)

本邦文化の史的研究に従ふ者は何人も多少は此種の感想あるべきも、未だかくの如く明言せる例を見ざるなり。予は江戸文化と明治文化との相違を解して進歩といひ向上と認めて恠しまざる一般世評に服し得ざるものにして、その今日の如

くなれる半面は明に國民性の缺陷に基く者なるを信す。されば明治初年に於ける舊風保守の一派に對しても、直に彼等を以て文化の進運を妨げ、向上の何たるを知らざる頑冥者流なりとなすが如き輿論を笑ふ。新たなる者に接する毎に從來の者と換へ、從て外形常に改るも内容絶えて充實を加へず——他に示すべき物の創作と完成とを忘れて彼より與へられたる者の賞讃に勞る、維新後の服飾史に於ても、右の如き國民性の缺點は「進取」文明の名の下に巧に發揮せられて停止するところなきを見るべし。

洋式服制の既に宮闈に入れる後といへども、宮家等は國風の御姿を以て參朝ありしこと稀有ならず。

午前九時前、二品宮御息所御同車御參朝、右は御婚禮無御滯被爲濟候御禮……假皇居於御二階皇太后宮皇后宮に御陪座御饗應御酒饌御頂戴……二品宮御衣禮御小直衣御息所御衣禮晒白袴御帷子御濃御半袴(有栖川宮家日記)

本文は明治六年八月二日の記に係る。これよりさき二品宮親王婚儀の際勅使の參着を書ける條にも、勅使富小路侍從殿來邸……出迎家令直垂家從兩人麻上下(七



月三十一日條など見ゆれば、當日に限て舊儀を用ゐられしにはあらざるなり。

注

(1) 言成卿記(雅俗日薄とも稱す)

(2) 三田文學四之八所收(厨の窓(永井荷風氏説

三

聖上の御服にはじめて歐制を用ゐたまへるは何時よりなるか未だ詳ならざれど、五年五月にはその確證あればそれ以前(1)なりしこと知るべし。實麗卿記にはく

辰剋爲御暇參内。中略小櫻典侍(2)面會。中略小時雜話。中略可有御對面被示。

中略洋服着御御倚子愕然歎息至極也時勢之令然無是非歟。(五月十五日條)

是れによりて當時御内儀にも既に洋風服制の侵入せしこと明なり。これのみならず、外人醫官の女官を診療せし例(3)もあれば、大奥の人々といへども、全く「洋服」を見ることを拒み得ざりしは言を俟たず。

王臣一統に對し、宸影を下賜せられたるは同年十一月を初めとすべく、熾仁親王御記(4)に、(十一月廿四日條)

依御用召參内之處、主上御寫眞拜領

など記されたり。(翌年また尊影下賜のことありしは、親王御記(5)十二月二日條に従宮内省明後四日聖上、皇后宮御寫眞被下候間、自午前十時午後三時迄に當省へ參入云々といひ、四日條(6)に、午前九時四十分皇居へ參入、聖上皇后宮尊影拜受とみゆ。右にいへる「主上御寫眞」聖上皇后御寫眞は即ち世上に流布せる最古の御影なるべし。皇后宮は掛袴に租麻を持せらる。

聖上の「洋服着御」は既に述べたるが如くなれど、爾來全く國風の御服を用ゐ給はざりしにはあらず。實麗卿記(7)五月三十日條に、主上御入京之旨傳承之間……奉迎着御洋服哀哉供奉各洋服也とあれど、その翌日桂御所に臨幸ありしときは、御金巾子、御直衣、紅御袴(六月一日條)の御姿なりしにても知るべし。(皇太后皇后宮の御服飾については後文にいへれば今はすべて記さず。)

注



(1) 明治四年八月山科高倉兩家衣紋の御用を停めらる。(これについては「服飾史上より見たる山科高倉兩家」歴史地理廿二の末文「上苑之西嵐」竹五等を參着すべし。恐らくは服制改革の蹶然せるがためならむ)

故に四年九月——五年五月に於てはじめて歐式御服を召させ給へることゝ推せらる。

(2) 小櫻典侍は卿の養女名を夏子といひ、六年十一月十四日十八歳を以て逝去す。(皇親系附録二、橋本家譜、實麗卿記等に見ゆ)

(3) 實麗卿記六年十一月十日條に、外國教師日耳曼人ホフマンミルレル兩人來及小櫻診察：……といひ、十三日條にもみゆ。而して外醫の女官を診すること此際に始れりとも思はれず。

(4)(5)(6) 同親王行實卷十三所引

(7) これも明治五年のことなり。

維新後の服飾史を説んとするに當て、必要なる社會的背景の觀察は前項に畧これを盡くせりと信ず。よりに更に女官服飾の推移を概見せんとなす。

四

明治戊辰の年よりして今に至る五十春秋の間、宮廷に於ける服飾の變化はこれを三期に分ち得べし。即ち、

- 第一期 國風時代 十六年比まで
- 第二期 外風侵入時代 十七年以降
- 第三期 外風中心時代 廿年代以後

第一期に於ては外人を除くの外は殆ど悉く袴袴を用ゐしが、第二期の末より皇后宮も歐裝せらるること有るに至り、第三期に至つては特に國風を用ふべきときを除けば、外風を主とすることゝなりぬ。(かくの如きは西歐諸國にも全く例なきが如し。

(イ)第一期の時代

外風既にその勢を振へりといへども、宮闈なる女流の間には未だ全く省みられず。(むしろ嫌忌の情を以て迎へられたりしといふべし)垂髮袴袴の姿容のみ世に知られしは、この比を以て最後とせざるべからず。

(丁) 奥羽御巡幸日誌、卷一、



九年六月二日の御發遣。中聖上には御平服皇后宮には薄紅梅の御衣に紅の御袴を召させられ云々。

(2) 明教新誌四百五、

過る十日西京知恩院へ皇后宮の行啓あり御車を黒門内まで通し奉へり女官は何れも緋の袴に沓にて御供云々(明治十年正月十八日)

當時の風姿を考ふべき遺物は——時の餘に遠からざるため世上に流布せるもの少なきため——殆んど觸目せしことなきも錦繪<sup>1)</sup>及寫眞<sup>2)</sup>の存するあれば、それによりて察するを得べし。是より先き明治四年八月女官制度の改革<sup>3)</sup>せられ、次で宮稱<sup>4)</sup>の制も改り、名は昔のそれと均しけれど、地位は古今の隔大なる者となりし後ながら、その風姿には江戸時代に於ける女官服飾の一部を保存し路頭供奉のときなどに迎送の古老をして懷舊の情を深からしめしこと大なりき。

當期に於ける女官服飾の構成を示せる令文は未だ世に知られず。明治七年正月十三日<sup>5)</sup>勅任及麝香間祇候の室參内の服制を定められ、十三年十二月七日勅任官たる者の婦にして朝拜に參列する時の服飾を公達せらる<sup>6)</sup>。

來十四年以後勅任官ノ夫人新年朝拜可被仰出ニ付服飾ハ別紙ノ通 中略

一、褂(地織物、色、黒ノ外何ニテモ不苦、地紋勝手、十六歳未滿者ハ長袖)

一、切袴(地、精好鹽瀬或ハ生絹、色、緋、十六歳未滿者ハ濃ヲ用ユ)

一、小袖(地、綾羽二重、色、白、十六歳未滿者ハ長袖)

一、髻 トキサゲ。白紙ヲ以テ中程ヲ結フ、十六歳未滿者ハ紅薄様ヲ用ユ)

一、扇 中啓

一、履 品勝手 (十三年十二月七日宮内省達)

本文にいへるは女官の服飾ならざれど是によりて類推するに足るべし。長袴が殆ど用ゐられざるに至れること、后妃を除く扇の檜扇ならざること、成年者と未成年者の相違點などみな留意を値す。また外交官の夫人(外人)に限り右掲の服なき者は、洋語コートドレス着用不苦候といへるも外風侵入の漸として輕視すべからざるなり。(十六年十一月に及び本令を内國人にも適用す)

註

(1) 維新前後に於ける服飾界の動搖 歴史地理 廿六之二 參看

維新後に於ける女官服飾の推移



(2) 前條項三にいへる聖上后宮等の御影は一般庶の人均しく知れるところ、別に明治六年十二月五日拜寫と傳ふる昭憲皇太后及女官(室町石山樹下三上四氏、別に洋装侍立する婦女二人)を俟——これは皇太后崩御に際し諸種の誌上に掲出せられて今は流布せり——などあり、別に年代不明なるも當期(?)の分と思はるゝ者數點あれど、一々考證を要するを以て列記せず。

(3) 從來國家の職員として至尊に隨從せし内侍司の女官までも后妃方のそれと均しく私的の地位となせり。實麗卿記八月十日條に「女官之儀萬事皇后宮御趣意にしたがひ相つとめ之儀勿論之事」とみゆ、これによりて女官と后宮の侍女との差を没却し終れり。

(4) 宮稱の制を改められしは明治二年十月なるが如し。(日本全史廿二同月九日條に禁宮女以國名官名爲稱呼といひ、本文出實麗卿記四年十月十一日條以下諸公家の家譜類に多く證あり。從來周防内侍藤原民部卿典侍藤原などのやうに唱へしを改めて小櫻典侍山吹典侍濱荻典侍杜若内侍菊命婦などと呼ぶこととなせり。委しきことは今述べず。)

(5) 七年正月の服制今見當らず、更に考案すべし。

(6) 本文は法令全書明治十三年編千五百十頁に見ゆ。

(7) 同書にみゆ。

(ロ) 第二期の時代

后妃女官の間にまで洋風服飾の行はれそめしは本期の特徴なりとす。

撮影年月確實なる肖像類の如きは未だ一つも觸目する機會を得ざれば充分なる叙述を試みることも難きも、佛國の海軍將校にしてまた詩人なるビエール、ロチイ氏の如きは、國風の貴婦人と洋風服飾のそれとが相交りて歡樂するさまを目撃し、また批評せし一人なるべし。その觀光錄に記していふ、

歐洲にて所謂日本貴人の衣服といへるものとは全く相違せることを發見したり、豫想外に不思議に案外に高尚にまた案外に美麗なる日本女官の正服……純紅の部屋靴の如き者を履き同じ色なる幅廣きふくらみたる絹織の大袴……上衣は耶蘇教僧官の肩衣に似て色は純白または薄鼠または薄紅……孔雀鳳凰などを誠にこまかく浮織にしてその美しさいはん方なく……ところどころに木の葉の如く丸形にぬはれたる者あり……御衣裝。皇后宮は隨從女官のものとして異なるところなし。(菊花陪觀條)

かくて十七年の秋再び勅奏任官婦人の服制を改定せられ、服飾の階級を禮服、通常禮服、通常服の三種となす。その各種服飾構成の品目は左表の如し。



勅任(以上)

禮服

褂 冬地 唐織色目地紋勝手

袴 地精好色緋

服 冬地 練絹

髪 垂髻仕様勝手

檜扇

履 袴ト同色ノ絹ヲ用ユ

通常禮服

褂 冬地 縞珍純子其他織物色目地紋勝手

袴 地勝手色緋

服 冬地 羽二重

髪 垂髻仕様勝手

扇 勝手

奏任

履 勝手

通常服

褂 冬地 純千綾紗綾羽二重平絹等色目勝手

袴 地色目勝手

服 (同上)

髪 勝手

履 勝手

(同上)

(同上)

(同上)

(同上)

(同上)

(同上)

以上當時令して左の諸條に觸るゝ色、及紋様を用ゐざらむ。即ち維新後に於ける禁色の制なりといふべし。

一、褂 地紋并色目ノ内左記ノモノハ用ユベカラズ

地紋 共緯、雲鶴、小葵、雲立涌ニ向ヒ鸚鵡、雲立涌ニ外ノ模様ハ差支ヘナシ

鳳模様ノ内目ノ長

色目 黑色、鈍色、柑子色、萱草色、椽色

色は凶服のそれと混るゝ分のみを禁じ紋様は御料に用ゐらるゝ者のみ用ゐざ

維新後に於ける女官服飾の推移



らしめしならんか。本令に於ては「西洋服装ノ儀ハ其時々達スベシ」の達（勅任官以上へ）といひ、既に洋装公認の制を開けり。

註

(1) 原著未見、今は旗野氏本によりて要を採る。

(2) 法令全書十七年編千三百〇七頁以下に載す。

(3) 勅任官以上の分は九月十七日の達、奏任官は十一月十二日達による。

(4) 本文にては禮服の構成が小袖袴掛よりなれる如きも、十一月一日追達ありて「禮服ニ限り夏冬共掛ノ下々へ左記ノ單着用スベシ」と定めらる。(地質固地綾織、千劔菱の紋様とし色は隨意)

本制度は以來改定なきが如しといへども

午後三時聖上皇后宮兩陛下行幸啓、庭中牡丹御覽於廣座敷、西洋、手品、數曲、御覽……晚饗御陪食伏見二品親王并御息所……典侍室町清子……掌侍樹下範子、權掌侍小池道子、同敷カネ子 (熾仁親王御記二十年五月七日條)

八日皇太后宮行啓のこともみゆれど省之

從皇后宮御内使 權掌侍小池道子 (同記三月十九日條)

十五日條に「侍醫伊東方成、ドクトル、スクリーバ、眼病診察」とみゆれば、その御見舞なりと知るべし。

是等の際に於ける典侍掌侍等の風姿は國風が歐風か考ふべからず。たゞ年々を逐ふて歐風服飾の着用範圍擴大されゆくを見るのみ。皇后宮の歐装を用ゐさせ給へるも當期よりの事なるが如く、明治十九年六月二十三日の達にみえたり。

婦人服制之儀先般及内達候處自今皇后宮ニ於テモ場合ニヨリ西洋服装御用ニ可被成ニ付皇族大臣以下各夫人朝儀ヲ始メ禮式相當之西洋服装隨意可相用事

外國風崇拜は古來我が國民性の特色の一部にして、獨創性の缺如は主としてこれに基く。(時にまた多少の利なきにもあらざりしかど)。今服制について考ふるも、西歐列國の内、いづれの國家といへども自國の史的服制を従とし外來の服制を主とするところあらず。本邦のみかくの如きは果して慶すべきか吊すべきか。(敢て後代史家の嚴正なる批判を俟たん。)右の布達に先だつこと三年、十七年十一月の令(奏任官の分)には、

維新後に於ける女官服飾の推移



場合ニヨリ西洋服装相用ユルモ妨ケナシ

とみゆ。兩令の間一は認容一は推奨の差あるを知るべく、歐化熱の程度察すべきものあり。女官等の初めて歐装せし當時の逸事など二三傳聞せし者あれど、確否を定めがたければ省くべし。

註

(1)及(2)維新親王行實卷二十四所引(3)法令全書十七年編千三百十一頁所載(十九年編にはなし)

(ハ)第三期の時代

明治の中年以降に於ける女官は、御内儀奉仕の際及その局にあるときを除き、外風を追従するの已むなきに至れるが如し。「御局生活」に女官の日常服を説いて、洋装ならざるときは、白羽二重の御召に緋の袴御褂といふ装にて褂は……綸子或は純子を用ゐる染色は御若さん。若齡の人は大概淡紅なるが多しといふといひまた「御局にての服装は白羽二重の二枚重ねにて帯は褂下の帯といひて男帯位……緋縮緬が多く……褂は縮緬の總模様が腰模様にて……身分により異同はあれど甚しき差別はなし」と説けるにてその風姿を察すべし。また英照皇太后崩御の際に

於ける「御大喪圖會」を見るに、當時大奥の服飾を傳へていはく、

御喪服。皇后……白羽二重の御服に鶴食色の御褂柑子色の御袴にて地質は麻……第一期第二期には右の御服を着せられ第三期よりは絹地鈍色御掛褂草色の御袴に替へさせらる。(卷上)

女官達は……麻地鶴食色の掛柑子色の袴を着し第二期よりは同じ色の絹服を用……殯宮の御模様……命婦は白地の服に緋の袴典侍は喪服を着け何れも垂髪にしたり(卷下)

是等によりて三十年代に於ける女官の服飾を横想し得べけんか。而して肖像類の世上に流布するもの(殆んど掛袴或は洋装に限らる)多けれど、原圖の年代明確ならざるを例とし直に資料としがたきを憾む。

既に上述せしごとくなれば、維新後女官の五衣裳等を装へりしことは殆ど絶無なりしなるべし。然れども「登極令」の公布せらるゝや、即位當日紫宸殿は賢所大前に侍する女子は裳唐衣五衣を用ふべく定められぬ。

維新後に於ける女官服飾の推移



註

(1) 明治三十六年度の中央新聞に連載せられ、單行本となりて世に出たれど、容易に入手すべからず。内容を按ずるに、女官の侍女乃至は下級女官の談話實歴等を基として編せられし者の如し。

(2) 御局生活第五回(三十六年十月二十三日)

(3) 同 第十五回 (同年十一月六日)

(4) 三十年代の喪服に關しては、御局生活「二十六にも、宮中喪の節は各女官……一切色物を用ゐず、掛までも白羽二重にて髪も平素の髪を張たる御中にては、なく總髪といひて飾氣なしの下髪なり」(三十六年十一月二十二日)といへる一節あり。参考すべし。

(5) 局姿と覺しき者は(吉田掌侍瀧子の立像)一例を知れり。昭憲皇太后の崩去の際世上に公にせられし者なれど、撮影年月は詳ならず。

伯爵ケーニヒスマルク嘗て「日本及日本人」を著はし、第十一章に赤坂離宮觀菊のことを叙す。その一節に女官の歐装を評して、コルセットと帽子の殊に不調和なるを冷笑せり。(同書二百二十五頁)彼にして維新前或は明治初年國風の服飾を用ゐたりし時代のそれを見んには果して如何なる言をなすべきか。……今日の國

風服制に至てはたゞ維持せらるゝに留り、何等の理解と修練とを経ずして、着用せらるゝが故に、我等が從來書面或は故人の感想によつて知れりしが如き、美的幻影を起し得べくもあらず。維新初年と最近のそれとを採つて比較せんには、現今の姿容が著しく洗練を缺如することを發見すべし。將來の推移に至ては本編の關するところにあらずといへども、中世以來千年の生命を保ち來れる者の最後は、寧ろ餘りにその亂されざるに先ちて來らんことを望まざるを得ず。(完)



## 平安朝に於ける民間の歳事一斑

中古の年中行事は撰著頗ぶる多くして、殆ど遺憾なきに似たり。然れども、缺陷ともいふべきものまた少なからず。俗間の歳事が殆ど傳へられざる如きは、その一例なるべし。よりて左に所見の梗概を記さんとす。

### 四方拜

近世はたゞ朝家及堂上の間に限られしも、當時は一般の行事なりき。されば「江次第」<sup>一</sup>にも特に「庶人儀」としてその式を略叙せり。それによれば卯時前庭の座に就き、屬星天地及四方を拜し、大將軍天一大白諸星に至る。また氏神と竈神をも禮拜するのみならず、先聖先師と家の墳墓にも及べり。敬神崇祖の俗と漢土傳來の信仰的習俗とが併び行はれしことは是れにても明なり。而して民間四方拜に用ゐ

られたりし誦文は「口遊時節門」にみゆ。

### 戴餅

正月四日男女の幼子あるものは戴餅イカヒキモチの祝を行ふ。これについては別に詳述するのときあるべければ、今はたゞその事例一二を示して已むべし。(稀に四日ならざりし例もみゆ。水左記康平八年正月一日條に「先參内府令戴餅彼小兒ある如きにて知らる」)

先參關白第……主人召顯信朝臣抱出小兒……民部大輔兼定取餅件餅入手筥蓋數檜紙在橋井齒固以薄様余置笏起取餅……令戴若君頭上三度俗有祝詞歟不可出言……  
如元置蓋中取橋井齒固等各三置東面妻戸上長押上是定事也次若君抱入了

(玉葉承安三年正月一日條)

壽詞はその壽命の長く官位の高からんことを祝ふなど、家門の状態により必しも一ならず。(悉しきことは別編にいはんとす。)

### 六日の祝賀

近世の慣例にいふところの「六日年越」なる者と均しきか否かは明ならざれど、諸



家にてその祝宴を行へりき。實能公記保延三年正月六日條に、  
今日如嘉例招□家門人々及三獻入夜小童子歌舞一笑々々  
などみゆ。七日の若菜摘みと、その贈答などは餘に著しき事實なれば、省くべし。

吉方詣

定日なけれども、上旬の恒例行事にして、御堂關白の日録にみゆるを最古の例とすべし。寛仁二年正月十五日條

これを近世特有の俗となすが如きは採るに足らず。左經記長元八年正月十七日條に、

中宮亮被過語次略○中云、關白殿依爲吉方今夜可令詣廣隆寺給云々

是等はその最も遅れたる例にして十日以前なる者少なからず。師記承暦五年正月九日條にも、詳しく年頭諸社寺參拜の例をあげたり。○大府記寛治六年正月十日條に、余參神社(先祇園次吉田賀茂平野等也)とあるも同じ。

今日依爲吉日欲參平野吉方北野加茂并鞍馬略○中相具侍三人云々(殿曆康和四年正月十日條には吉方により延曆寺に燈を進す由いへり。)

要するに、當時年頭に社寺を訪ひ獻燈祈願の風ありしことは疑ひなく、その際はまづ吉方よりはじむる慣例とみゆ。後世いふ吉方詣は少しくその意義を異にすれど、これより出たる者と思はる。當時吉方といへるは生氣方を意味し、中右記保安元年正月八日條に廣隆寺參拜を記して、依當生氣方といへり。前文に引ける左經記と併せ考ふべし。(本條の事實については別編花野井雜記吉方詣の起原國學院雜誌二十卷之一所收同江戸以前の江戸風俗二十三卷之五所收等を參看すべし。)

子日——小松曳

當日宮中に曲宴あるは古し。文德實錄卷八齊衡四年正月丑條に昔者上月之中必有此事時謂之子日態とみゆ。然れども貴賤の郊外に遊べることにについては、土佐日記に、

む月なれば京の子の日の事いひいで、小松もかなといへど海中なればかたしかしある女のかきていたせる

おほつかなけふは子の日か海士ならば

海松をたにひかましものを

是等を以て古しとすべきか。(菅家文章卷六雲林院行幸所感の作に、上陽子日野



遊<sup>カ</sup>延<sup>カ</sup>齡<sup>カ</sup>の舊風なるを説きたれど、本文のみにては本邦人の既にその事を行ひ居たりし證ともなし難し。多くは正月上旬の風なれど、二月に及んで行はれし例も少なからず。(本朝文粹卷十所收橘在列の文に、仲春之天出槐林之深窓望松樹之遠地所謂好客之群遊也……吾朝之風俗子日之嘉會也といへり。)

初 午

二月初午の稻荷詣は後世までも衰へざれど、平安朝に於ても注目すべき歳事の一なりしといふべし。今昔物語卷二十八近衛舍人共稻荷詣重方值女語に、

今昔衣曝ノ始午ノ日ハ昔ヨリ京中ニ上中下ハ人稻荷詣トテ參リ集ハ日也其レニ例ヨリハ人多ク詣ケル年有ケリ……近衛官ノ舍人共參ケリ云々

などいへるにても知らる。稻荷社にて特に初午を重んずるはその鎮座の日なるがためなりと稱す。(古く世諺問答に東寺鎮守として勸請せし日と傳へ年中重寶記鋸屑譚の説みな旨意を同じくす。)近時山中笑氏は「初午愚考」にて舊説を否定していはく、

農家馬を使用するに正月は未だ餘寒強く……二月に入りて草木の芽ぐむ頃

……馬を使用し始しゆゑ……初馬と稱せしことならん、稻荷の神は農業守護の神と信仰さるゝより其日には先づ馬を曳て稻荷神社に詣しことにぞあらん郷土研究第一卷之四所收

これまた傾聴すべき所見ながら、必しも舊説を否定するの要なきが如し。初午なる名稱の意義は翁の述べられたるところを正しとしても、京人の參集せりといふ彼社の祭日が、勸請鎮座の記念節なりとの事實に妨げなかるべきか。

櫻 會

加茂櫻會は二三月櫻花妍を競ふの時に行はれし宗教的行事にして、祠官成助の始めしところなりとす。朝野群載卷二所收「縁起」には、

前神主加茂縣主成助相迎三春之令節開演八軸之法華隨喜之輩號之櫻會其期無定期在二月三月之芳會其日無定日待紅櫻朱櫻之咸綻薰修及今千數十年云々

以てその起源年代を略推すべし。當時櫻會と稱するもの各地に存せしが如く、みな一種の花時傳道に他ならざるなり。(仁和寺のそれは、一條院の御代躑躅會と



改稱すといふ。<sup>(2)</sup>

註

(1) 永保三年二月二十五日加茂成經の囑により大江佐國が作れる者といへり。

(2) 仁和寺年中行事記には、

躑躅會事

小右云、正曆四年四月十九日丁丑傳聞、今日仁和寺躑躅會改櫻會號躑躅會云々而依雨可及明日云々

以て證すべし

櫻狩、乃至は私邸の花宴などは、例證を要するまでもなく、少しく中古の文獻を窺へる者は熟知すべければ省略に従ふ。(賀茂祭の花やかさもまた同じ。)

雙輪寺會

平安朝の季世朝廷の事務官等の間に催されたりし清遊會なり。當日その會場にて種々の興ありしこと、吉記承安四年三月六日條に、

今日於雙輪寺上官會合蓋流例也、供養佛經和語蹴鞠會云々

などあるによつて知らる。これに關しては、涉史雜筆第二十卷、國學院雜誌二十卷之三所收參照

石塔會

二月の行事なるが如きも、三月にもその例あり。三寶繪詞卷下二月條に、

石塔ハヨ、ロツノ人ノ春ノツ、シミナリ、諸司諸衛ハ官人舍人トリ行フ殿原宮ハラハ召次雜色廻々催ス、日ヲエラヒテ川原ニ出テ石ヲカサネテ塔ノカタチニス心經ヲカキアツメ導師ヲヨヒ……家ノ中ノ諸ノ人ヲイノル……心オロカナルモノハ逍遙トオモヘリ。

本文によりてその宗教的風俗なりしこと、及俗人に遊興視せられし狀を察するに足れり。國學院雜誌第二十卷之五所收、山田氏「石塔會考」に詳しく説みゆ。

端午

軒に菖蒲を葺き藥玉を贈答するの類は改めていはず。節供の風もまた同じ。かくて當日は別に太秦廣隆寺の縁日として貴賤の參詣少なからざりしを忘るべからず。「廣隆寺來由記」に記して、

三條院長和三年甲五月五日如來不異延曆年中放光明時日如合符節……庶人敬異由是五月五日爲拜謁日貴賤老幼……信嚮増深云々

平安朝に於ける民間の歳事一斑



本文に見えたる事實は小右記、日本紀略等にもいで、今日貴賤舉首參廣隆寺云々といひ、小右記五月五日庚寅日は同寺薬師佛開眼の日なればなりと傳ふ。(思ふに延暦年間寅年寅日に開眼せられしならむ。)

註

(一) 小右記に載たる僧徳圓の説にては延暦十七年なりとし、實資が親しく梵曆によりて考へし結果は二十一年となる。

(二) 小右記の著者は庚寅といふ日を重視し、延暦十七年のそれは甲寅にして庚寅にあらずと論じたれど、是等は世説の意を正當に解釋し得ざりしならむ。

雲林院菩提講

これはた五月の行事として知らる。(諸書にみゆ)今昔物語卷十五には、  
今昔雲林院ト云フ所ニ菩提講ヲ始メ行ヒケル聖人有ケリ本ハ鎮西ノ人也  
極タルニ盜人也……深ク道心ヲ發テ……極樂ニ生レムト願ヒケル程ニ雲林  
院ニ住シテ此ノ菩提講ヲ始メ置ケル也(第二十二節)  
など記し、大鏡の序文によりて汎ねく讀書子に知られぬ。參聽の貴賤多かりし

ことは世繼翁の物語にても知られたれど、

五月ばかりに雲林院の菩提講にまうで、よみ侍りける 肥後

紫の雲のはやしをみわたせは

法にあふちの花もさきけり

(新古今集卷二十釋教)

かゝる詠歌もその一證となすに足るべし。

東大寺千花會

これについては三寶繪詞に、千花會……多ノ蓮ノ花ヲモチテ佛ニ供養シタテマツルナリ下卷と見ゆ、名義は本文にて知らるれど、起源等は未だ考へず。六月の慣例として千花會と共に傳ふべきものは、元興寺のそれなるべし。

附記

本月四日に六月會といふあり。傳教大師の忌辰なれば、衆庶の間にも熟知せられしならむ。

元興寺萬花會

平安朝に於ける民間の歳事一斑



六月十五日の俗にして、十月十五日の萬燈會と共に、承和十年より恒例の歲事たりき。續日本後記卷十三に、

勅宛油一斛正稅三百束於故京本元興寺、六月十五日萬花會十月十五日萬燈會以此兩日毎年修之立爲恒例（同年五月甲寅條）  
などいへるものこれなり。

七月七日

今日節供宴會のことは一般に行はる。執政所抄下等 梶葉に手習せしは、待賢門院堀川集に、

七月七日 梶の葉にかく

たなはたに物思ふことかきたらは

けには心もなくさみなまし

たなはたに天の羽衣かさねても

恨みやすらむ年のへたてを

などみえ、洗髮の習ありしは宇津保物語等にいへるが如し。（別に記す）

曝書の例も多く見ゆ。玉葉安元元年七月七日條に、

入夜密々有和歌會拂書藉蟲如恒

などいひ、壽永元年七月五日の條にも蟲拂のことを記せり。初秋の佳節が多事なりしは思ひやらる。

また二星に所願を祈るの俗あり。奈良朝の人士夙にこれを行ひ、平安奠都以降はその俗殊に盛となりぬ。されば諸家の日録に所見きはめて多し。（當日また歌トの料とすべき和歌を詠するの俗ありき。）——各人百首の古歌を書し、合せて一卷となし置くなりとぞ。參加人員七名を限り、乞巧奠の席に於てす。）

天晴入夜有乞巧奠其次有管絃事人々宗忠朝臣尾張守忠教宗輔有賢博定良基六波羅別當長慶……樂人時基時忠友雅是等也及曉更事了。（殿曆承徳元年七月七日條）

乞巧奠は每家これを行へりしこと殆ど詳言の要を見ず。多く庭上に席を設けたれど、期に臨み雨あれば中門の廊などにて行へりしが如し。御堂關白記に、  
庭中祭如常子時許雨下仍入中門内云々（長和四年七月七日條）



などいへるにて知るべし。今宵天象を熟視するときは兩星の會合を眺め得べしとの傳説古くより行はれ、藤原教通の如きも親しくそれを見たりと稱す。

左衛門督云夜部二星會合見侍りしと、其有様は二星各漸々行合、間三丈許、小星令出先到大星許還後、二星早飛會合後雲來覆云々件事昔人見之云々近代未聞事也感懷不少。(御堂關白記八日條)

當時の上下はかゝる信仰に魅せられ、眞摯なる態度を以て初秋七日の夜を護れしなり。

註

(一) 長和記長承二年七月七日條による。今日かくの如くにして作れる歌集を歌卜に用ゐるときは「如指不違」と傳へらる。

(二) いづれの時代よりいひそめしことか詳ならず。また往古の實例は未だ得るところなし。

文殊會

七月八日の例にして天長元年より始ると稱す。年中行事秘抄元興寺の住侶泰善等の私に行へる法會なりしを後に公定の式と定められぬ。續日本後紀に、

先是傳燈大法師位泰善設文殊會、公家相助而行之、至是甫造文殊影像備之瞻仰、永爲恒例。(天長十年七月朔日條)

本文によれば當初より朝廷の後援ありしが如く、式了れば貧者に食を施さるゝ定めなりき。(秘抄所引天長格)

京ニハツカサ、ヨリ米鹽等ヲタマヒ御子達上達部ヨリハシメテモ、チノツカサ人ニ錢ヲイタサシム東寺西寺ニワカチテモロモロノ乞者ヲ集ム僧ヲモチテマツ三歸五戒ヲサツケ藥師文殊ヲトナヘシム (三寶繪詞卷下)

本文によりてその状況を概察し得らる。

盆 供

これまた上下の風にして、極貧の徒も志あるものはみなこれを行へり。今昔物語卷廿四所收七月十五日立盆女讀和歌語にいはいはく、

盆ノ日極ク貧カリケル女ノ祖ノ爲ニ盆ヲ備フルニ不堪シテ一ツ着タリケル薄色ノ綾ノ衣ノ表ヲ解テ……瓶ニ入レテ蓮ノ葉ヲ上ニ覆テ愛宕寺ニ持參テ伏禮テ泣々去ニケリ……コレヲ見レバ蓮ノ葉ニ……



タテマツル蓮ノ上ノツユバカリ

コレヲアハレトミヨノ佛ニ

……皆哀レガリニケリ云々。

中元燈籠の俗は未だ存せざりしが如く傳ふるところあらず。

比叡不斷念佛、

仲秋中旬に行はる。三寶繪詞下に、

仲秋ノ風ス、シキ時中旬ノ月明ナルホト十一日ノ曉ヨリ十七日ノ夜ニイタ

ルマテ不斷ニ令行也……身ハ常ニ佛ヲ廻ルハ

衆庶また參詣結縁のことありしならむ。

觀月

近世に至るまで連続したる十五夜觀月の風も、當代の初期にはなかりしごとく、寛平延喜の際に及んで漸くその俗となれるを察すべし。

太上天皇召文人於亭子院令賦月影浮秋池之詩(日本記略 延喜九年閏八月十

五日條)(新勅撰集卷四にも源公忠が延喜朝の月宴によめりし歌あれど今は

省く。

本書によれば「閏八月」とあれど、木朝文粹所收菅淳茂應製詩の序には「八月」作る今それに従ふ。

九月九日

節供の風は五月、七月等と異ならず。菊花を賞することなども改めていふをまたざるべし。(翌月殘菊を翫ぶことも今しるさず。)

十三夜觀月

晩秋の月を翫ぶことも平安朝の中世より起れりき。その始めて行はれし年代は知られねど、從來兩説の存するあり。

(1)中右記保延元年九月十三日條

今夜雲淨月明是寛平法皇今夜明月無双之由被仰出云々仍我朝以九月十三夜爲明月之夜也。

(2)躬恒集

……延喜十九年九月十三日……題に月にのりてさゝら水をもてあそぶ。



も、敷の大宮なから八十島を

見るこゝちする秋のよのつき

延喜を初見とするは穩なるべく、中右記の傳説たるや、法皇(寛平讓位——承平崩御)がいづれの年に右の如き仰ありしかを考ふるに由なければ、直に以て躬恒集のそれよりも古く存在せしことを證するに足らざるべし。(後朱雀院のときに起るとの説(光臺一覽卷二)は採るに足らず。)

東北院念佛會

九月十三日を以て行はる。師遠年中行事に「釋氏往來」を引ていはく、

九月十三夜東北院念佛者佳期與壯觀一時計會都人士女莫不競赴。

その盛なりしこと知るべし。今日恰も明月の夜なれば「佳期」云々の語あるならん。(院は法成寺攝政の女上東門院彰子の創立し給へるものにして、長元年中の創建に係る。)

勸學會

應和四年、大學寮の學生により始められたる宗教的文藝會なりとす。扶桑略記

にいはく、

大學寮北堂學生等於叡山西坂本始修勸學會……講法華經中一句爲其題作詩詠歌也。(卷廿六三月九日條)

春秋二回これを行へるものゝ如し。即ち三月及九月各十五日を以て定日となせりとぞ。(會場は便宜に従ひ寺院に參集するの例なりき。)

北辰獻燈

これまた古くその風ありしかど、幾度か禁斷せられしが如し。

禁今月祭北辰弘仁二年九月略壬辰朔日條

などいへるも一例とするに足らん。

禪林寺會

十月初旬の風俗にして、小右記長和三年十月五日條にその狀況を記せるものあり。

卯剋許詣禪林寺源中納言左宰相中將。以下六等來會、其外四五人雜役、中予儲食物、中終日飲食、臨晚僧都讀和歌、中人達乘輿、中讀和歌、乘月各分散。

平安朝に於ける民間の歳事一斑



今日のこと未だ他書に考ふるところなければ、恒例の俗にあらざりしが如くにもみゆれど、雙林寺會といふもあれば、しばらく掲げて疑を存す。

宮咩祭

十二月或は正月を以て行はれたる風習にして、幸福を祈請するがため高産靈神以下の五神を祀る。執政所抄諸家のこれを行へること、平安朝季世の諸日録に見えたり。寢殿東面の妻戸に沿ひ左右の柱に笹各一枝を立て、人形及色々の綿絲などを飾り着け、饗饌を供ふ。而して主人或は家司冠衣祭文をよむの習なりき。殊に留意すべきの點は、幸福を祈れる最後の一節にして、

言別氏申久大和歌讀申左幸

百國乃美乃々白綿 安具太都支

但後乃句ハ正一位ニ上給其幸時仁讀申左幸

奇なる祈請の方法なりといふべく、清少納言の評して「詞なめげなるもの」の一例とせしも理なり。

追 儺

諸家みなこれを行へりしは後世節分の豆打と異ならず。02) 日本紀略三十長和五年十二月卅日條に、

追儺也、而兩京無追儺事、土老成恠

などいへるも、例年は一般の風習なりしことを證して餘あるべし。

註

(1) 考古界八之十「宮咩祭考」をも参照(舊稿にして補訂を要するところ多きも本條よりは細説マ  
リ)

(2) これについては別に稿あり。



### 近代公家の私的年中行事

禁中及武家の年中行事については参考に資すべき書籍少なからずといへども、公家階級の私的年中行事に至ては一書のこれを記す者もあらざるべし。予は深く京洛の舊事に通せずといへども、諸堂上の記を探りていさゝか歳事の梗概を通観せんと欲す。在洛の諸士にして示教の勞を惜しまるゝことなくば、悦これに過ぐるなかるべし。

年たちそむる朝まだき諸家多く四方拜のことありき。平安朝に於ては更に汎ねく庶人の家庭に及べりしも、近古以來禁中を除きたゞ堂上の諸氏のみこれを行はるゝ慣たりしなり。

攝家大臣家はいふまでもなく、羽林家以下また此事ありき。

寅剋沐浴四方拜。

○中次詣鎮守社一條（忠良公記寛政七年正月一日條）

庭上に葉薦を敷きて拜する趣は通村公記寛永四年正月一日條等等多くこれを傳へぬ。

註

(1) 兼輝公記元祿十二年正月一日條等参照。

(2) 別編「江戸時代に於ける堂上家の四方拜」

次で雑煮屠蘇を祝ふの儀も上下異なるところなく、實萬公記に、

元旦之祝着今朝供之服。雑煮……今日退出之後嚴親母公予妻室妹等有屠蘇之盃。先自妹飲始及大人是例也。（文政八年正月二日條）

雑煮の制民間と均しからざりしは明なれど、詳しきことは記されたるものを見ず。遺老の垂示を俟つこと切なり。

元三の間その俗多くして一々あぐべからず。（別に「近世年始の典禮及風俗について」と題し記せる者あり。考古界第八卷十とむに收）讀始には多く古今集、大學、孝經、神代卷などを用ゐ、書始は古歌新詠定めるところなきが如し。——和歌ならざる例もあり。——

註



(1) 定基卿記(貞享元年正月一日條)に、寅上剋行水卵之半剋讀初古。今大學といひ、輝真公記安永四年條にもみゆ。

(2) 前文にみゆ。

(3) 定業卿記天明六年、

(4) 輝真公記前引用の分と同條、

更に各家一統の慣例ならざるもの、換言すれば家門特有の行事について見れば、山科家の縫初(正月二日の慣例にして、その有様は言成卿記嘉永四年條等にいづ)。飛鳥井家の鞠始の如き類頗ぶる多し。後者の一例をあげんに

飛鳥井家蹴鞠始也。中露拂之間拜成道大明神賜御酒。中鞠之儀如例豫裝束、

薄紫袴紅革露靴事了及酒宴(資堯卿記寶永八年正月四日條)

また衣紋の家なる高倉氏にては二十五日を以て會始を行へりき。(植房卿記萬路小寛延二年正月二十五日條に、今日高倉家衣紋會始二付已剋比彼家江參未半剋比歸宅とみゆ。山科家に於ても勿論これありしならんが、定日詳ならざるなり。)

唱門師の春を壽ぶく鼓の音も家々に送り迎へられしが、日はそれと定めなかり

けむ。

萬歲來於奥庭舞之如例年(篤長卿記文化三年正月二日條)

申前剋大和萬歲來如例於寢殿南庭舞(勝長朝臣記安政二年正月三日條)

出入の町人或は領土の百姓等の來賀を受くるは各家みな定日ありしならむ。

甘露寺氏の一例をあぐれば、館入之者年始之禮也因未剋着狩衣差袴對面……先青士兩人遣口祝……次鍵屋對面……次百姓遣盃(嘉永七年正月五日條)などいへるを見るべし。

七日は出て白馬節會に參仕し家にありては七草粥の祝あること民間と均しかりき。白馬節會は近代僅にその型ばかりを残せるまでながら、(隆光卿記文政七年正月七日條に「白馬二疋」とみ

ゆ。節會繪卷(博物館)若菜の祝儀は衰へしとも覺えず。(佛家にても行へりしこと、義本)を見るもまた同じ)若菜の祝儀は衰へしとも覺えず。(佛家にても行へりしこと、義

演准后日記慶長三年正月六日條に、明日祝儀七草寅剋ヨリ敵也といひ、早天羹食之候人悉祇

候祝儀如常七日條など記されたりしを以て知るべし。「食七種之和羹如例」(公明公三年正月七日條)かゝる記事諸家の記にいでたり。當日初子に相當すれば野外に小松引を  
試み、(年により兩三日運)などす。幼年の公達に至つては、邸内或は他所に赴きて風を  
翫ぶあり。



詣吉田社拜○中今日○日子○日也○仍聊登岡引小松○中諸家向賀新年了○（定祥卿記  
天保二年正月十日條）

於田中池邊富貴丸殿同伴弄紙鳶○（正房卿記文政三年正月十七日條）

紙鳶の遊等は日時○の定めあるべくもなければ、便宜に従ひ、小松曳の因みにあぐ。新春の氣に充ちたる行事なること、彼是共に一なればなり。上元の粥は一統の式なりしことと思はれ、左義長の如きも各家個別にこれを行へりと覺し。公明公記に、

喰粥如例、爆竹○三本燒之○（寛政九年正月十五日條）

本文に見えたるところは即ち正親町家の例なりとす。

「春駒」も江戸のみの風ならずして、今日春駒色々有藝隆光卿記文化六年正月二十日條などいへることく諸家を廻りて慶を述べゆく例なりき。

踏歌の日は廷臣みな參仕し、舞妓の袖ふる様を見まもりしは言ふもさらなれど、式の夜に入れること多く、月は宮装の人を照し飛雪その興を添ふるがごとき例さへありき。

曇入夜快晴月明○中踏歌節會也○中舞妓進庭中作輪此間雪紛々月尙明妓女彩袖映雪月尤優也○

雲の上にかすめる月の影ながら

乙女か袖に雪ぞちりける（隆光卿記文政六年正月十六日條）

當時京都の空には時に群鶴の來り舞ふがごとき例もみゆ。忠良公記近衛享和二年二月四日條に、

鶴舞事十八羽在天上吉事有之也○

家人の欣賀察すべし。後櫻町院登極の日にも白鳥南殿の上に舞へり他にも往々ありしこと思はる（紀光卿記、八槐記）

かくて春色漸く華洛に汎ねからんとするときは、加茂の河畔に千鳥を聽き、大原の奥を尋ねて平家一門の舊事を偲ぶが如き、例も多くみゆ。柳原隆光卿は記して、午後向田中殿……入夜月光照梅花氣色絶妙……歸路於鴨川堤暫徘徊又有盃酌

春めきて千島の聲もきこゆなり

加茂の川原のおほろ月夜は



亥剋許歸家<sup>3)</sup>

今や衣冠の人春宵に逍遙するなく、徒に東訛の遊子をして活歩せしむるあるのみ。

註

(1) 隆光卿記文政十二年二月二十二日條

(2) 公明卿記文化二年二月十日條

(3) 前に見ゆ

今昔の變これのみに留らざるべしといへども、往き來りて已まざる自然の景趣もまた自ら吊古の感慨を深むる者あり。南殿の花やうくにはころびそめて華頂山さては御室の邊みなその艶を争ふ。櫻花の節となれば、貴賤みな各地に逍遙す。野宮家の記にいはいはく、

辰下剋出門赴嵐山<sup>略</sup>○中 嚴公大母母堂同相具、○中 午剋許到嵯峨先詣法輪寺○  
大井川北岸頭休息<sup>略</sup>○中 臨嵐山櫻花半開風景絶言語諸人群遊  
天龍寺寶積寺海印寺<sup>1)</sup>の如きいづれも觀光の客を送迎するに急なりけん。(二月

中旬——三月初旬は即ち京洛内外の花時にして、地方人士の特に上京してこれを尋ぬる者多かりき。)

註

(1) 定靜朝臣記文化六年二月二十八日條

(2) 道房公記。九寛永十一年三月八日條に「遊天龍寺、西林中有櫻花數十本見之といへり」

(3) 同書正保三年二月十四日條に「相伴隆量卿向山崎寶積寺并觀音寺等櫻花盛發驚目了とみゆ」

(4) これも同二十二日條に「向海印寺堂前櫻盛……」などいづ。

櫻花の名残未だ梢にあるとき「上己」節供を迎ふる維新以前の恒例にして、今日よりは思ひもかけぬ風情ありしなるべし。「桃花節」を飾れる者は、たゞその名に負へる花のみならずりければなり。

當時堂上の家庭にては、舊習を重んじ、雛祭を行はざる方々もあけが、<sup>1)</sup>が、多くは女子色直の比より毎歳その儀を行ひ、成人に及んでもこれを廢せず。上己の節を雛の節と誤れる民間の風俗ほどにはなけれども、雛祭が三月節供の中心なるかの如き傾は上流に於ても免れざりしが如し。



桃花節……雛祭如例年田中殿令渡給……入夜家來且出入之輩各出頭於雛前  
萱堂以下酌祝酒仕舞謠曲等有之及子剋分散（文政十二年三月三日條）

右は柳原家の様なれども一家ひなの前に集ひ家臣等までもその慶を共にせ  
しこと知られぬ。近衛家の記録には雛を取出す日について、

自今日雛如例飾之二十八日數多用事ニヨテ也

などあれど諸家必しも一定せざりしが如くまた當日の飲食物は蓬餅桃花酒或  
は白酒をはじめ各氏古來の慣例に従へる獻立を以て宴樂せし者の如し。

蓬餅前付カマス桃柳ヲ、次ヒレ吸物等各如例（寛政三年節句條）

節句嘉儀如例……母公御方へ菱餅十五……諸大夫用人共等給酒肴赤飯

等（享和三年同日條）

かくて月も半に近きころ兒女十三歳の者多く嵯峨法輪寺に詣て福德智慧を求む。  
これを十三マキリと稱すること汎ねく知られたり定靜朝臣記に、

辰下剋相具家族出行赴嵯峨法輪寺是青女今年十三之故也今俗之習也（文  
化十四年二月二十三日條）

ともいづれば稀れには他の日を以て行へる事もありけん。（當人の親しく參ら  
ずして代人を遣せし例また多し。）

註

(1) 官昨祭考考古界八之七末節及雛遊考第五章考古學雜誌一之二參照

(2) 忠貞公記寛政九年三月朔日條

(3) 及(4) 共に同書に出づ。

(5) 三月十三日を例日とする由古來説あり。

(6) 風俗圖説終刊號江馬氏論文をも參看すべし。

(7) 風俗研究初號所收私稿「江戸時代の公家階級に於ける信仰の二三について」にも三月十五日  
及二十日の例を引けり。

初夏更衣の節を過ぐればほどなく佛生日の來るあり。信仰の諸家には灌佛  
のため參詣のことなどあらんも多くみるところあらず。（當日はまた清水地主權  
現の祭ありと知るべし。隆光卿記文政十二年四月八日條）

加茂祭は中西日に行はる。中古の盛儀は今いふまでもなけれど室町幕府の實  
權地に落つるに及んでは朝家よりこれを行はせ給ふことかなはざりしかば社家



の私祭にその面影を留め、二水記永正二年四月十八日條御湯殿以て江戸初世に至れり  
き。されど元祿七年四月復興野宮定基朝臣ありてよりは、維新後に至るまで京洛歲  
事の花として汎ねく全國雅人の間に知らる。況むや車駕未だ東幸せざる時代に  
於てをや。

當時の上下みな祭使以下の行粧を觀んとして途傍に集ひ、貴顯の忍びやかにこ  
れを見物せらるゝことも稀ならず。例せば近衛家の記録に、

是日加茂祭也……政所密々行賀茂川原見物（内前公記寶曆七年四月十二日  
條）

などみゆ。委しきことは別に書けるもの多ければいはず。

雨ふる宵に蜀魂の叫を聴き、或は郊外に出て蕨を尋ぬるが如きは、いづれも上下  
隔てなきことなるべし。

時々細雨房子光愛等相伴向修學寺邊山取紫蕨入夜歸宅（文政十二年四月十  
九日條）

當番申半剋參朝……宿直子剋許蜀魂一聲近聞皆々及詠歌（文化十年四月二

十七日條

（和歌二首あれど省之）

かくて四月も暮れゆけば、家司等は端午の節の設けに心せざるを得ず。

備考

近代五節句の風習及其の沿革については他日別著に詳述するの機會あ  
るべきを以てこゝにはたゞ梗概のみを記すべし。

端午の前日1)に至れば各家みな軒に菖蒲を葺きまた菖蒲枕を寢所に備へなどす。  
かくて翌日は節供の儀あり。藥玉の贈答なども行はれしが如きも、中古の如く盛  
ならずしてたゞ型ばかりのそれなりき。兼輝公記にいはいはく、

卯斜有祝着事供節供代（粽盛朱器干物一盃菖蒲細切一盃……居懸盤勸酒（元  
祿十二年五月五日條）

本文に「節供代」といへるは即ち式正の饗饌が設けられざりしことを示せる者な  
りとす。また男女席を異にして嘉儀を祝へりと覺しく、忠良公記文化八年五月五



日條に、

節供嘉儀祝膳如例陪膳愛敬朝臣。(中略)姫公已下於奥向老女陪膳也母公御方  
妹方等江粽進之也、

など記されたり。これ恐らくは端午を男子の節とやうに唱ふる世説に據れる  
者か。

註

(1) 兼輝公記に屋上葺菖蒲如例寢座敷菖蒲枕蓮等とみゆ。元禄十二年  
五月四日條

(2) 同書にみゆ。

(3) 同書五日條に、養姫君藥玉遣之などいへり。

菖蒲湯は平安朝に於ける蘭湯に代れるものにして、前夜用ゐしところの枕菖蒲  
を解きそれを湯に浮べたる中に浴する定めなりき。定基卿記元禄五年五月五日條枕の形状製法  
は諸家その意匠必ずしも一ならず、或は菖蒲をつかね紙捻を以て七ヶ所を結べる  
あり。他にもその法多し。(想ふに古くはたゞ常の枕に菖蒲を飭れる者なりしな  
らむ。)かくて衣裝の上には菖蒲帯をなせり。

人形は前月下旬よりこれを飾り、忠貞公記享和三年四月二十八日條に、此日佳丸節 幟及  
武器(多くは模型)も室上或は庭上に陳列せられ、出入の者または親縁など往來して  
これを見物せしが如し。

節供の當日加茂社に競馬の式ありて、貴賤群集す。勝長朝臣記安政二年五月五日條等 本社の競馬

は六月にも行はれしと見え、隆光卿記に、

向鴨森見競馬略中近年五六年來相始、尤密儀而傳奏奉行等無届略中稱入道准

后殿御寄附漸袴體而令走。(下略)(文政十二年六月一日條)

などいへり。本文の趣にては文政以來の事なるが如く、朔日に「足見」足ッロへを  
行ひ、五日を式日とす。3)端午の日には藤森社にも競馬あれど、多く省みられざりき。

定業卿記天明九年同日條等

註

(1) これについては風俗志林第一卷之三所收、近代宮廷及公卿の五月節句をみよ。

(2) 同上。

(3) 隆光卿記の次文に、「今日足見也、社司氏人膳部等若年之輩騎之、又當日五日云々とあり。

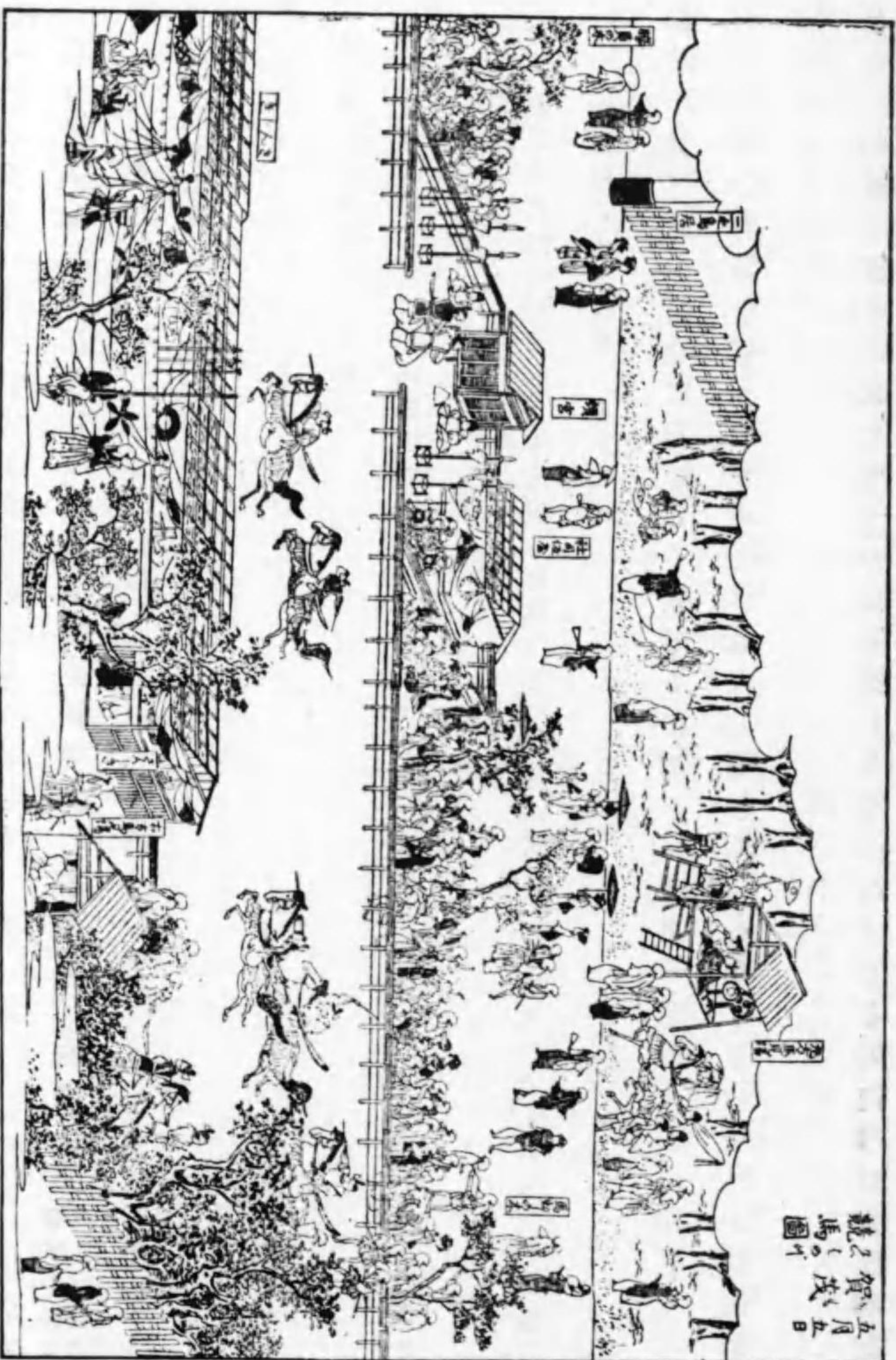


次に初旬より中旬に涉ては、螢火を加茂の池畔定業卿記天明五年五月一日條に  
 たづぬる類の雅興少なからざりき。殊に洛外の新緑漸く濃なるところに遊びて  
 その佳景を賞し俗塵を忘るゝ如きも珍らしからず。爲榮卿記に、

家公令詣中院御墓給。中略從夫天龍寺□秀院令向給。中略此寺之内有庵似雲  
 跡也。綠樹之内南向嵐山。戸無瀬麓臨大井川。於此庵暫御遊覽。寶曆十二年閏五  
 月二十九日條

などいへるは以て例となすに足らんか。かくて炎威人身を射る六月の空は來  
 らんとす。されば朔日には壓勝的飲食物をなすの例あり。勝長卿記に「今日米ノ  
 一日トテ朝飯之節カキ餅ナマニテ各々之膳居之晝後燒之食スト云々晝飯之時豆  
 腐之カラノ汁ニ正月之ニラミ鯛ノ切身ヲ入食之右者夏ヤセハヌマジナイ云々」と  
 いへる餅及汁物これなり。かゝる風は民間より起て上流の家庭にまで及べりし  
 ものなるべし。

牡丹花を賞すること近世その風あり。伊季公記元祿二年六月十日條に「早天與前内府殿  
 同道向八幡山見坊中牡丹花終日雨降」云々などみ  
 え他にも類證多し。十六日の「月見」留は慶長以降の事に過ぎざれど、日を同じくして行はるゝ



近代公家の私的年中行事



嘉祥の祝に至ては、遙に古く公武の間に存せしなり。

嘉祥祝儀如例年、從今年母公姫君等も同席、賑々敷事也。(内前公記 寶曆七年六月十六日條)  
然れども式の基くところは殆ど詳ならずして、納涼の儀なりなどいふ説もあれど、倭訓纂日本歳事採るに足らざるが如し。

註

(1) 安政五年六月一日條、

(2) これに關しては別編風俗の史的生命及其の各期の特徴考古學雜誌第三卷之二所收にいへるを參看すべし。

(3) 室町時代既に行はる。(平安朝に起源すとの説は俗傳にして徵すべきものなし) 公儀日記、御湯殿之上日記等に見えたり。

初秋の月は最も詩趣に富めるの候なるに加へて歳事の深く人心に印するもの多し。牛女の合歡を傳ふる夕、または故人の靈を迎ふる夜などいづれか感慨追懐の情深からざらん。

七日に七種の遊といふあり。(一に七遊とも唱へたり)その内容は定業卿記に

花<sup>〇</sup>歌<sup>〇</sup>苜<sup>〇</sup>田<sup>〇</sup>將<sup>〇</sup>菜<sup>〇</sup>歌<sup>〇</sup>首<sup>〇</sup>詩<sup>〇</sup>篇<sup>〇</sup>突<sup>〇</sup>字<sup>〇</sup>七<sup>〇</sup>十<sup>〇</sup>字<sup>〇</sup>鎖<sup>〇</sup>字<sup>〇</sup>七<sup>〇</sup>十<sup>〇</sup>といへれど、明和九年七月七日條必しも一定せず。行樂する人の意匠によりさま／＼なる配合を見たりしこと勿論なるべし。

當日梶葉に和歌を書いて二星に獻するは中古以來の例にして所願を祈請するの一法なりとす。

拙吟 七首梶葉<sup>〇</sup>七奉二星有祈請事

七夕月

たなはたにかくる願の初秋と

心をすます夕月の影

七夕山

今日そ祈るほしの位の山高く

いつのほるべきほとをしらねば

(定靜卿記 文政三年七月七日條)

本文の如きも官位、昇進を祈れる一證なりといふべし。(七首の内五首は近衛家より花扇使をまるらせ、難波家の鞠明神を祭れるなど、家々に限られたる習俗また



多し。内前公記。近衛に、

七夕之手向、梶葉ニ書古歌、并内々之手向、懷紙清書等如例年中略今日花扇如例獻  
内以生花七種作之。(寶曆七年七月七日條)

などいへるは前者の例にして、宗城卿記に、今日庚申七月七日、七之數相當、精明神  
縁日、可謂佳期、自昨夜神齋朝間遙拜且詣庚申社下御社内寶曆三年とあるは以て後  
者の證とすべきか。

註

(1) 宗城卿記。波寶曆五年七月七日條、

(2) 阿野實惟卿記元文五年七月七日條に、今日於省中有七遊之興云々とみゆ。

(3) 内前公記四櫻町院諱閣記寛延三年七月七日條にも、庭鎮守神供不頂戴、扇花不獻也とみゆ。

中元の日には蓮葉飯を喫すること民間と異ならず。愛長卿記。甘露に、

勝長阿都丸達姫等盆祝儀居蓮飯、達姫賢姫等按察使典侍へ行向也。(天保十三年七月十四日條)

當日精靈を祀り供物を供ふ。また燈籠を宮中に獻し、家庭にも飾り懸けなどす。

これはた本來は過去の聖靈に對して獻するの意なりしかど、近代は全く家人翫賞  
の料と化し了りぬ。(禁中にては雜人に燈籠拜見を許されしこと、別編述ぶるところの如し。)

自今日於佛殿先祖代々正靈奉迎之中略女房之沙汰云々。(忠良公記、寶政九年七月十三日條)

此日自前大納言殿燈籠牡丹造花令獻上給。中略諸家毎年所獻也。(公明公記、明和三年七月十四日條)

今夜至清凉殿觀御燈籠風流造花數多所獻也。(同月十五日)

大文字火は十六日の定めにして貴賤多く便宜の地點に遊びてこれを觀ること  
諸書にみゆ、今日もその遺風存して、地方より入洛觀賞する者も少なからず。(想ふに維新以前にも近郷の人々の間にはかくの如き例ありしなるべし。)

母君以下各下屋敷へ行向、東山大文字見物、一獻催、殊明月也。(愛長卿記、天保十七年七月十六日條)

されば當日秉燭の比よりは送火を見んとて市中を逍遙する人多かりき。

淨土寺山頭大文字最赫々、當北有法字、次有妙字。中略當西北有帆掛船極壯觀尊







享三年七月二十七日條に、今夜家内男女有躍事、世間之風儀也と見え、これは女の類ならんも、定晴卿記に、及秉燭洛陽小女子一群。中六七歳或十二三歳各歌一節、音嬋妍、而有鄭衛音乎。寶曆七年七月廿一日條とある次文、予姉妹猶又然など記されしにて明なり。

初秋の行事頗ぶる多きに比すれば仲秋のそれは寂莫なりといふべし。朔日の祝については篤長卿記に傳へていはく、

今日祝食藤花餅如毎年、入夜祝酒如例了（文化五年八月一日條）

本書は甘露寺氏の記なれども、同家に限れる風とも見えず。

かくて觀月の節となれば、或は雅友を尋ねて終夜清光を賞し、または私邸に文事の會を催して興を添ふるなど、さまざまの企あり。

夜月清朗聊有作文之興、分題賦和（公明公記寶曆十三年八月十三日條）

月色冥濛丑刻許發清輝、中山中納言被來駕終夜言談（同十四日條）

主客相對して古今を物語れる状態ふべし。

十三夜觀月のこと、また中古以來の俗にして、各家みなこれを行はれしが如し。

定業卿記天明元年九月十三日條に、

今夜月光清略中

名に高くすめる、今宵も物思ふ

心にはれぬ長月のかげ

めでいみん夜こゝなりしもなき跡を

忍ふ涙にくもる月影

本月三日卿の長兄定晴薨せしかば、期待せられし良夜もその興なく、徒に愁涙を催さるゝばかりなりし状態すべし。

定日はなけれど民間にては後の雛と唱へ、本月中に三月のそれを再演することありしも、堂上の間には未だ例あるを知らず。古く言繼卿記には十一月等に雛關係の記事みゆれど近世いふところの後の雛とは全く別にして、混然れども、

註

(一) 宇多院の行はせ給へるより起ると稱す。是については別に考究すべし。

(二) 弘治二年十月二十三日、同十一月二十三日條等、別編に引

近代公家の私的年中行事



御苑の菊見或は山々の茸狩など晩秋の興盡すべくもあらず。師定朝臣記萬治二年九月十日條に、今日予女房參女院御所様二十九日條にも上屋敷などいへるは朝臣家族の召されて菊花を陪觀せし者なるべし。また定業卿記にいふ天明七年九月十三日條、

大夫殿相伴參仁和寺庶兄御坊略○中登鳴瀧邊山求松茸略○中此日所拾得之茸二百本許也（十五日條にも百五六十本を得し由いへり）

茸狩は修學院村の山さては各自の別邸などに相誘ひて終日の興を盡し酒宴なども行はれその歸るさには、途上の逍遙所々の料理なども人も我もその楽しさはつきぬ思ひ出なりしなるべし。

未剋許隆道朝臣同伴向修學院村山取松茸又花園三品略○中等以前在此所光愛相具盃酌（文政十二年九月十八日條）

於御領内山松茸御覽略○中 所々御茶屋風景、淀川逍遙男山々崎寶寺迄見渡無双之景地也略○中日沒還御於燒火間鯉魚之御料理被仰付（萬治二年九月二十四日條）

（十月に入ても茸狩の行はるゝは勿論にして、午剋許忠能實愛等朝臣同伴登

修學寺山取茸堂同令向給。略○中 家内各相具などみゆ。  
徜徉嵯峨山邊略○中 家内女房各徜徉略○中 法輪寺後山誘引探松覃頗多略○中 盃酌數巡（文政六年九月二十日條）

註

（1）師定朝臣記萬治二年九月二十四日條に、今日早旦九條御家門圓照寺へ御成略○中於御領内山、

松茸御覽などみゆ。

（2）隆光卿記原

（3）師定朝臣記原

（4）同書同年條

（5）正房卿記にみゆ。萬里小路

されど稀々には尋ねしかひもなくて、當年拂底之至也など歎息する人もありき。  
隆光卿記天保三年九月二十九日條

初冬の月となれば堂上諸家みな藏附クラツキの祝をなす。その日は必しも一定せざれど、中旬なるが如し。隆光卿記には、當日の慶を記していふ、  
爲藏附兩村庄屋以下來、遣祝酒、又花園三品略○中 眞光院其餘十五六輩略○中 來勸



祝酒及子剋各分散(文政十二年十月十二日條)

月清朗今日所領中堂寺村紫竹村等百姓來藏附也幸甚催酒宴中及子剋各退散(同書十年十月十一日條)

家門の悦び想ひやるべし。從て知友を招きてその歡を分てりしも惟しむに足らず。同書文化十年十月十五日條に、三室戶家藏附ニ付入夜行向とみゆるもその一例なり。かくて所領よりの收納もすめば、家祖祭の行はるゝ例なりき。

今日大織冠御忌日也如例於書院掛御影家内一統參拜(文化十年十月十六日條)祈願などある節には、殊に心を盡して祀れる者の如し。隆光卿記に、於庫中奉懸始祖御影二幅一幅土佐常覺筆不比等公定予家例未曾有昇進遅々心願也御燈花奉御膳等文政六年十月十六日條といへるはその適證なりといふべし。同書十二年十月十六日條參見

註

(1) これも隆光卿記

(2) 本書天保三年閏十一月十日條にも神影二幅の解説あり

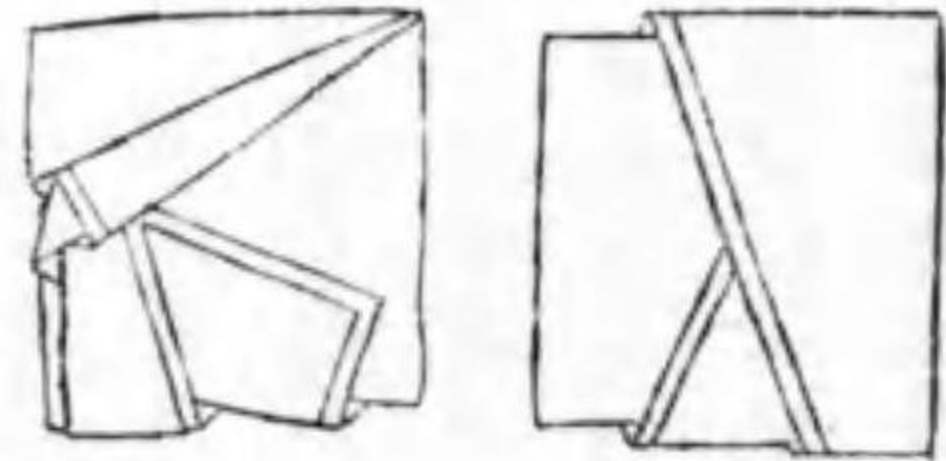
家祖祭のこと古く他の諸氏にもありしならんが、近世は殆んど行はれざりしと

見え傳ふるところあらざるなり。

今月また亥子祝度三のことは行はる。當日は家中の上下玄猪の餅一を祝ふ例せば、

亥子有祝如例年女房斗へ給玄猪二十八日條にも女房の(内前公記寶曆七年十月四日條)

十六日條には諸大夫近臣のみに給はるといへり。



紙包と白杵の猪支御

家内玄猪祝儀……家僕男女家來輩母公御方御付男女等如例給玄猪了……聰知兩姫公つくくの餅如例從乳付人造之(忠良公記寛政十年十月二十一日條)

内前公記によれば初度及最後の亥の日は女房に餅を下賜し、中亥日にのみ近臣等に分與する如くみゆれど、そは近衛家に限れる例なりと覺しく、一條家にては毎度みな男女に通じてこれを給與したりしなり。忠良公記の文にて知らる

紅葉見物もまた本月の習俗にして上下各々知友親族相誘ひて郊外の勝地を道



遙せり。

己剋時分萬葉室前亞相裏松前黃門等令同道藥師山北山金カクシ等江紅葉見物參夜入歸宅植房卿記寶曆二年十月十六日條

相具丈夫并女房己下、歴覽修學寺并東山邊略御茶屋多以荒廢只一字現在中

略池邊楓樹繁多略眺望絕言語定靜朝臣記文化十年十月十七日條

長樂寺畔の楓樹既にその美しさを失ふと共に各景漸くに通り來り降雪を見るに及べば禁中に雪打の興などあり。上御門泰重卿記寛永六年十二月十五日條洛外に出て佳景を賞する人また少なからず。

節分の夜は勝餅燒鳥などを食し福茶を飲む。忠貞公記寛政九年十二月十八日條古風を守れる家

にては方違の式かりそめながらをも行ひ、寝ぬるときは寶船を枕下に敷けり。今宵また穢のことあり。

今日節分略中大福茶三度燒勝餅等食之略中次終方違間雜煮吸物等了鶏

鳴歸本殿着寢寶船敷之八張人形二而穢身事如住例云々忠貞公記

門戸の所々に柁を差すが如きは必しも堂上に限られざりけん。追儼の式豆打

は民間多く晦日を以て定例とせりしかど、卿相の家庭は節分のときその儀を行はれりき。定靜朝臣記此日節分也…入夜令打豆家君御在所及予常居間等也恒例毎間打之今年…只如形也などみえたり。文化十年正月四日條

註

(1) 定靜朝臣記にみゆ。

(2) 野宮家の記なり。

今宵除災の方法として奇異なる習俗の存するあり。(恐らくは近世に及んで起れる者なるべし。)

師定朝臣記にいはく、

今夜節分也…予早四十一歳に成光陰如矢驚存者也伊與殿御局よりましましな

ひの事沙汰給紅薄染色之下帶卒度仕初今夜東川原之流に流了喜悅云々萬

治元年十二月二十四日條

或はいふ、この風は靈元院の御時に起ると。隆光卿記天保四年十月二十六日條その謬なること

本文によつても知らる。

近代公家の私的年中行事



年末に及べば新春の準備にいそがはしく師定朝臣記にも「今日家餅ツキ也如嘉例遣祝儀於所々」萬治二年十二月二十四日條などいへり。記すべきこと未だ盡きざれど以て略々上流家庭の歳事を叙し得たりと信ず。

## 近世の和歌御會始

—

江戸時代に於ける和歌御會始は、正月の中下旬に行はれ殊に十九日——廿四日の間なるを多しとす。「中御門院年中行事」には正月十九日條に、

和歌御會始清涼殿へ出御……御會式廿四日マデモ、

とみゆ、今試みに實例を概観すれば、初世は十九日或はそれに近きが多く、後に及んでは廿四日を式日とせられしが如し。

廿四日 和歌御會始

兼て御題を定めらる、親王方へは勾當内侍奉書にて參る云々（嘉永年中行事）然れども本文に記するが如く廿四日の「式日」視せらるゝことゝなれるはいづれ



の比よりなりけん。享保時代既に往々その例あれど、未だ必しも定制とは見るべからず。

禁裏和歌御會始、講師藤谷、讀師中山大納言宸翰拜領冥加恐悅之由也（後中内記、享保十二年正月廿四日條）

酉<sup>○</sup>剋<sup>○</sup>斗<sup>○</sup>參<sup>○</sup>内<sup>○</sup>和歌御會始也……子<sup>○</sup>剋<sup>○</sup>斗<sup>○</sup>事<sup>○</sup>終<sup>○</sup>退<sup>○</sup>出<sup>○</sup>了<sup>○</sup>今夜懷紙被出之（光綱卿記、同十七年正月廿四日條）

天明六年の禁中恒例行事略に至ては明に廿四日條に係けたれば、要するに中世以降漸次その風をなしし者なるべし。

註

(1) 稀には延引の結果翌月に至て行はれしこともありき、實惟卿記阿享保二十年二月廿七日條に、

今日御會始也……戌刻出御于弘御所（御烏帽子直衣御單衣等也）……披講如例、女房之懷紙（書色々薄様二枚重）披講了……奉行烏丸前大納言……禁中女房同詠進云々

(2) 松木宗顯卿の日録、

(3) 柳原家の記録、

(4) 十九日なりしもの、廿日となり更に廿四日に改れるなり。禁中年中行事略考には廿日條に「月並和歌御會始」とみゆ。

二月以降の月次御歌會も多く中旬以後に行はれ、堂上の諸氏女官等の詠進すること御會始に異ならず。

(1) 晩頭參院、今日月次和歌御會略中

籬 卯 花

ふりつみし雪のひかりを夏なから

まかきにみせてさけるうの花

山 中 瀧

よろつよのこえにそすめる名にしおふ

龜の尾山の瀧のひゞきは

（公明卿記、安永二年四月十八日條）

(2) 御月次短冊略中

近世の和歌御會始



はるといへはこしぢにかへる雁かねの

都をよそになどいそくらむ

神 祇

しき島の道のさかへをあをくそよ

いくちよ守るすみよしの神

(長忠卿記<sub>2</sub> 延享三年四月廿四日條)

御會始の詠進歌は必ず懷紙に認められしかど、月次のそれには短冊を用ゐるも多かりき<sup>(3)</sup>。(長忠卿記延享二年五月二十四日條に「御月次詠歌懷紙……書之令爲見于烏丸大納言後、付奉行冷泉宰相了云々などいへれば、懷紙にて詠進するの例もありしこと疑なかるべし。詠進歌數に至ては御會始なると月次御會なるとを問はず、數十首——百餘首の間を上下せしに留れども、それさへ多きに過ぐとの批難ありしことみゆ<sup>(4)</sup>。

想ふに獻詠の事たる須らく斯道の名匠に限るべしと考へ、未熟菲才の徒の是に

加はるが如きは、斯道の純美を保つ所以にあらずとなすなり。(衆庶詠進の數多きを期するに似たる維新後の制度とは全くその精神を異にせり)

註

(1) 正親町氏にて著者は中山愛親と共に東下せし人として知らる。

(2) 廣幡氏の記録。

(3) 長忠公記延享三年四月二十四日、公明公記明和二年二月二十四日等條。

(4) 及(5) 別に記せし者あり。

懷紙の質については特に傳ふべき事實を知らずといへども、兼香公記<sub>1</sub>元文四年正月二十五日條に「御會始……女中懷紙三枚<sup>(林丘寺、大聖寺、女御等也)</sup>先年は薄様二三ヶ年は書檀紙尤ちらし書也<sup>(女御等也)</sup>などいへることく、時に多少の變遷ありしならんか。(維新後の制度によれば檀紙は男子に限られ、女子は着色烏子紙を用ゐるといへり。)地位に従ひ用紙の大きさ等に相違ありしも、今一々詳にすべからざるを憾む。

註

(1) 一條家の記。



(2) 滋野井實麗氏歌御會始に関する講話「國學院雜誌第十二卷之四所載上」懷紙及其の認め方條、

二

御歌會始の式場は清涼殿なるを例とし、幕末に及んでは小御所なるが多し。月次御會は御學問所或は御小座敷。常御殿のそれにて行はるといへり。後水尾院年中行事に、

秉燭の比おひく参り集り……清涼殿の北の方面の御座に着御 云々(十日條)

(近代年中行事にも「當日於清涼殿夜入始之とみゆ」)

夜陰を以て行はれしは白晝よりも四邊の詩趣豊なるがためなるべく、古人の意を用ふること周到なりといふべし。主上は上段に御し、中段に文臺中央及燈臺を置き攝關親王はその左右に相對して着座せらる。(一般の公卿は下段に、殿上人は庇の間に候す。) 着席の地位にも多少の沿革あり。れど本文は幕末の例による。次に職員の席をいはず、讀師は文臺の左に發聲は右に、講師は正面に座し、講師はその後方に居るなりとぞ。近代年中行事

註

(1) 嘉永年中行事に「小御所の上段に出御なる」といへることその例とすべし。  
(2) 同書に「月次御會は御學問所、又は御小座敷にて行はる……作法は替る事なし」とみゆ。  
披講の次第は左の如し。

- (1) 法中 ○法親王以下
- (2) 俗中 ○親王公卿
- (3) 女中 ○后妃女官
- (4) 御製

釋家詠進の歌付あるときは俗人の分に先ちこれを講ずること先例ありといへども、二水記大永二年正月十三日條近世の實際については未だ適證を得ず。(尼衆の詠は女官の詠と共に俗中の後なりとす。)俗中の詠は下蔭より逐次上蔭に及ぶこと前代以來の定めて、御製を最後とするもまた同じ。その度数は御製を最多とし、以下地位に従ひて反數を減すること、維新後までもかはることあらず。

御製は發聲七遍、攝家關白は三遍、宮門跡は二遍、其外官之高下によりて讀遍不同云々 (禁中恒例行事略)



下薦より講せらる大臣、二反、卿相以下一反なり……御製を申出して講す七反なり（嘉永年中行事）

然れども、その地位に相當する度数は、明治以降すべて簡略となりぬ。

註

(1) 宗建卿記享保十九年正月廿四日條に「和歌御會始……大聖、寺宮、詠進、内々有御沙汰、其例不分、明、永、和、之、比、二、位、禪、尼、有、詠、進、之、事、依、之、自、今、年、詠、進、儀、云々、書、様、女、房、同、事、也、白、薄、様、也、と、い、へ、る、を、以、て、見、れ、ば、書、式、も、女、官、と、均、しく、たゞ、懷、紙、の、色、を、異、に、す、る、の、み、な、り、と、知、る、べ、し、。

(2) 近古以前のそれは別に説くべし。

(3) 本書殘集見聞錄乾卷にも收め、稀に單行の者もあらん。天明六年に成れる由は跋語にみえたり。

(4) 滋野井氏の談によれば、御製五反、皇后宮三反、皇族皇太子二反、臣下一反の定めなりとぞ。（國學院雜誌十二之五參照）

披講の作法は、最初の一枚に限りまづ、端作をよみ、次て名及歌に及ぶ例にして、以後は端作を省略し名と歌のみをよむといへり。近代年中行事なほ委しきことは諸卿の目錄に多く出でたれど、煩しければ省きて説かず。（正親町公明公記明和四年六月

廿四日條、兼香公記元文四年正月廿五日條等）かくて當日參仕の職員には奉行讀師、講師、發聲、講頌の諸役ありみな近古以來の制を傳ふるものなりとす。（別編に）

出御の際に於ける主上の御服飾は、御引直衣にして、後水尾院年中行事生の御袴を用ゐさせ給ふ。維新後といへども、初年は國風の服飾を用ゐたりし例みゆ。（實麗卿記明治八年正月十七日條等）女官等は比較的後までも袴袴の姿容を以て參列せしなるべし。

三

終に臨み維新以前の和歌御會には、女性の詠なかりしとの説（或は所詠の披講なり、或は所詠の披講なり、或は所詠の披講なり）が全然誤謬なることを證し、併せて庶民詠進の初めを叙し、以て擱筆せんとす。中古近古の御會に女官等の詠進及その披講ありしことは殆ど改めていふまでもなく、江戸時代に於ても、后妃公主女官等の詠進せしことは明證あり。左に二三の例をあげて、傳ふる者の謬れるを示さんか。

(1) 實惟卿記、享保十九年正月二十四日條、



今日和歌御會也……出御于清涼殿御引直衣御衣等也披講之懷紙三十九枚也女房懷紙八枚同披講也薄様二枚重色目有色々大聖寺宮懷紙白薄様二枚重也依比丘尼歟

(2)長忠卿記同二十年正月二十六日條、

雲客公卿各一遍、丞相親王各三遍……日野前大納言女房懷紙持參……如始講了……坊中女房懷紙始て讀上

右の兩書によれば、女官の所詠が披講せられしこと疑ふべからず。たゞ東宮女官の歌は從來詠進するのみなりしを、享保二十年に至りて披講の例を始められしのみ。

(3)實惟卿記享保十九年三月二十五日條、

辰剋出御于小御所……東宮同出御……今日出座之輩。關白以下省之四十餘人……女房四人

本文は月次御會の狀をいへるものなれど、是により女官參列の事實も動すべからざるなり。

註

(1) 滋野井氏いふ、昔の御歌會始には女官は勿論皇后宮と雖も……參列致されませぬ從て皇后宮の御歌と雖も御前に於て披講せらるゝことなどはありませぬ(國學院雜誌十二之六所收)と、此種の誤解は孝明天皇の御代偶然后妃女官の所詠を披講せざりし(先朝御會始留書による)に基するならんも、その誤解に過ぎざるは辯を俟たざるなり。

(2) 阿野家の記、本書元文五年正月廿四日條に「今日御會始……女房懷紙無披講云々とみゆ、されば、往々何かの故ありて、女官の詠進歌を披講せざる例は古く存せしなるべし。

(3) 廣幡家の記、

上來述べ來りしが如く、詠進者の範圍は皇族及文武官女官に限られ、庶人には及ばざりしを、明治六年十二月下澤保躬獻白して勅題を庶民に賜ふべきを論じ、當局も之れを採用せりき。されば翌七年正月十二日庶民詠進の令を公布せられ、爾來今日に至るまでかはるところなし。保躬獻言の一節にいふ、

爰ニ年々歳々初春ニ顯官并ニ華族方々……必ス詠歌ノ勅題ヲ賜リ……國家ノ富強繁榮ヲ祝ヒ奉ルノ盛筵アリ……只恨ムラクハ……遍ク衆庶ニ賜ハウザルヲ如何セン、固ヨリ尊卑上下ノ分モアルコトナレド今ヤ駭々開明進歩の



最中二如此上下懸隔センコトハイカヴァアルベキニヤ云々

是を以て見れば庶民詠進の事たる、古く和歌御會が詠進者を制限せる理由を、階級制度に關係ありと認めし結果を改めんとして起れる者なるが如し。

予想ふに維新以前の和歌御會は、要するに斯道に修養ある者より詠進せし者に於て、貴族といへとも自信なき者は強て詠進するを避けしならむ。そは詠進歌數と獻詠資格ある者の全數とを、想ひ合せて覺るべし。されば下澤氏の解釋は深く舊制の精神を察せざるに基く者ともいふべく、かくの如くにして庶人詠進の新制度は、種々の趣味ある結果を生めり。本點については忌憚なく古今制度の優劣を批評するは有益のことながら、未だその自由なかるべければ、單に筆を史的敘述に留めて、他の言論を省くべし。

註

(1) 弘前藩士、建白書は三十一日の日付なり。

(2) 「わが竹」第三卷之一所載。

# 雛遊史考

一

盛飾せる人形をヒ、ナまたはヒナと呼び、それを玩具として興遊する風俗は、果していづれの時代にその起源を認むべきか。

これについて我等の有する資料は次の二種に過ぎざれば、左に掲げて少しくその性質を考ふべし。

小源爲憲三寶繪詞下卷

三月

法華寺華嚴會

法華寺ハ光明皇后ノタテ給ヘル所ナリ○中略即チ此寺ニ華嚴經ヲ講ゼシメテ、

雛遊史考



會ヲ行ハセ給フ、華嚴會トナツク、法用色衆ニミナ尼ヲモチキル、華嚴經ノ中ニ  
 説ケル所ノ善財童子ノ所ニシテ五十余人ノ善知識ニアヒツ、諸ノタエナル  
 法ヲキ、シカタチヲツクレリ、タケ七八寸ハカリナリ、會ノ日ゴトニ錦綾ヲス  
 ヒキセテ、ブタイノウヘニオキテ供養セシメ給フ、本願ノ時ヨリヨノ人イヒツ  
 タヘテヒ、ナノ會トイヘリ云々

本文の説くところを信せんには、後世いふ人形劇が古く奈良朝に存し、ヒ、ナ會と  
 呼ばれしことを知るべし。それと同時に衣裳を着脱し得る偶人ありてヒナと呼  
 ばれし事實を否定しがたし。(本書は平安朝の中期に成り、當時も依然として現は  
 れ居たりし如く思はる。)

(2)釋日本紀卷廿四  
和歌二

壬子、大彦命到於和珥坂上、時有小女歌之曰、中比賣那素寐、殊望私記曰、言不知  
 弑逆之謀、爲兒女之遊、今案比奈遊也。

これ武埴安彦叛逆の徴ありしをいへるものにして、日本紀卷十  
崇神十年に記すところ  
 を解せるものなり。今案云々の句が卜部兼方の加ふるところならずとすれば、私

記の著作時代に、兒女の戲遊として、雛遊なるものありしを徴すべし。さりながら  
 これにより直に書紀編輯時代より古くヒナアソビなるもの存せしとは考ふるを  
 得ず。況んや本居氏の如きも古事記傳卷二  
十三に、

比賣那素寐は契沖が媛の遊なりと云るさもあるべし、……媛遊とは天皇の美  
 女を集へて宴などし給ふを云るなるべし、

と論じ、兒女戲遊説を採らず。予も殊に證なき限り、童謡のヒナアソビを雛遊なり  
 とするは、早計なるを思ふ。従て雛遊が奈良朝に存せしとの結論は三寶繪詞の史  
 的價值により、或は否定さるべく、或は假説として保留さるべし。前文に引ける繪  
 詞の趣にては光明皇后當時より、ヒ、ナ會の稱ありしやうなれど、中川氏の「學燈」三  
二に引用せられしところは少しく本文を異にせり。

法華寺光明皇后所立也略中於此寺令講華嚴經令行法會略中用華嚴經中所説  
 善財童子於所々逢五十餘人善知識聞悟妙法形長七八寸許也、每會日縫被綾錦  
 置舞臺上令供養給、自是世人傳云比々那會

後者に從へば、ヒ、ナ會の稱は平安朝に於ける俗名ならんも知るべからず。しか



れども、本書著作の當時「ヒナ」と呼ばるゝ衣裳を着脱し得べき偶像が奈良時代にあ  
りしと信せられしことは疑なく、また事實存在せしなるべし。

近代の俗説に聖徳太子と雛遊との關係を傳ふるものあるは、古今要覽八十九所引、人  
の知るが如くなれど、論ずるに足らず。また潮音僞撰の先代舊事本紀三十聖皇本  
紀上卷上にいはく、

二年○敏達天皇春正月、侍從奉勸雛像、太子親取雛像、分其男像女像、定内儀外儀、而見  
男女別、立之以先皇禮、遊與諸童、言語動靜、竝以古禮教之爲慰、既而語曰、此遊非大  
夫遊、向後爲幼女遊。

本説によれば推古帝以前より存することゝなり、渡會直方の傳へたる太子當時に  
起るとの俗見に更に一步を進めしものなり。その誤謬は辯ずるの値なしといへ  
ども、正月に係けたることのみは留意を要す。(本書の作出されしとき、雛が未だ三  
月のものに定らざりしを示す。)

## 二

平安朝に雛の行はれしことは餘に明白にして、古人もまた多くの史料を提示せ

り。古今要覽八十九歳時部等よりて未だ留意せられざりしこと二三のみに一二を述ぶること  
ゝすべし。

## (I) 雛の用ひられたる範圍

近世風俗に於ける雛は、たゞ三月節日に飾られ、女流の愛護するものたりしに過ぎ  
ず。それに反して當代は種々の場合に使用せられぬ。

(イ) 少年少女の遊興具として行はれしこと

この事は、既に従來も承認せられしところなり。源氏物語 紅葉賀に紫上の事を記  
して、

いつしかひるなをすすへてそゝき居たまへり、三尺の御厨子ひとよるひ……  
又ちいさき屋どもつくりあつめて奉給へるを所せきまであそびひろげ給へ  
り。

などいへるをはじめ、他の諸卷、更に遡ては空穗物語の諸卷等にも見え、少女或は少  
年少女が共同遊戯する際に用ゐられし普通の玩具なりしこと明なり。

此種の雛については古來大なる誤解あること、後文にも説くべきが、山下氏の如き



も「雑遊起源考」風俗叢報に於て後世いふ人形遊びと異ならざるヒ、ナアソビを認められしにもかゝはらず、その製作を簡單なる紙人形と想定せられしは遺憾なりといふべし。

(ロ)宮咩祭に使用せられしこと

宮咩祭は自家の幸運を祈求する爲めに行ふところの風俗にして、恒例としては十二月——正月の午日を以て行はる。政事要略廿九十二月條さりながら、何人も始めてこの祭事を修する際は季節を擇ばざりき。かくてその以後は上の慣例により反覆祈祭せしなるべし。清實朝臣記、執政所抄寛治七年七月四日條にいはいはく、

初有此御祭、殿下着御衣冠御其座、是依被始御祭也。中比々奈七人、男形三人、女形三人、召一人、如此之物等所相具也。

類例の多くは別編宮咩祭考にいへり。

(ハ)護人形

所有者の生命をも代表すと考へられし唯一の人形をも「雑」と呼びしもの、如し。

「御産部類記」所引九曆天曆四年七月廿八日條にいへる「比々奈」の如き或はこれなら

む。中右記大治四年七月十五日條にもいはいはく、

今夕太上法王御葬送也。中宮々御人形被入御棺云々、新院ハ不被入、是子竝兄弟ハ必入也、孫者不入之由、陽明門院崩之時被沙汰。略下  
右の人形は即ち各所持者を代表すべき護人形なりと想像せらる。此種の物は極めて敬重せられ、玩弄の具たりしとは考へられず。後文参照

(ニ)製作状態及時期の關係

單に雑と汎稱せられしものに各種の別形態ありしこと上の如しとすれば、雑なる名稱は用途上よりせし命名にあらずして、製作上の特質によれるものと解すべきならむ。

然らば當時に於けるヒ、ナの製作は如何なる状態なりしか。これに關して古雑研究家の多くは天兒這子式の簡朴なるものを以て擬せんとするを例とす。さりながら予は不幸にして全然この種の見解に服するを得ず。平安朝に於ける「雑」特に護人形としての「それ」の精巧なりしことは近代的遺物の比すべからざるほどのものなりしを信ず。



(1) 榮花物語初花 こひめきみは、いみじうつくしう、ひな<sup>○</sup>のやうにて、かなたこなたにまぎれあるかせ給ふ (小姫君は中宮威子の御幼時)

(2) 同書御書 大宮の御まへ、ひめ宮を見たてまつらせ給略 中典侍たゞいまの御ありさまながら、うへにならびきこへさせ給へらば、いかにひな<sup>○</sup>な遊の様に、おかしうおはしまさんと啓すれば云々 (姫宮は陽明門院の御幼時、うへは後一條帝)

當時盛飾せし貴人を評して、ひな<sup>○</sup>に似たりといふことも他にも少なからず。誰か天見式の偶像を以て公子女の美しさを形容するの愚をなさん。要するに、雛を以て祓の人形乃至天見式人形の發達せしものとすは、信すべくもあらざるなり。雛の製作にして既に精巧なる以上、その附屬品調度類の見るべきものありしは當然ならむ。前人の既に引用せし齋宮女御集中務集の記事古今要覽をはじめ、紫式部日記にも、

若宮の御まかない大納言のきみ略 中ちいさき御だい御さらども、御はしのだい、すはまなども、ひな<sup>○</sup>な遊の具とみゆ。

本文は宮中の晴儀に於ける饗儀具を評していへるものなれば、以て雛の調度をも想像し得らるべし。次に時期的關係を考ふるに、その不定期性なりしことは、動すべからず。たゞ實例上に於ては正月の例多く見え、他の時々にも行はれしならんと思はる。山槐記治承三年四月廿一日條に、

今日祭也略 中女房新造比爲奈屋 相國參給云々

いふところのヒ、ナ屋は見物の料にする小形の屋形の義か、或は他の意味あるか詳ならざれど、年末——正月等のヒ、ナ遊については多くの確證あり。台記別記久安六年正月廿三日條に、

及晚、上渡御女御廬御冠直衣 有比々奈遊事云々

當時雛遊が女子のみに限られざる遊興なりしことは他にも例あれど一々はあげず。(しかれどもたゞ自然の傾として多く女兒に行はれしは疑なからむ。紫上がヒ、ナ遊のとき侍童いぬきにその席を荒されしも追雛の日なれば歳末なること明なり。源氏物語 紅葉賀)



三

鎌倉期に降てよりは、雛遊についての資料多く存せず。たゞ最も重要な事實は「人形節供」なる風俗の行はれしことならむ。明月記正治二年正月十五日條に、

乗燭之程參八條院、無人相求之間、及深更宗行僅出來、以之爲人形、有御節供、長經陪膳、六度往反甚見苦

本文の一句は「人形の爲めに御節供有り」と訓むるべし。而していふところの人形は、前項に説きし「護人形」種第三なること知らる。

近代に於ける雛節句に於ても、排列さるゝ雛の中に何等かの中心的人物あることあり。これは必須的條件にあらすと雖その人形は恐らく護人形の系統を無意識の間に傳ふるものと解し得べし。所持者を代表すと考へられ、その故に主人持主と同じく當日の節供をも備へらるゝものとすれば、三月に限らず、他の節句に際してもそのことありしならむ。然れども公家生活の政治的及經濟的退化と共に、この種の風俗は全く亡びて傳はらざるに至れり。

右に反して遊興的雛は、比較的後世まで不定期性に行はれたり。山科言繼卿記に見えし類例を掲ぐべし。

(1) 武者小路へ罷越、ヒナノ輿ノカナ物可仕之由被申候云々(大永七年六月十日條)

(2) 中御門娘御料人へ、ヒイナ、ハリコ以下數十五包云々(弘治二年十月廿三日條)

(3) 五郎殿女中江ヒイナ、ハリコ以下一包數十五、金龍丹五具送之(十一月廿三日條)

かくの如くなれば、室町季世に及ぶまでは、遊興的雛と三月との間に何等特殊の關係なかりしを徴し得らる。雛が己の日被人形と系統的連鎖ありとする舊説の如きは、先づ雛遊の俗が上巳に限れるものとなし、または然らずとしても三月に最も多く行はれしことを立證し得ざる限り、その成立は困難なり。

先人の夙に説けりし範圍に於て、三月に雛遊ありしとする典據は、たゞ左の一書あるのみ、續類從九百六「月蒔藻集」十所收二冊本にいはく

人語云、三月三日雛遊したる所にて飛鳥井榮雅卿

都ニハヤヨヒノ空ノトケケテヒナノアソビモ思ヒヤル哉

本書の著作年代は江戸初世なるべく、榮雅卿の所詠も亞槐集類從二百四及雅親卿十所收本



詠草（單行本、上の書と同じ）等に見えずして疑はしければ、容易に信じがたし。

本説にして採るべからずとすれば、江戸以前に三月風俗としての「雛」を認め得ざることとなる。（不定期の遊興なりしが故に、偶然三月に行はれしこともあるべきなれど例證を得ず。）

然らばいづれの時代より、如何なる徑路により三月を中心として玩ばるゝに至れりしか。これに答へんがためには、室町中期以降に於ける上巳祓人形の發達、及偶然三月に行はれし雛遊の吉例を説かざるべからず。

四

三月上巳に於ける祓禊のことは、改めて詳述するの要なかるべし。然かれども、その風俗に伴へる祓人形が室町以降に於て著しく發達せし形跡あることは本編の一項として記さるべきものならむ。古く平安朝の祓人形については充分に徴すべき資料なしといへども、親信卿記天祿三年十二月十日條に、

内藏寮官人供御贖物（七種、五寸人形、中略、御等身人形、七枚、裏小蓮一枚云々）

これを以て見るときは、所謂「雛」の如き精巧のものなり、いは考へられず、（裏表を見たるを）

るべし。故に古く雛人形と祓人形とか結合し得べき類品なりしとするは想像の第一歩を誤れり。さりながら従來の學者は「雛」の由來を知らむがための方法として祓の人形と「雛」の関係を想像するを例とす。（それに對し否定的態度を採れるもの殆どなし。）たゞ渡會常彰の日本國風（延享五年三月月序あり）卷五にいはく、

此日兒女雛を飾る、雛は紙にて作りたる小き人形を言也、小鳥の雛は愛らしきものなり、小き人形も愛らしきゆへに准じて雛といふなるべし。（中略）歲事の

故事を集めたる書に雛は修禊の贖物なり、上古禊事の時を此雛に負する身代の人形なりといふは甚妄説也、此國此日修禊なき事上に云々

本文は明白なる誤謬を含めりと雖も、（三月修禊の風、まといふ如き）讀物としての形代と平安朝の文獻に多くみゆるところの雛とを別個の系統に屬すとなせるは卓見なりといふべし。

然らば、ひゝなと祓の人形とは如何にして混同さるゝに至りしか。予はこの事情を南北朝以降特に室町中世以降の公家生活の荒廢——從て玩具としての雛の退化等も想像し得らる——と、祓の人形の發達に歸せんと欲す。御湯殿上日記を見



るときは、當時「ハラへの撫物と人形との別ありて必要に應じ使用せられしを見る。一二例をあぐれば、

けふの御精進の御いのり、御撫物ないくより御人形をへていづる云々（永祿十一年三月七日）

御人きやうとも御なでものいづる（享祿五年三月二日條）

更に古く文明年中九年三月一日等にもその證存せり。今これを以て平安朝のそれに比するときは、前者は修祓用の製作品にして、「人形」はむしろ「護人形」の方に近きものなるべし。後者の使用せられしは、決して上己に限らず、本書永祿七年十二月廿四日條に、

あきとみよりあすのせつ分の御人形まいる略中へつして御いのり云々。

などあるもその證ならむ。此種の人形は獻上せらるゝとき、女官等それに衣裳を着せしめ、一夜は枕頭に飾り置くものとす。本書明應七年三月八日條に、

あすみの日の御人形ともまいりて、御きぬめさせてこよひ御まくらにかゝる

（永祿二年十二月卅日條にも「あきとみよりの御人形、よ御まくらにおかれて、出

さるゝ」といへり。八年三月七日條等を眞明

かくの如く撫物式の平面的偶像以外に、衣裳を着脱せしむべき人形の併存するに至りしことは留意の値あらん。この人形が果して「ヒナ」と呼れしか否かは證なけれど、その製作は雛人形と近似し來れるものと思はる。玩具としての「雛」、不定期性風俗としての雛遊が、一轉して定期性となり、歳事化せんとするに至りし徑路は、此種の現象と關係あるべきを信ず。

五

近世に於て三月に行はれし雛遊の確實にして最古なるは、西洞院時慶卿記寛永六年三月四日條に、

宰相來儀、又時良來儀、久語略中昨日中宮ニテヒイナノ樽臺等ニテ有酒とある一節にして前日中宮和子の御方に雛遊ありしを示せり。予の知れる限に於ては、未だこれ以前に遡るものを見ず。而して本文の雛遊は恐らく興明正の御方に關するそれなるべし。近代の慣習によれば女子色直の後は、みなこの遊を行ふ。



基熙公記享保七年三月三日條七（色直は三歳の暮に擧げらるゝ式なりしこと後水尾院年中行事にみゆ。）明正帝は今年御歳七歳なれば右の推測に謬なかるべし。想ふに女院は當時洛中に於ける新風俗の源泉をなしたまへること多ければ、皇女のために行はせられたる雛遊が、偶然にも吉例なりし上は、後までも御内儀にその風を定められたりしかと考へらる。かくはいへとも、それは勿論公式のことにあらず、三月節供は依然として上巳の節供にして、雛のためにするものと成れるにはあらざるなり。故に後世に至るまでも、記録家の三月風俗を叙するや、雛に及ぶもの少なく、その恒例的記載を見んと欲すれば、江戸の季世まで降らざるを得ず。正保五年日記三月條に、

有朝餉鬮如例云々（三日）

御四所御人形、上巳被箱申下、申剋許御被御祈禱、及哺時結願珍重也（四日）

鶏合は古くよりの恒例風俗なれば掲げしなるべく、四日に申下せし、御四所人形は前文に説けりし如き、衣裳着脱式人形ならむと想はる。降つて基雅卿記東享保五年三月一日條に、

人形二箱、獻女院

本文いふところの人形は、その名稱知られざれど、雛に類するものなるべし。しかも雛と特記せられざるは、後世の如く、三月に使用する人形のみを特に「雛」と呼び、當日風俗の中心視するの俗未だ存せざりしたためなり。俗間の想像によれば、白酒草餅の類は雛のための供物なりといへども、實は然らず。三月の節に於て人のためにする飲食物にして、雛とは全然關係なく古くより行はれしこと、その證あり。隔冥記正保二年三月朔日條に、上巳の祝儀として蓬餅を贈られたる由をいひ、五年二月晦日條にも青菱餅酒などを恵れし趣を記せるなど、みなその例にして雛遊が未だ三月とならざりしころのことなりとす。

事情はぼ上に説くところを以て盡せりとすれば、近世までも、識見を重する一部堂上家間に俗習なりとして、雛節供を行はざりしものありしも、怪しむに足らず。一條兼香公記享保二年三月十七日條に、

自去三日至五日、於正親町中將亭、實乘朝臣有ヒナ事、是實乘朝臣息女二歳（中略）  
於書院ヒナ二十五對相並（中略）又天井ニハ以櫻作花段々被飭甚以爲美麗（中略）



有酒宴(中略)又於轉法輪家者内室爲ヒナ事自三日至五日四條邊人形舞及上るり語等來終日終夜有此事(中略)豈世俗風堂上入門古風敢不行之これ等も近代式雜遊を悦ばざりし確證に供ふべし。當時の卿相はいふまでもなく中古の故事に通ずる點に於て、現代人の比にあらず。しかも、ひな遊を斥け古風にあらずといひ、または近代風俗と斷するは、それが平安朝時代の文獻に散見するそれとの間に相違するところあるを認めたりし結果ならむ。即ち彼はたゞ不定期の童あそびにして、これは三月節日の中心視せられんとするものなれば、兩者に輕重の差ありしは明なるべく、かく雜遊を中心視することは俗習なりとの見解に他ならざるなり。

註

(1) 水藩士中村氏の筆記にいはく

オ虎サマト云ハ遠山久太夫殿ニ嫁……離別ナリ、ソレヨリ京へ上リ金子二三萬兩モ持テ樂ヲ極メ被申候……烏丸大納言光廣室ハ細川殿女ナリ、女院様ト三所ニテ京中ノ小袖様様モナニモイロく仕候由申條。(卷四)

傳聞なりとはいへ、當時此種の風評ありしを知るべし。(これについては史林第五卷及考古

學雜誌第九卷に収録されたる別編にも記せり)

- (2) 雜遊ありし年の十一月受禪あらせらる。從て三月の雜遊は皇女の御嘉例なりといふが如き思想の成立すべき理あるを信す。
- (3) 第四節にいへり。
- (4) 上御門泰重禪記元和三年三月三日條にも、明日巳日御祭(中略)御人形宮禁中仙洞女院御三所へ進上申候目出度思食候由御返事有之也といひ、四日條に飯後御人形宮返被下候といひ、また十五日條に明日巳日に候之故人形箱進上之とある翌日、人形箱禁仙女院御三所共返被下候など見ゆる。みな正保日記にいふ人形と同例なるべし。
- (5) 基熙公記享保七年三月三日條。

六

祓人形と雜との關係及雜遊の實質的變化については、略これを述べ畢れり。よりにて以下に少しく雜遊の定期化せし年代を推考せん。

寛永十年に成れる「犬子集」(俳諧には未だ「雜」を説かず。(桃花、三月三日等の項はあり。)) 俳諧初學抄(同十)また同じ。(當時といへども、三月に偶然行はれしことは幾度かこ



れありしならむも、明正院の如くのそは今論する限にあらざるなり。されは試みに

(イ)三月に行はるゝこと漸く多くなれりし年代如何。

(ロ)三日なるが多きに至れる年代。

(ハ)不定期時代の遺風はいつ頃まで存続せしか。

右掲三條の疑問に關し、釋ね得たるところの大概を叙すべし。

(イ)雛の三月に弄ばるゝこと少なからざるに至りしは、慶安承應の頃よりすと考へらる。慶安二年は我等の知る限に於て、雛に關する最古の法令を傳ふる歲にして、また基熙公記に、

御台ノヒイナヲ見、三十年餘以前御台十三歳見之。後今日再拜見云々(延寶八年三月一日條)

などいへるにも符合せり。(本文の記されしときより三十餘年を遡れば慶安年中に至るべし。)

(ロ)かくて寛文延寶の時代に及び、三日に行はるゝものと認められんとする氣運の熟せしことは、増山の井寛文三年三月三日條に、

體なる期もあらねば打まかせては難なるべし。云々但御あひしらひあらば、此比の俗にまかせて今日の事にも成ぬべし云々

かくの如き一節あると、延寶八年の俳句集「江戸辨慶」上巳條に初めて雛を詠せし句を收めしことによりて察せらる。

京雛にいさ言とはん箱傳受 江川友而

さめぬ間や榮花物語今朝の桃 興 風 (類例他にもあらん)

(ハ)然れども當時の雛遊は未だ全く三月の風俗と確定せしにあらす。二三の確證をあぐれば、寛文四年の「歳事記」一冊、延寶九年の民間歳事記をはじめ、元祿十七年に成れる「歳時語苑」三冊等みな上巳の雛遊について記すところなきなり。降て上田秋成の「雛祭詞」にも、

ひゝな遊び昔は……いつとなき御なぐさなりしを、だか家の風よりや祭りそめけん……時は、はやよひの三日四日の空のけしきいとのとけき頃のおそびなり云々。

など書けるを以て推察すれば、享保以降に於て漸く定期性のものとなれりしと解



すべく、しかも不定期性に關する知識は容易に失はれざりしを知らる。

註

(1) 享保集成三十六所收、慶安二、丑年二月令、

一、如前々羅之道具に蒔繪并金銀之箔付て結構に仕間敷事、上り候羅之道具には各別之事、  
本文にいへる「上り候羅」とは献上品などいふならむ。

(2) 骨董集上之下にも引く。寛文年中の羅遊については、京狩野家文書所收、寛文六年染筆之覺  
にも

一、ひぬなの御屏風二双、大ナル方は花鳥之覺、小方は唐子、金砂子泥入彩色、廉貞院様御用、  
三月十六日上、

なる一節見えたり。

(3) 藝文六之十二所收(七頁)

七

終に少しく雛人形の發達について説かんとす。今日俗間に「ヒナ」と汎稱せらるゝ  
ものゝ間には、さまざまの系統あり。

(1) 正系の雛即ち高倉(山科)雛の類

(2) 近世普通の雛

(3) 廣義に見たる雛

(イ) 單に人形と稱すべきもの、兒雛の類。

(ロ) 平面的雛の地方化せしもの、薩摩雛などの類。

(ハ) 假作されたる雛、絲雛の類。

(4) 雛と稱する玩具、芥子雛の類。

(1) 及(2)を雛と呼ぶは正當なるべけれど、(3)の(イ)と(4)に至ては、本來羅遊雛祭と直  
接關係なき一種の玩具に過ぎざるべし。(3)の(ロ)及(ハ)は地理上の關係或は文化財  
政等の状態よりして雛人形を所有し得ざりし人々が心の慰にそれと眺めたりし  
者ならむ。

今日よりし見るを得べき最古の「雛」は恐らく江戸初世までも遡らざるべし。所謂  
「室町雛」の如きもその製作年代を示すものにあらずして、後世より或る型式の雛に  
對して與へられし便宜的名稱なるべきを信ず。



雛形の製作に關する法令は古く江戸初世より存し、享保中にはその大きをも制限せりき。然れども、その實は必しも法文の如く勵行されしにはあらざるなり。

一はま弓菖蒲甲束帶之雛并雛の道具結構に仕間敷候(元祿十七年申年二月享保集成卷十九所載)

一雛八寸より上可爲無用近年結構成雛段々有之候次第を追而軽く可仕事

一雛道具、梨子者勿論蒔繪無用に仕べく雛上之道具たりとも墨塗に可仕候、金銀

かな物可爲無用事(享保六丑年七月、同書三十六所載)

此種の令達は恐らく度々ありしならむ。しかも、甲子夜話(卷九)は傳へていはく、

世ニ云ニハ木下氏(備中ノ足守侯)ノモトニハ、人ハ長ホドアル、雛人形アリ、大閣秀吉ノモノニシテ今彼家ニ傳フト(中略)或曰木下三之丞(今ノ足守侯)訪來テ物語セシ中ニ、彼ヒヒナノコトヲ聞ケレバ、是ハ秀吉公ノモノト云ハ非ナリ、吾ガ先代肥後守(中略)造リタルモノナリ成ナド人ノ長ヨリモ大キク二間ノ所ニ一對ヲ置クベキホドナリ、今ハ女子ヲ嫁セシ水上織部ト云フ人ノモトニソノ娘持行シト諸リシ、イカニモ如斯大偶人ハ罕ナルベシ。

事例これに留らざれど一々あげず。

想ふに狹義に見たる雛の系統は恐らく二原型を有するならむ。その一は紙雛式にして、他は立體式ともいひつべきか、兩者の前後は推斷し易すからずといへども、奈良朝に於て既にその共存せしことを知る。

即ち奈良朝の「雛」は、(一)人勝として世に知られしもの、(二)比々奈會の人形式のそれかく二類に分ち得べし。前者については、先輩の指示せられしことあるのみならず、また正倉院御物の出入を勸録せし古書にも見えたり。此種の物が平面的構造を有する品のみなりしか否かは定め難きも、

人勝二枚(一枚在金薄字十六、一枚押綵繪女形等口縁在金銀裁物) 雜物出入繼

文(齊衡三年六月廿五日)

かくの如き一章の存するあり。これによれば後世多くの雛の如き立體的構造なりしとは思はれずして平面的製作ならむと考へらる。それに反し、後者は前文に引證せし三寶繪の記事にても考へ得ることく、枚を以て數へらるべき性質とは認め難し。



當初少なくとも二類型の存せしものとすれば、降て平安朝以降に於けるその變化は如何。この疑問に答へんためには、未だ充分なる證據を得ざれど、恐らく次の如くならむ。即ち前代より存する二形式はいふまでもなく存續し、更に中間形の發生を見たりしことなりとす。而して右の三類型に屬すべき「雛」の製作にも種々の分化ありしならむ。左に中間型式の一例をあぐれば、定家朝臣記天喜元年六月十一日條に、

己刻鷹司殿令薨給、春秋九十、日者有御惱

いふところの鷹司殿は道長の室倫子にして、十五日入棺式を行はる。本書またいはく、

子刻御入棺略○中 戊刻酌御浴料吉方水(川屋川云々)今日依仰參京極殿、令作御形代、長七尺許、以紙作ひな、令着東帶並冠云々。

本條によりて考ふるときは、棺に入れられし「雛」形は、衣装着脱式のものなるを知るべし。さりとて後世いふ高倉雛式の寫實的體型を具備するものとも思はれずして、その中間に立つべき者と信せらる。

註

(1) 本書のみにては風聞を記すに過ぎずとして、確否を疑ふ人もあらん。然れども、定祥卿記嘉永六年三月七日條に、

向醜圃亭見羅人形、輝弘公母堂被持來、羅頗大、形如大人。云々  
などいへるは「夜話」の記事が妄ならざるべきを示すに餘あらむ。

(2) 續々類從十六雜部所收本文參照。

八

雛遊の由來及其の變化については略これを書べたり。よつて近世諸階級に於ける一般の風俗を附記して本編を了らむとす。

(イ) 宮廷及堂上諸家の雛遊

禁中仙洞をはじめ、多くの堂上家みなこれを行へりしこと諸書にみゆ。貴顯のそれに際しては近習の諸公卿拜見を許され酒饌を賜ふ。兼胤公記安永五年三月二日條に、「申剋參院雛被爲見略○中 於御次賜菓酒有發聲」といひ延享二年三月三日條には、「參女御宮方御雛遊拜見賜菓酒」と見え、諸家にも相互參觀のことありき。無



上法院の御日記に、

女二の宮のひいな遊いまだあるよしゆへ見物にゆくまんどくがり給ひ略○中さ  
まんどくしほらしき事どもにて云々。(天和二年三月四日條)

節句の祝略○中 姫君ひいなのおそび見物にゆくさまの物のどもにしほらしさ  
ながめ入る。(貞享三年同月三日條)

(五年三月三日女一宮元祿十年三月二日姫君遊遊ことなど略之)

などあるにて知らる。また當日堂上家よりは中宮或は准后の御雛に對し供物獻進の  
習慣にして、中宮御雛へ一品ちりめん三卷也寛政十年三月三日條 といへる如き例多く存す。

參中宮御方會女房雛竝卷物肴等内々獻之忠良公記文化二年三月三日條

嘉儀如例略○中 中宮江内々略○中 御雛前獻之同 書文化九年同日條

是等はみな一條家よりせる者なれど他家にてもその例多からむ。

雛を取出し適宜の席に安置するは前月廿八日を例とせしが如し。忠良公記にも、

文化二年二月廿八日條

雛人形等令出之如去年有花籠間也

また寛政九年三月朔日條に、自今日雛如例飭之廿八日數多用事ニヨテ也と記  
し、他にも例多くみゆ。

此日雛人形等令見之花籠間ニ同用之(文化三年二月廿八日條)

自今日雛人形等如例歲令出之女房之爲沙汰(五年同日條)

當日は赤飯蓬餅俗にクサモチ祝酒などの儀を行はれ尊親に參賀し自もまた是を祝  
ふ。

節句如例略○中 母公御方へ參入給祝酒了其後御入に付奉祝酒了家僕一統於雛

前給祝酒了(享和二年三月三日條)

(一條家にての様なり次條も同じ)

節句如例略○中 蓬餅前付カマス桃柳グタマ次ヒレ吸物各如例略○中 表奥等酒宴有

之(寛政三年三月三日條)

かくの如き風俗は今日もなほ行はるゝもの多くなほ家臣侍女等にもみな祝儀  
を下賜するの定めなりき。(忠良公記文化二年三月三日、九年同日條參照)

節句嘉儀略○中 母公御方へ菱餅十五重等如例獻之姫公方へ御肴料金百疋宛給



之○中諸大夫用人共へ給酒肴赤飯等……(享和三年三月三日條)  
 節供の當日精進日などに相當するときは、饗饌の便宜を計て朔日に祝儀を行へるもあり。(野宮定靜朝臣の日記文化十年三月一日條に、今日有遊遊之興明後日家公爲御精進之故也といひ、十二年三月朔日條にも、今日有遊遊興清閑寺家族各被來とあるも事故ありしなるべし。かくて遊遊の當日は單に一家及親族の團欒せるのみならず、知友も互に往來相賀し遊遊の觀覽等に興じたりし様察するに餘あり。  
 (前文にもみゆ)

八百君遊事人多來見之(基熙公記享保三年三月三日條)

上己嘉儀如例中晚頭至裏辻亭中有遊遊種々饗等(公明卿記寶曆十二年三月三日條)

當時の女子にして、色直以後の年齢者はみなこの遊をなせりといふ。基熙公記享保七年三月三日條に「女子色直後有此遊近代風俗」と記せり。(本考前文にもいへり)而して所用の人形等は山科高倉兩家に於て監督製作せられしなり。

註

(一) 忠貞公記にみゆ。

(2) 諸家の遊遊に對し、御下賜品などあるは珍しからず。無上法院日記元祿五年三月三日條には仙洞より御難をたまへる由いへり。

(3) 野宮定晴卿記明和九年二月廿日條に、今日黃門被談云、於山科亭見比々奈、男女體有數其中狩衣體へ挑狩衣、青山吹衣云々是等皆帥卿諷諫云々女房體すゞしの折衣。□□云々

といひ、寶曆八年二月十日條にも、  
 向山科亭、嚴君同御出此黃門此度依殿下命調進、羅爲見物令赴也、其體東帶布袴衣冠小直衣、女房准此有□別以上人形八裝束皆□如大人無相違只少耳、(下略)  
 など見えたり。これにより山科羅の有名なりしを知るべし。世に高倉羅と稱するもの、内にも山科家所製の品なきを保せず。

(ロ) 武家の遊遊

武家に於ても三月節供の禮畢るの後中奥大奥に於て祝宴の儀あり。松平容敬侯の日記天保四年三月三日條に、家中一同上己之禮受之、といひ、同十年三月三日條には、桃季節に付詰合之同席一同登城中菱餅祝之、奥ニ而茂祝有之、奥之者共之禮受之、とあるが如く、先づ柳營に參賀し、歸館後は家臣の賀に接し、了て奥女藤を引見せりしなり。(他より遊遊見に来るもあり)當日家臣には物品を頒ち祝宴を張り



知縁を招くこと公家方のそれと異ならず。

註

- (1) 奥江本郷より難爲拜見老女共出候に付奥江参る。(文政十一年三月五日條)(嘉永三年三月四日條にも)
- (2) 芝ヨリ難祭ニ付奥へ御出夕膳等相伴晚催宴用人共奥付略中等出ル。(天保十四年三月三日條)
- (3) 中奥難近士等へ見物申付る(弘化四年三月二日條) 嘉永四年にも同例みゆ。
- (4) 夕照姫方に而難祭祝に付奥方一同中奥へ参り催宴(弘化二年三月四日條)
- (5) 大町通用屋敷へ参る敬姫にも九つ過之供觸に而参る鷹捕有之御部屋へ参り難見之宴有之(嘉永四年三月五日條)(この種の例一々盡くさず)

右の如くにして、一族上下の祝宴を了り、全く難の納めらるゝは七日以後なりしとみゆ。(四、五日頃に收むるは最その早き者と察せらる。)

奥に而難祭祝有之略中晝後中奥之難近習之者昨日之殘竝今日芝より共に参り候者ともへ爲見之晩照姫に而難祝之祝宴有之(弘化五年三月六日條) また九月重陽節に後の難といひて三月の如くにはあらざれども、遊興をなすこ

と江戸中世よりみえ(骨董集卷上嬉遊笑覽卷六等八朔に行へるもありとぞ。かくて武家に於ける難飾の様につきては二様の傳説あり。

難は御座の間と御休息間略中(御内所難といふ)の二ヶ所に飾る御次の女中八人、人難掛りに仰せ付らる供物は略中四日とも一日も同じ品を供せざる略中なり。飾付の段数は十二段にて夫婦人形の衣裳は年々新調云々

右はその一にして、千代田大奥<sup>上</sup>八頁<sup>廿</sup>に説くところのものなり。本書は社撰頗ぶる多く容易に信すべからず。他の一説はその趣全く右と反し、柳營大奥の難遊にすべて階などを設くることなく席上に竝べ飾れりと稱す。即ち甲子夜話卷九にいはいはく。

大城大奥の御難は世間の如く高く柵を設て竝べ置くことは無く、席上に氈を敷て竝べ在りと云三月には拜見を免されて婦女の輩は市場の人にて大奥の女員に親縁あるは略中見物するよし略中いかさま難は公卿の形を作りしまでのものなれば尊上にて貴るべきものには非ず世上の所爲は畢竟民間の習はしなり。